

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的内容(再照会)	修正回答(対応策)
1	土地・住宅	仮設建物の許可に関する緩和措置	東日本エリアの生産工場では、工場被災により生産中止を余儀なくされている現状があり、工場の復旧には多大な時間と費用が掛かる。工場も多くは、次工程への製品出荷を行う場合があり、仮設建物による生産再開のための生産スペースの確保および資材のストックヤードの確保を要望している。 そこで、本基準の内、制限される用途など適用範囲の拡大および確認申請の審査期間の大幅な短縮など、規制の緩和を要望する。	国土交通省	建築基準法第85条第5項	仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、建築を許可した場合においては、業種規定等の建築基準法令の規定の一部が適用されないこととなる。	生産再開のための仮設建築物についても、被災工場が再建されるまでの間に限り短期間設置され、再建後は撤去されることが明確なものについては、建築基準法第85条第5項に規定する「仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物」に該当することについて、特定行政庁等に対し周知徹底を行うこととする。		当該回答だけでは、地方自治体との交渉が円滑に行なわれるのか不透明であるため、特定行政庁等に対する周知徹底に際して用いられる運用や文書等を公開のうえ、民間でも共有できるようにして頂きたい。また、建築基準法第85条第5項の規定では、「その他これに類する・・・」に工場が含まれると解釈し難いので、「工場・倉庫」という用途について明記いただきたい。	被災を受けた工場が再建されるまでの間使用される生産再開のための仮設建築物等は、建築基準法第85条第5項に規定する「仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物」に該当することについては、「建築基準法第85条第5項に規定する仮設建築物について」（平成23年5月27日付国住指第461号。建築指導課長通知。）を发出することにより特定行政庁等に対して周知したところ。また、当該技術的助言については、国土交通省のホームページにおいて公開することとしている。
2	土地・住宅	道路使用許可の迅速化	道路使用許可申請により許可を受けるのに所要の書類と時間（1週間～1ヶ月）を要している。点在する被災箇所を想定すると、許可証発行の簡素化・迅速化をお願いしたい。	警察庁	道路交通法	道路において工事又は作業をしようとする者等は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。	被災3県の警察においては、道路使用許可申請のうち緊急を要するものについては、口頭での申告・許可を行い、事後の書類提出を認める運用を行っている。また、緊急性のない申請に対しても原則として許可証を即日交付するなど迅速な対応を図っている。			
3	土地・住宅	官公有地の占有使用許可手続き等の事後申請と簡素化	①復興のための電柱電線等の設備新設に係る道路占用新規手続きについて、事後申請による許可および手続きの簡素化。 ②地震や津波による電柱電線等の設備流出に係る道路占用廃止手続きについて、事後申請および手続きの簡素化。 ③被災地域における既設物件の道路占用許可期限の延長および更新手続きの簡素化。 ④復興作業に従事する車両道路使用許可申請手続きの簡素化。 ⑤被災地域における公有地（行政財産）への使用手続きの事後申請および簡素化。	国土交通省	①～③道路法第32条、33条、36条 ⑤都市公園法第6条	①について 一般に、電気事業者又は認定電気通信事業者が電柱、電線を道路に設けようとする場合は、公示の1月前までに当該工事の計画書を道路管理者に提出し、道路管理者の許可を受けなければならない。 ②について 占用主体が占用を廃止した場合には、道路占用廃止の手続きをしなければならない。 ③について 占用の期間を変更（期間延長）する又は占用許可を更新する場合、道路管理者の許可を受けなければならない。 ⑤について 都市公園に公園施設以外の工作物等を設けて都市公園を占用しようとする場合には、工作物等の構造等を記載した申請書を公園管理者に提出し、公園管理者の許可を受けなければならない。	①について 平成23年3月11日付け道路局政課長等通達により、ライフラインに係る占用物件の災害復旧の取扱いについては手続の簡略化及び事後手続きを認めることとしている。 ②について 平成23年3月22日付け道路局政課長通達により、被災により占用物件が損壊し、明らかに占用物件としての効用を失ったと認められる場合は、占用廃止の届出があったものとみなし、被災の日をもって道路の占用を廃止することとしている。 ③について 平成7年3月6日付け道路局政課長通達により、手続の簡素化を行っている。 ⑤について ライフラインの復旧等災害復旧・復興に係る都市公園の占用許可に係る手続については、被災した地域の状況等に鑑み、柔軟に対応することが可能である旨、周知した。			
				警察庁	④道路交通法	④について 道路において工事又は作業をしようとする者等は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。	④について 被災3県の警察においては、道路使用許可申請のうち緊急を要するものについては、口頭での申告・許可を行い、事後の書類提出を認める運用を行っている。また、緊急性のない申請に対しても原則として許可証を即日交付するなど迅速な対応を図っている。			
				財務省	⑤国有財産法第18条第6項	⑤について 国有財産（行政財産）については、国有財産法第18条第6項に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができることとなり、各省各庁においては、本条項の取扱いを具体的に定めた「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について（昭和三3年1月7日蔵管第1号）」通達に基づき行政財産の使用許可の手続きを行っている。	⑤について 平成23年5月12日付各省各庁国有財産総括部局長宛事務連絡により、災害対策のために地方公共団体等が国有財産を使用する場合においては、被災者救済及び災害復旧の緊急性に鑑み、口頭により処理した上で、後日、使用許可申請書等の作成を行なうとしても差し支えない旨を通知済み（既に対応済）。			
4	土地・住宅	建築確認申請・審査手続の簡素化・迅速化	①テナントハウスなど形式の決まったものや過去に実績のあるものの建築確認についての簡素化・迅速化 ②それ以外の建築物に対する建築確認、構造計算適合性判定、完了検査の簡素化・迅速化 ③特定行政庁の構造計算適合性判定機関への指定や、建築確認および構造計算適合性判定を行なう審査官の増員など、審査件数に見合う体制への拡充	国土交通省	建築基準法第6条等	一定の建築物の建築等をしようとする場合には、工事に着手する前に建築確認を受けることが必要。また、特に高度な計算を要する建築物については、構造計算適合性判定を受けることが必要。	2階建の木造一戸建等小規模な建築物に関しては建築確認に係る法定期間は7日以内と迅速に処理することとされており、構造計算適合性判定を要する物件の建築確認審査手続き期間について法定期間は最大70日とされているが、平成22年6月1日の建築確認手続き等の運用改善（第一弾）の施行後に申請され、平成23年2月及び3月に確認済証が交付された案件に係る確認申請受付から交付までの平均日数は30日を下回るなど迅速化が図られている。 また、平成23年5月1日に建築確認手続き等の運用改善（第二弾）を施行したところであり、当該運用改善の一環として、都道府県に対し指定構造計算適合性判定機関の指定手続き等の改善等について通知し構造計算適合性判定等の円滑化を促しているところ。			
5	土地・住宅	非常災害があった場合の基準法適用除外期限の緩和・弾力化	建築基準法では、「非常災害により破損した建築物の応急の修繕について災害発生日の1ヶ月以内に着手するものについては、建築基準法は適用しない」とあるが、災害の規模や範囲などを勘案し、主管大臣又は第三者機関の判断で「1ヶ月」を延長できるように法令を改めていただきたい。 現法律は、今回のような想定を超える規模の災害には適さない。	国土交通省	建築基準法第85条第1項	災害により破損した建築物の応急の修繕については、災害により破損した部分の修繕であれば、工事に着手する時期にかかわらず、建築基準法令の規定は適用されないこととなる。	平成23年4月5日に、都道府県等に対し「災害により破損した建築物の応急の修繕に係る建築基準法の取扱いについて」（平成23年4月5日付国住指第27号。建築指導課長通知）を发出し、災害により破損した建築物の応急の修繕については、災害により破損した部分の修繕であれば、工事に着手する時期にかかわらず、建築基準法令の規定は適用されないこととなる旨を周知したところ。			
6	土地・住宅	既存不適格建築物の改築にかかる手続きの迅速化	昭和40年前半に建設した工場等では、改築方法によっては建築確認が必要な事例が出てくるおそれがある。その際の手続きの迅速化をお願いしたい。	国土交通省	建築基準法第6条等	一定の建築物の建築等をしようとする場合には、工事に着手する前に建築確認を受けることが必要。また、特に高度な計算を要する建築物については、構造計算適合性判定を受けることが必要。	構造計算適合性判定を要する物件の建築確認審査手続き期間について法定期間は最大70日とされているが、平成22年6月1日の建築確認手続き等の運用改善（第一弾）の施行後に申請され、平成23年2月及び3月に確認済証が交付された案件に係る確認申請受付から交付までの平均日数は30日を下回るなど迅速化が図られている。 また、平成23年5月1日に建築確認手続き等の運用改善（第二弾）を施行し、建築確認手続き等の更なる運用改善を行ったところ。			
7	土地・住宅	復興支援のための工場内に仮設倉庫の設置許可	東北地方水産復興のための、漁船の製造を行うが、部品庫の増設などが必要となり、倉庫についての仮設構造物扱いでの利用を要望する。強度など規制が緩和された構造物を倉庫として活用することにより効率的な生産が可能となる。	国土交通省	建築基準法第85条第5項	仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、建築を許可した場合においては、建築基準法規定の一部が適用されないこととなる。	増設のための仮設建築物についても、短期間設置され、撤去されることが明確なものについては、建築基準法第85条第5項に規定する「仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物」に該当することについて、特定行政庁等に対し周知徹底を行うこととする。			
8	土地・住宅	震災ごみ焼却処理施設建設工事に関わる緩和措置	建築基準法6条及び18条における計画通知書について、 ①震災復興を目的とした操業期間限定の仮設施設内の案件に関しては本法令の免除をお願いしたい。 ②また、適用する場合は提出時期遅延措置及び内容の簡素化等の緩和処置をお願いしたい。	国土交通省	建築基準法第85条第2項	災害があった場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物については、建築確認申請手続き等の建築基準法令の一部が適用されないこととなる。	震災復興を目的とし短期間（特定行政庁が許可した場合最大で2年3ヶ月）設置される応急仮設のごみ焼却処理施設のうち建築基準法第85条第2項に規定する「災害があった場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物」に該当すると特定行政庁が判断するものについては、建築確認申請手続き等の建築基準法令の一部が適用されないこととなる。			
9	土地・住宅	倉庫内建物における「床」基準の緩和	建物内において、人がのって作業するために設置する構築物（通称メザン）は、建築基準法では「床」とみなした規制が適用されるが、倉庫内において主に貨物の保管を行うための構築物については「床」としての規制を見直し、保管庫として取扱いしてほしい。	国土交通省	建築基準法第2条、92条、建築基準法施行令第1条、第2条	主要構築物：壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要な間仕切壁等を除く 構築耐力上主要な部分：床版等、建築物の自重等を支えるもの 建築物の床面積：建築物の各層又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積	主要構築物である床や構築耐力上主要な部分である床版、さらには壁等の区画で囲まれ床面積に算入する部分に該当するかどうかは、当該部分の機能、構造、区画の状態等に応じて個別に特定行政庁が判断することとなる。			
10	土地・住宅	仮設建物における建設材料不足への対応措置	建築基準法第68条の10項の形式適合認定基準では、認定の数が多すぎること仕様に市が少ない点が問題であり、建材の仕様しを特化せ、性能が同等と認められる建材については、輸入品も含め、早期に認定品同等の措置をとっていただき、建築物の復旧がスムーズに進むよう要望する。 また、大臣認定品の他にも、これに類する認定品制度があるが、同様の措置を要望する。	国土交通省	建築基準法第68条の26	建築基準法第68条の26に基づく構造方法等の認定については、指定性能評価機関において行う性能評価の結果に基づき、国土交通大臣が認定のための審査を行うこととしている。	防火材料・シックハウス建材の構造方法等の認定に係る性能評価については、既に構造方法等の認定のための審査に当たって行われた性能評価に係る試験結果を用いることにより新たな試験を要しないこととすることが可能である場合があり、この場合、性能評価に係る手数料が減じられるとともに、性能評価に要する期間が短縮される。平成23年3月25日付け发出了「構造方法等の認定に関する運用改善について」（平成23年3月25日付国住指第494号。建築指導課長通知）においてもその旨を周知している。			
11	土地・住宅	復興・まちづくりの促進	①震災からの復興促進 建築物の再建の迅速化を図る為、建築確認等の許可手続きの緩和 ②震災に強いまちづくりの促進 津波による建築物の構造体の指定や容積率の緩和による建築物の構造の強化・高層化 ③被災者の住居の早期確保 公園・官庁の解体予定建築物や空室の利用促進	国土交通省	建築基準法第6条、第39条等	①について 一定の建築物の建築等をしようとする場合には、工事に着手する前に建築確認を受けることが必要。 ②について <建築基準法第39条> 地方公共団体は、条例で、津波等による震災の甚しい区域を災害危険区域として指定し、当該区域内において災害防止上必要な建築物の建築に関する制限等を行うことが可能となっている。 なお、備蓄倉庫等を有する津波避難に資する建築物については、特定行政庁の許可により、容積率不算入とすることが可能となっている。 ③について UR賃貸住宅の空室については、既に被災者に対して提供を行っている。平成23年5月16日時点で、全国で約5,100戸を確保。うち、約730戸が入居決定。				

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的内容(再照会)	修正回答(対応策)
12	土地・住宅	被災市街地復興推進地域指定と事業用地整備迅速化のための緩和措置	被災市街地復興特別措置法第5条1項に基づく都市計画への被災市街地復興推進地域の迅速な指定と事業用地整備のための下記要件の緩和、弾力運用を求めます。 ①第6条6項一四地の土地についての所有権又は借地権を有する者の全員の合意に時間を要する場合の緩和措置 ②第12条2項二号、13条3号復興共同住宅区における施工者が行う地上権等の有無確認の緩和又は代替措置 ③第13条1項の同意を得るべき者の所在不明時の代替措置。 ④第13条2項の地積合計を指定規模とし数人共同で申出ることが困難な場合の緩和措置。	国土交通省	被災市街地復興特別措置法 土地区画整理法	①について 被災市街地復興推進地域のうち一定の土地を有する者は、その全員の合意により、当該被災市街地復興推進地域の緊急復興方針に定められた内容に従ってその土地の区域における建築物の整備等に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、当該協定に基づく計画的な土地利用を促進するために必要な措置を講ずべきことを市町村に申し立てることができることとされている。 ②について 復興共同住宅区内に換地を定めるように、又は、換地を定めずに復興共同住宅区内の土地の共有持分を有するよう、施行区域内の宅地の所有者が申し出たときは、施行者は、当該宅地に建築物その他工作物又は地上権等の権利が存しないと認められる場合は、換地計画において、復興共同住宅区内に、これらの申出に係る宅地を定めることとなっている。 ③について 施行区域内で指定規模に満たない地積の宅地の所有者は、施行者に対し、換地を定めずに復興共同住宅区内の土地の共有持分を有するよう申し出ることができるが、その宅地に他人の権利(建築物その他工作物を使用し、又は収益することができる権利に限る。)の目的となっている建築物その他の工作物が存するときは、当該申出についてその者の同意を得ることとなっている。 ④について 施行区域内で指定規模に満たない地積の宅地の所有者が、施行者に対し、換地を定めずに復興共同住宅区内の土地の共有持分を有するよう申し出るときは、その地積の合計が指定規模となるよう数人共同で申し出ることとなっているが、別途定めることとされている指定規模について、現在定めはない。	① 復興を円滑かつ迅速に進めるためには、地域住民の理解と協力を得て、その自主的な復興の努力を支援するという観点が必要と考える。なお、被災市街地の単なる復旧ではない復興を実現していくために必要となる空間の再編・再配置を、被災状況に応じて、関係者の合意形成を図りつつ、迅速に進めていくための基本的な枠組み等の構築を検討中(農林水産省と連携)。 ②、③、④ 地上権等の有無の確認、権利者の同意については私権の保護の観点から必要不可欠である。確認及び同意を得たことの証明方法については、事業の認可権者が判断することとなる。また、同意を得るべき者が所在不明の場合における対応は、土地区画整理法第13条3項の規定を活用できる。 なお、指定規模については、制度の現状に記載のとおり、現在定めはない。			
13	土地・住宅	漁船積装のための工場設置に対する用途規制緩和	東北地方水産業復興のため、漁船が必要となっている漁船を製造し納品するためには、現地に建設工場が必要となる。そのために、内陸部または沿岸部の限られた陸域に、仮設工場などの設置を行うための用途規制の緩和をお願いしたい。	国土交通省	建築基準法第85条第5項	仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、建築を許可した場合においては、建築基準法による用途規制は適用されないこととなる。		漁船の積装を行うための仮設工場についても、短期間設置され、撤去されることが明確なものについては、建築基準法第85条第5項に規定する「仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物」に該当することについて、特定行政庁等に対し周知徹底を行うこととする。		
14	土地・住宅	建設業者の営業行為の制限緩和	建設業法の許可を有している建設業者については、支店において許可を有していない場合であっても、営業行為の実施を可能とする。または、営業所追加に係る許可の再取得の処理を迅速化する。	国土交通省	建設業法第3条、第5条 「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」(平成13年国総建第99号)	軽微な建設工事以外の建設業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合においては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内のみ営業所を設けて営業をしようとする場合においては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。また、国土交通大臣許可を受けようとする場合、提出先である主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の事務所に到達してから、地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間が定められている。	営業所追加に係る国土交通大臣許可の再取得については、標準的な処理期間を定めて処理しているところであるが、一層の迅速化に努めてまいりたい。 建設業法に規定する営業所とは、常時建設工事の請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に関する実体的な行為を行う場所とされており、建設業に関する営業の中心は各営業所にある。このことから、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するために、営業所ごとに許可を受けた建設業に係る技術者を専任で設置し、当該技術者の恒常的な技術指導のもとで、見積り等の建設業の営業が適正な形で行われるよう措置することが必要である。許可を有していない支店の営業行為を認めた場合、当該技術者の配置が確保されず、契約の適正な締結及び履行が確保されなくなることにより、発注者の保護に支障を来すおそれがあることから、緩和は困難である。			
15	土地・住宅	主任技術者、監理技術者設置にかかる緩和措置	建設工事に配置する技術者(監理技術者、主任技術者)の条件緩和 ・建設工事の兼任 ・専任すべき元請金額(2500万円)の引き上げ ・監理技術者配置要件(外注総額3000万円)の引き上げ ・親会社と連結子会社間の技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い要件の緩和	国土交通省	建設業法第26条第2項、第3項 建設業法施行令第2条、第27条 「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成16年国総建第316号)	建設業法においては、建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、工事現場における建設工事の施工の技術上の指導をつかさどるものとして主任技術者を、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、0.000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)を下請施工させる場合には、監理技術者を置かなければならないこととされている。 また、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事で、工事一件の請負代金の額が、500万円(建築一式工事においては、000万円)以上の一定の工事については、工事現場ごとに配置する技術者(主任技術者又は監理技術者)は専任の者でなければならない。 技術者所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるが、一定の要件を満たした連結財務諸表提出会社(以下「親会社」という。)と連結子会社(以下「子会社」という。)からなる企業集団に属する建設業者の間(親会社とその子会社の間に限る。)の出向社員を出向先の会社で工事現場に主任技術者又は監理技術者として置く場合、当該出向社員と出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取扱うこととしている。	公共性のある工作物等に関する重要な工事においては、当該工事の適正な施工を確保するため、工事現場ごとに、施工の技術上の指導をつかさどる専任の技術者(主任技術者又は監理技術者)の設置を求めているが、複数の工事であっても、密接な関係があり近接した場所を施工されるものや、工期が重複し工作物等に一体化が認められるものについては、一定の場合に技術者の兼務が認められている。 また、主任技術者又は監理技術者の現場専任を要する工事の請負代金の額及び監理技術者の配置を求めた基準額については、物価水準等を勘案し合理的な水準に見直しを行ってきたところである。 一方、建設業者が請負契約を履行するためには、当該建設業者と第三者の介入の余地のない雇用関係にある技術者が、当該建設業者の責任の下に、その有する技術力を効果的に活用して施工管理を行うことが不可欠であることから、他の会社の意思決定を支配する関係にあるとはいえない複数の会社間における取扱いの緩和は認められない。 なお、震災等の自然災害発生後、最寄りの建設業者が即時に対応することが、被害の拡大防止等の観点から最も合理的であるなど緊急を要しない事情がある場合には、例外的に直接的かつ恒常的な雇用関係はしないものと取り扱って差し支えないこととしている。			
16	土地・住宅	震災がれき等の処理を迅速に行うための公有水面埋立許可の承認手続き	今回の地震と津波により莫大な震災がれきが発生した。復旧・復興を速やかに実施するためには、震災がれきの迅速な処理が必要となる。震災がれきの処分として埋立等の公有水面を震災がれきに埋立てることが考えられるが、埋立を実施するためには公有水面埋立法に基づく埋立免許の申請と承認手続きが必要となる。しかし、通常埋立免許申請が承認されるまでに、少なくとも1年以上の期間が必要となる。そこで、被災地の迅速な復興に資するために、本震災による震災がれき処理に限り埋立免許申請に係る手続きを簡素化することを提案する。	国土交通省	公有水面埋立法第3条第1項 公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年9月14日港管第1580号、河政発第57号)	法の第3条第1項により、埋立免許の出願書類・添付図書の経費期間は3週間と定められている。 また、関係事項で地元市町村長の意見徴取が定められており、当該回答期限については「公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年9月14日港管第1580号、河政発第57号)」により、原則として4ヶ月以内の期限を指定するものと定めるとともに、意見徴取は、経費期間の満了の前において行っても差し支えない、としている。	現時点で免許庁からがれき処理のための公有水面埋立の具体的な要望があるとは聞いていないところ。今後要望があった場合にはその内容を踏まえ左記迅速に沿った迅速な処理について指導して参りたい。			
17	土地・住宅	震災都市借地借家臨時処理法の改正	2010年10月20日公表の日本弁護士連合会が公表した「震災都市借地借家臨時処理法の改正に関する意見書」に記載された改正を実現して頂きたい。	法務省	震災都市借地借家臨時処理法	震災都市借地借家臨時処理法(震災都市法)の主な規律は以下のとおり。 ① 借家の保護 ・ 滅失した建物の借家人は、土地の所有者又は借地権者に対して、借地権の設定、譲渡を申し出ることによって、優先的に借地権を得ることができる(第2条)。 ・ 滅失した建物の借家人は、新たに建築された建物につき借家権の設定を申し出ることによって、優先的に借家権を得ることができる(第14条)。 ② 借地人の保護 ・ 借地上の建物の登記によって借地権の対抗要件が備わっていた場合、建物の滅失により借地権の対抗要件が失われるのが原則であるところ、政令施行の日から5年間は、建物の登記等の対抗要件がなくても第三者に対抗することができる(第10条)。 ・ 借地権の存続期間が、政令施行の日より10年未満である場合に、10年間に延長される(第11条)。	震災都市法は、借家人の権利を保護するための優先借地権及び優先借家権、借地人の権利を保護するための借地権の対抗力及び存続期間に関する特例等を定める一方、土地所有者に正当事由がある場合の優先借地権の拒絶、優先借家権における借家条件に争いがある場合の裁判手続等を定め、借地借家関係についての権利の調整を図っているところであり、同法の適切な解釈・運用により、借家人及び借地人の権利保護を図りつつ、借地借家関係に関する争いが円滑かつ迅速に解決されることが期待できるものと考えている。 なお、震災都市法を現代の状況により適合させるための改正については、現代における関連する法制度や社会状況等を踏まえて丁寧かつ詳細な検討を要するものと考えている。			
18	土地・住宅	エネルギー関連施設の都市公園下部への設置	エネルギーの面的利用を考える中で、都市計画公園の下部にエネルギープラントを設置することが、開発区域全体のエネルギー効率を考えると、有効になる場合がある。都市公園法第6条、7条で「都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件または施設を設けようとした場合、公園管理者の許可を受ければ、都市公園を占有することができる」と解釈できる。占有が認められる物件は限定列举されており、地域冷暖房(DHC)プラントは、その物件に位置づけられていない。DHCプラント、エネルギー関連施設につき、規制緩和をお願いしたい。	国土交通省	都市公園法第6条、第7条、第2条	・都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。許可の対象となる物件は法令で定められている。 ・公園管理者は、都市公園の存する地域の状況を察し、適切かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、都市公園の区域を立体的区域とすることができる。	既に平成15年の規制改革要望に対応して、立体都市公園制度を創設し、都市公園の地下に多様な施設を設置することを可能としたところであり、この制度を活用して、従来の占用によらず、地域冷暖房施設を設けることが可能となっている。			
19	土地・住宅	公的規格に関わる材料変更、追加申請の簡素化	日本工業規格(JIS)、団体規格等の公的規格に係る「材料調達問合わせ」の材料変更、追加申請を受けた場合は、手続きを簡素化するなど早急な対応をお願いしたい。	経済産業省	工業標準化法	工業標準化法に基づくJISマーク表示制度は、民間の登録認証機関による品質管理体制の審査及び製品の試験を受けることにより、JISマークの認証を取得する制度である。 本制度において、材料に係る変更、追加申請が登録認証機関に出された場合であっても、当該変更等により製品がJISに適合しなくなるおそれがないときには、日本工業規格への適合性の認証に関する省令第9条の表の項において、登録認証機関による製品試験等を省略することができることとされている。 具体的には、申請者から提出された試験結果データによりJISに適合しなくなるおそれがないことの確認を短期間(1週間程度)で行い、早期の認証が可能となるよう運用している。	材料に係る変更、追加申請が登録認証機関に出された場合であっても、当該変更等により製品がJISに適合しなくなるおそれがないときには、登録認証機関による製品試験等を省略することができる。これに基づき、申請者から提出された試験結果データによりJISに適合しなくなるおそれがないことの確認を短期間(1週間程度)で行い、早期の認証が可能となるよう運用している。 当該運用については、登録認証機関からの相談に対して個別に説明しており、重ねてすべての登録認証機関に対して周知を行うこととする。			

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的内容(再照会)	修正回答(対応策)	
20	土地・住宅	住宅用並びに非住宅用外壁材である金属サイディング及び金属サントイッチパネルにかかる防耐火認定手続きの期間短縮	住宅用並びに非住宅用外壁材である金属サイディング及び金属サントイッチパネルにつき、防耐火認定取得のための申請から試験実施を経て認定が降りるまでの期間を短縮して頂きたい。	国土交通省	建築基準法第68条の26	建築基準法第68条の26に基づく構造方法等の認定については、指定性能評価期間において行う性能評価の結果に基づき、国土交通大臣が認定のための審査を行うこととしている。	防火材料・シックハウス建材の構造方法等の認定に係る性能評価については、既に構造方法等の認定のための審査に当たって行われた性能評価に係る試験の結果を用いることにより新たな試験を要しないこととすることが可能である場合があり、この場合、性能評価に係る手数料が減じられるとともに、性能評価に要する期間が短縮される。平成23年3月25日付けで発出した「構造方法等の認定に関する運用改善について」（平成23年3月25日付け国住指第494号、建築指導課長通知）においてもその旨を周知している。	-	-	-	
21	土地・住宅	防災物品(ガラス)の使用材の緩和	事務所内の防災ガラスについて、不燃かつ透明が条件であるが、地震による落下、飛散の危険性が多大である。防災ガラスの条件を満たす素材への代替えについてのプラスチック素材など適用できるように緩和していただきたい。	国土交通省	建築基準法第2条第1項第9号	建築基準法第2条第1項第9号により、不燃材料は、平成12年建設省告示第1400号に規定する建築材料の他、建築基準法施行令第108条の2に定める技術的基準に適合するもので国土交通大臣の認定を受けたものとしている。	透明なガラス以外のプラスチック素材であっても、煙の流動を妨げる一定の効力を有し、不燃材料として国土交通大臣の認定を受けている、又は不燃材料で覆っているものについては、「防煙壁」として取り扱うことが可能である。	-	-	-	
22	土地・住宅	被災市街地復興特別措置法の要件緩和等	被災市街地復興特別措置法について、都市計画区域外への適用、被災状況に応じた建築制限の期間の延長等を要望する。	国土交通省	被災市街地復興特別措置法	被災市街地復興推進地域は都市計画区域内の土地の区域に定めることができるとされている。また、被災市街地復興推進地域内において、災害の発生した日から起算して二年以内の日で、当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築等しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。	現在、都市計画区域外である地域における復興のあり方も含め、安全・安心な都市・地域の再生、第一次産業の再編・高度化、高齢化に対応したまちづくり等の被災市街地の単なる復旧ではない復興を実現していくために必要となる空間の再編・再配置を、被災状況に応じて、関係者の合意形成を図りつつ、迅速に進めていくための基本的な枠組み等の構築を検討中（農林水産省と連携）。	-	-	-	
23	土地・住宅	壊滅状態となった施行中の土地区画整理事業の扱い	壊滅状態となった施行中の土地区画整理事業について、事業収束に向けた手続きの簡素化等を要望する。	国土交通省	土地区画整理法施行令第4条	土地区画整理事業における資金計画の修正又は変更については、縦覧手続き等を省略することができることとなっている。	被災した施行中の土地区画整理事業については手戻り工事として対応しており、手戻り工事認可申請は、原則として工事設計書の変更として措置している。	-	-	-	
24	土地・住宅	被災市街地復興土地区画整理事業の適用拡大	①被災市街地復興土地区画整理事業について、都市計画区域の適用範囲拡大を要望する。 ②沿岸部の小規模な市街地でも適用できるように採択要件を緩和するとともに、補助率の大幅な嵩上げを要望する。 ③被災市街地の復興に係る市街地開発事業の種地として、地方公共団体が土地を取得する場合について、補助の対象とできるよう要望する。	国土交通省	土地区画整理法第3条の4、第121条	①について 地方公共団体等は、都市計画区域内の一定の区域において土地区画整理事業を施行することができる（土地区画整理法第3条の4）。 ②について <採択要件> 都市再生土地区画整理事業における被災市街地復興土地区画整理事業の地区要件には、施行地区の面積要件は設定されていない（被災地の面積が20ha以上）。 <補助率> 国費率：1/2（土地区画整理法第121条） （一般公共事業債：90%、教育・福祉施設等整備事業債：7.5%） ※土地区画整理事業についての補助金は原則として社会資本整備総合交付金へ移行。 ③について 土地区画整理事業において、将来的に公共施設に充当する用地の取得に要する費用は、一定の条件を満たす場合（事業地区の宅地価額の総額が、施行前より施行後の方が小さくなる場合）のみ補助の対象としている【緊急防災空地整備事業】。	今後の被災地の復興においては、被災地における被害の実態や地元のニーズをふまえ、適切な支援を検討して参りたい。	-	-	-	
25	土地・住宅	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の要件緩和	阪神大震災の際と同様に、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等の既存の救済制度における擁壁の種類・高さ・戸数などの要件を緩和する。高さについては、2m以下としてほしい。	国土交通省	-	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業は、自然斜面で発生するものを対象としている。具体的には、市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地で激甚災害に伴い発生した崩壊等のうち、がけ地の高さが5m以上、人家2戸以上と関係等しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事を対象としている。	東北地方太平洋地震については、都県からの具体の提案を踏まえ、被害の状況等を勘案しつつ、関係機関と調整の上、適切に対応していく。	-	-	-	
26	運輸・流通	特殊車両通行許可の迅速化等	被災地域への特殊車両の通行について、道路管理者等の指定する経路を通行することを条件として、一定期間通行許可の免除する。または許可の迅速化を求める。	国土交通省 警察庁	道路法第47条、同法第47条の2、車両制限令第3条 道路交通法	道路は一定の構造基準により造られている。道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、車両制限令で定める車両の種々の最高限度を超える車両の通行を許可することができる。また、緊急自動車等については特例が設けられている。 貨物が分割できないものであるため政令で定める積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下「積載重量等」という。）を超えることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認め積載重量等を限って許可をしたときは、車両の運転者は当該許可に係る積載重量等の範囲内で当該制限を超える積載をして車両を運転することができる。	特殊車両通行許可は、一般的に禁止されている重量及び寸法の車両に対して、道路管理者が当該車両と通行する道路との物理的な関係を客観的に審査し、禁止を解除するものである。今般の震災に関連し、震災復興の観点から、特殊車両通行許可申請の「目的地」又は「出発地」が被災地周辺の場合は、最優先で処理を行うこととしている。	出発地と目的地を結ぶ通行経路が限定される従来型のやり方では被災地のニーズに臨機応変に対応できない。緊急時には、一定の地域を定めて同地域内では申請なく柔軟な通行経路選択ができる許可エリア制を導入する等、より柔軟な対応を検討していきたい。勿論、道路安全の問題等はありますが、災害時は被災地の支援が第一と考えるべき。	道路の構造を保全又は交通の危険を防止するため、車両が通行しようとする経路を実際に通行できるか否かは、道路の建築限界や積荷重と車両の大きさ・重さとの物理的な関係で判断することが必要。 特殊車両通行許可は、申請車両が申請経路において安全かつ円滑に通行できるか否かについて、様々な大きさ・重さの特殊車両と高速道路から市町村道に至るまでの道路との物理的な関係を審査するものである。 現行制度においても複数の通行経路を一括で申請することができるので、柔軟な通行経路選択が可能である。	物理的に通行できない道路又は通行が危険な道路を通行させることはできないことから、「許可エリア制」として許可することは困難である（※）。 なお、警察による制限外積載許可については、従来から同一運転者により定型的に反復、継続して行われる場合、期間を定めた包括的な許可を可能としており、これに当たらない場合でも、目的地が被災地である申請については、優先して迅速に処理することとしている。	※物理的に通行できない道路等を行おうとした結果、民有施設を含む施設や構造物を損壊したり、人的被害が生じた場合の賠償責任等の責任の所在についてどのように考えているのかお聞かせいただきたい。
27	運輸・流通	緊急通行車両手続きの簡素化等	①緊急車両確認証明の事前届出を行っていない車両が、例えば被災物の復旧や燃料輸送、復旧体制の早急な構築を目的とした先遣隊派遣など、災害応急対策活動に従事する場合の緊急車両通行確認の手続きの簡素化を求める。 ②運送事業者や放送事業者に対して、緊急通行車両の事前届け出制度を活用できるようにする。	警察庁	災害対策基本法	①緊急通行車両の確認について事前届出が行われていない場合には、災害対策基本法施行令第33条第1項に基づき、都道府県知事又は都道府県公安委員会において、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確認した上で、緊急通行車両確認標章等を交付している。 ②災害応急対策を実施するための車両であると確認できるものであれば、通信事業者又は放送事業者の使用する車両についても、都道府県公安委員会による事前届出の対象としている。	①東日本大震災に係る災害対策基本法等に基づく交通規制が解除されたことから、平成23年3月24日午前6時をもって、緊急通行車両確認標章等の交付事務は終了している。なお、緊急通行車両確認標章等の迅速な交付のために、災害応急対策を実施するために使用される車両について事前届出制度を活用していたことが望ましいが、東日本大震災に関しては、事前届出が行われていない車両についても、災害対策基本法に基づく交通規制の実施後、災害応急対策の実施状況、道路の復旧状況等を踏まえ、順次、緊急通行車両確認標章等の交付対象を明確化するとともに、緊急通行車両確認標章の交付手続きを簡略化する措置を講じたところである。 ②災害応急対策を実施するための車両であると確認できるものであれば、通信事業者又は放送事業者の使用する車両についても、現状においても、都道府県公安委員会による事前届出の対象とされている。	左記対応にて要望としてはは過っているが、今後の災害発生時に備え、対応をルール化することもお願いしたい。	被災後の取扱いについては、実際の災害の規模、被災状況、災害応急対策の実施状況、道路の復旧状況等を踏まえながら、個別具体的に対応することが必要であるが、被災後も円滑に制度が運用されるよう、引き続き事前届出制度の有効な運用に努めていきたい。		
28	運輸・流通	場内専用車の公道走行	フォークリフト等の場内専用車（ナンバー無し）の公道走行を認める。	国土交通省	道路運送車両法第19条	小型特殊自動車のナンバープレートについては、道路運送車両法上は不要であり、大型特殊自動車のナンバープレートについては、道路運送車両法に基づく自動車登録番号を各運輸支局等で交付している。	一般にフォークリフトは小型特殊自動車に該当するところ、要望する車両が小型特殊自動車であれば、公道走行に当たり道路運送車両法上の自動車登録番号は不要である。小型特殊自動車以外の車両である場合、その登録・検査の要否について最寄りの運輸支局等に相談されたい。	-	-	-	
29	運輸・流通	復旧時における導管の敷設のあり方	震災復旧時における既設ガス管の地中残置に関する規制の整備を要望する。	国土交通省	道路法第40条	経年劣化、破断等によりガス管の占用を廃止し、新たなガス管等を埋設しようとする場合は、原則として古い管類を撤却して原状回復した上で、新たな管を設置しなければならない。	占用物件の残置については、道路構造及び道路交通に与える影響並びに他の占用物件への影響を勘案した上で個別に認めることは可能である。なお、これらのライフラインに係る占用物件の災害復旧の取扱いについては、平成23年3月1日付け道路局路政課長等連発により道路管理者として可能な限り協力することとし、手続きの簡素化を認めることとしている。	-	-	-	
30	運輸・流通	保税施設の許可要件の緩和、期間の延長	保税蔵置場の許可要件の緩和、他所蔵置の要件及び期間の緩和	財務省	関税法第30条第1項第2号、関税法基本通達30-2	保税地域に置くことが困難又は不適当である外国貨物については、税関長が期間及び場所を指定して、保税地域以外の場所に置くことができることとなっています。	他所蔵置許可の申請対象となる貨物を限定していることはなく、保税地域の設置状況等から保税地域以外の場所に置くことがやむを得ない外国貨物については、保税地域以外の場所に置くことができることとなっています。したがって、現在保管可能な保税地域が国内で底地状態にあり、本船の蔵待ち滞船も発生している状況であれば、他所蔵置の許可を受けることができます。 また、東日本大震災の被害状況に配慮し、外国貨物を保税地域以外の場所に置く必要がある場合は、電話等で税関にご連絡頂ければ許可するなど、柔軟な対応をとっておりますので、ご利用願います。	-	-	-	

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的内容(再照会)	修正回答(対応策)
31	運輸・流通	輸出通関業務に関する規制	輸出が許可になった貨物について、点検・手入れ等を実施する場合は、税関様式C第310号の書式にて手入れ等を実施する旨事前に税関へ「貨物取扱届」を提出する必要があります。今後、放射性検査等の強化が予想される中で、船積みまでの短時間の間に貨物の検査を実施する必要があるが、この事前届け出を規制緩和において届け出を実施する事なく、除染等の実施ができるよう要望する。	財務省	関税法第36条第2項	他所設置(保税地域以外の場所)に外国貨物を置くこと)の許可を受けた貨物について、内容の点検・改装、仕分けその他の手入れをしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出する必要があります。なお、保税地域に置かれている貨物については、税関へあらかじめ届け出ることなく内容の点検等を行うことができます。	他所設置場所において、輸出許可を受けた貨物についての「除染作業」が必要な場合は、他所設置許可申請時にその旨を付記頂くことで「貨物取扱届(C-310)」の提出を省略することを認めます。また、他所設置許可申請後において「除染作業」が必要なことが判明した場合には、電話等で税関にご連絡頂ければ当該届の提出があったものとみなします。			
32	運輸・流通	港湾・輸出入通関手続きの迅速化・簡素化	港湾での輸出入の迅速化・簡素化を実施することにより、住宅用木材等の必要な物資の輸入を早めて復旧を早めることができます。また、国内生産品の輸出を早めて復興が実現できます。(すでに内閣府 規制改革会議で検討中ですが、実施を急いでいただきたいと思っております。)	財務省 農林水産省 国土交通省	関税法第98条、関税法施行令第87条 植物防疫法 家畜伝染病予防法 (入出港手続の書式について) 港湾法第50条	税関においては、これまでも行政需要に応じて、夜間・休日における通関体制の整備を行ってきたところで(24時間又は夜間まで開庁し職員を常駐させる体制)。なお、税関官署の開庁時間以外の時間において、貨物の輸出入許可等に係る事務の執行を求めようとする場合は、あらかじめその旨を税関長に届け出る必要があります。 動植物検査では、海外から動植物及びその製品類を輸入する場合、病原体や病虫害の有無等に関する検査を受ける必要があります。海外に輸出する場合についても、法律や輸出国からの要求等に基づく検査を受ける必要があります。 (入出港手続の書式について) 入出港届については港湾法施行規則第15条、第5号の2様式で様式が定められているところ。また、港湾管理者の手続きについても統一化・簡素化に係るモデル様式を定め各港湾管理者へ通知している。	税関においては、左記のとおり、これまでも行政需要に応じて、夜間・休日における通関体制の整備を行ってきたところで。 また、夜間・休日における通関体制をとっていない税関官署においても、開庁時間以外の時間における輸出入許可等に係る事務の要請を頂いた場合は、職員が出動してこれに対応しますので、あらかじめその旨を個別に税関官署に届け出てください。 動植物検査では、申請書の書式については既に統一しております。また、受付・検査対応においても、空港において事前申請に基づく執務時間外の検査を土日及び休日も含め24時間対応を既に行っています。震災後の貨物船の抜港などの状況に対しても、出張等による弾力的な対応を行っています。			
33	運輸・流通	緊急自動車指定申請書の送付書類簡素化	・車両完成後、速やかに納車し、復興等に活用・活用していただきたいと考えているが、納車前の緊急自動車指定申請に時間がかかっている。 【現状】 申請に数日、審査に約2週間かかっている。 ・同型車種の複数台を一括申請する際、代表1台の写真のみを「外観図のみでの申請」としたい。 【現状】 同型車種一括申請であっても全車分(例えば4台100台分)の写真撮影・送付し、申請している。	警察庁	道路交通法第30条第1項 道路交通法施行令第13条第1項	緊急自動車の指定は、その自動車を使用する者の申請に基づき、各都道府県公安委員会が行っている。	①被災地の早期復旧・復興に資するよう、緊急自動車の指定については、優先的に迅速な審査が実施されるよう、各都道府県警察に指示する。 ②同型車種の一括申請については、各車両ごとに自動車登録番号の表示状況、警光灯の設置状況、塗色等を視覚的に確認し、審査を実施する必要があることから、「代表1台の写真のみ」や「外観図のみ」での申請とすることは適当でない。			
34	運輸・流通	復興物資等の国内輸送における130規格大型海上コンテナの活用(集積トレーラの通行許可に付される国際貨物限定条件の撤廃)	・通達「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の構造照査式適合車両の取扱いについて(以下、構造照査要領)」の国際貨物限定条件を削除し、復興物資等の大量輸送インフラを整える。 ・国土交通省の資料では、車両軸重が増し、道路への悪影響が増す(舗装・軸重4乗比例/積重:軸重12乗比例)とあるが、幹線部分を海上輸送する前提に立てば、むしろ道路影響総量は大幅低減である。 ・本件は、規制制度改革分科会では平成23年度検討開始予定の事項であるが、今般の事態を覆み、恒久的かつ早期の実現を要望する。	国土交通省	道路法、車両制限令	道路は一定の車両の大きさ等に基づいて設計されている。道路管理者は、基準を超える車両を通行させようとする者の申請に基づいて、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、車両制限令で定める車両の諸元の最高限度を超える車両の通行を許可することができる。	規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)の中で、「「構造照査要領」の国際貨物限定条件を緩和し、特殊車両通行許可制度の基準を統一する等、国際貨物と同じ手続で国内貨物を運送することについては、違法積載車両の指導取締り強化、車種や経路の限定方法を含めて検討を行う」こととしており、検討に必要な実態把握・分析を行うため、平成23年度は大型車両の通行実態などの調査を行う。			
35	運輸・流通	災害対応車両についての車検持込登録作業の簡素化	完成検査証による書類登録が不可能な災害対応策用車両についての持込車検登録作業の簡素化。 【現状】 全車検持込登録では1台1人の登録者が必要であり、複数台口の検査、納車までに一週間以上かかる場合もある。	国土交通省	道路運送車両法	事前に安全・環境上の審査を受けることにより、型式の指定を受け、メーカー等から有効な完成検査終了証が交付されている自動車は、当該書類による新規検査・登録が可能であるが、それ以外の自動車は、現車を国の検査場に持ち込んで安全・環境上の審査及び諸元確定等を行う新規検査を受け、登録する必要がある。	現車持込み検査が必要な自動車については、安全・環境上必要な確認を合理的に行うよう努めているところ。なお、検査コース入場を順に行うことにより、1人で複数台口の受検は可能であり、同一仕様の複数台口の受検に当たっても、同一仕様に関する車両諸元データの提出により、1日での検査・登録が可能となっている。			
36	運輸・流通	ポスト新長期規制(自動車排出ガス規制)の適用延期	規制導入に合わせた車両レベルの変更が予定され、車両メーカーは架装メーカーでの1対1対応、顧客の要望等を考慮しながら4月に納車先を切り替える予定だったが、震災により切り替えが不透明となっている。継続生産車の車両数も把握しづらく、新車と今の混在による生産性低下も見込まれ、ダメージが多い。	国土交通省	道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のための必要な事項を定める告示(平成15年告示第1318号)	平成23年9月1日より車両総重量1.7t以上から2.5t以下及び3.5t以上から12t以下のディーゼル自動車等の新車については、強化された自動車排出ガス基準であるポスト新長期規制に適合していないと新規登録ができないこととなる。	環境規制の重要性を念頭に置きつつ、各大型自動車メーカーに生産状況、ユーザーへの影響等に関して状況を確認しているところ。			
37	運輸・流通	貨物自動車運送事業に係る営業所間の車両移動の弾力化	・業務応援のために非被災地域から被災地域への事業用自動車配車を変更することによる増減車に係る事業計画の変更事前届出を不要としてほしい。 ・すでに発出されている国自貨13号通達「東日本震災の影響による事業計画の緊急対応」にて対応いただいているが、地域案件削除(全面拡大)と期限(6月30日)延長を検討してほしい。	国土交通省	・貨物自動車運送事業法第3条第3項 ・貨物自動車運送事業法施行規則第6条	各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数を変更するときは、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。	被災地域に営業所を有する貨物自動車運送事業者については、事業用自動車の増減車に係る事業計画の変更の手続きを、6月30日を期限とし、事後的に行うことを認める等の措置をとっている(「東日本震災の影響による事業計画の緊急対応について」(平成23年4月5日付国自貨第13号))。今後、期限の延長については、被災地の状況を見据え検討することとしている。			
38	運輸・流通	車両の抹消に関する件	・車両の抹消手続きについて、個別車両ごとに罹災証明(申立書)などを用意して手続きするのではなくリース会社のような大口保有先には一括処理を認めて欲しい。また、青ナンバーの派車申請手続きも簡略化して欲しい。	国土交通省	道路運送車両法第15条第1項 道路運送法第15条第3項 貨物自動車運送事業法第9条第3項	・抹消登録の特例措置において、罹災証明書の入手が困難な場合には、申立人からの申立書により対応しているところ。 ・自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないこととされている。	・現在、リース会社のような大口保有先において複数の自動車被災し、罹災証明の取得が困難な場合には会社からの申立書1枚と車両リストを提示していただくことで対応可能と考えております。 ・自動車運送事業に係る減車の申請手続は、道路運送法第15条第3項及び貨物自動車運送事業法第9条第3項に基づき、事前届出制としているところであるが、このたびの東日本震災の影響による事業計画等の変更については、事後での手続きを認める等の弾力的運用を行っているところである。			
39	運輸・流通	車両の使用場所に関する件	復旧・復興事業のため他県から車両移動してある程度の長期に渡り活動するが、車庫法の使用場所変更後2週間での変更登録条件について猶予してほしい。	警察庁 国土交通省	自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項 道路運送車両法第13条第1項 道路運送車両法第12条第1項	道路運送車両法において自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣に変更登録の申請をしなければならないこととされており、この場合には保管場所の位置を管轄する警察署長が交付した保管場所証明書が必要となる。 自動車の所有者は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から十五日以内に国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならないこととされている。	既に(社)日本経済団体連合会から同様の要望を受け、被災地における復旧・復興事業のため、他の場所を使用の本拠としている車両を一時的に被災地に配置するのであれば、使用の本拠の位置の変更に伴う自動車保管場所証明書の取得は不要であると考えられる旨、都道府県警察に通知済みである。 被災地域の復興を支援するため、被災地で一時的に使用する自動車については、その使用状況によるものの、一般的には当該自動車の使用の本拠の位置が変更したとは考え難く、道路運送車両法第12条第1項に基づく変更登録の手続きは不要なものとして認識している。			
40	運輸・流通	青函トンネルにおける石油製品の鉄道輸送に対する規制緩和	仮に鉄道タンク車の輸送が可能となれば、東北地区への燃料油供給を、北海道の製油所から運送が可能になる。 【現状】 ・通達(昭和59年告示第86号、異議19号)により、青函トンネルは、現状ではタンク車による石油製品の輸送が認められていない。 ・震災後～現在は、東北地区向けには、関東地区から石油タンク車による燃料供給を行っている。	国土交通省	通達 昭和59年2月23日 告示第86号異議第19号	青函トンネルにおける貨物運送の安全の確保については、有識者による検討会の検討結果に基づき、防災設備の実装等を踏まえ、危険品の許容重量等を定めている。 現在の防災設備では、石油製品の大量輸送に対応するシステムになっておらず、輸送を認めていない。	青函トンネルにおける安全の確保については、防災設備の実装等を踏まえて対応は困難。なお、災害発生直後に、RORO船により北海道からタンクローリー車の緊急輸送を実施しており、現在は内航油船により、北海道の精油・油槽所から東北地方へ石油製品の輸送を実施している。			
41	運輸・流通	日本籍船に乗船する外国人船員の資格に係る手続きの簡素化	今回の被災により日本人船員の減少が見込まれ、外国人船員での補てんが現実的になる。現状、国においても承認制度の導入等検討されているようだが、より早急な措置が必要であり、IMO/STCW条約締結国政府が発給した資格証明を受持っている者に対しては船員資格を付与する等の即効性のある措置を検討して頂きたい。	国土交通省	船員職員及び小型船舶操縦者法	我が国は、船員の資格証明等に関する国際条約(STCW条約)に基づき、外国の資格を持った船員を日本籍船に乗り組ませる制度を既に導入している。	ご要望については随時対応しており、本年3月末には、成長戦略船員資格検討会において、ユーザー側のニーズに応え、即効性のある機関承認制度の導入等更なる簡素化の措置をとることを決めたところであり、対応済み。 なお、今回の被災による外航日本人船員の減少傾向は確認されていない。			

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的な内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的な内容(再照会)	修正回答(対応策)
42	運輸・流通	災害復旧のための道路交通法の規制緩和(牽引)	自動車の運転手は、他の車両を牽引する場合において、牽引する自動車の前端から牽引される後端までの長さが2.5メートルを超えるときは、牽引してはならない。「ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、または時間を限っての牽引の許可をしたときはこの限りでない」とあるが、この通行許可取得に時間を要するので、簡素化等を図る必要がある。 【現状】道路復旧等の特殊車両通行許可や制限付き運転許可の取得等に申請することが多いが、被災地支援関係車両については審査の迅速化が相当程度図られているものの、通常は最低と期間、応急期の交通規制対策を求められた場合は1〜2ヶ月程度かかるケースもある。許可要件を一元化する等し、審査期間を短縮する措置を講じてほしい。	警察庁	道路交通法第59条第2項	自動車の運転手は、他の車両を牽引する場合において、牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端までの長さが2.5メートルを超えることとなるときは、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。	被災地の早期復旧・復興に資するよう、目的が被災地である場合の許可申請について優先的に迅速な処理等を行うよう各都道府県警察に指示している。			
43	運輸・流通	鉄鋼スラグ製品の海上輸送における能力向上	姫路港からの鉄鋼スラグの海上輸送出荷作業に関して、5千トン級以上の大型船で新中島埠頭からの出荷を許可し、被災地復興に向けた効率的な物資流通を実現してほしい。 【現状】鉄鋼スラグ製品の船内荷役作業に関して、①鉄鋼スラグを取扱い可能な埠頭が姫路港では中島埠頭と入船埠頭と限定的。当社最寄の中島埠頭では4.9型以下の船舶しか荷役できないため、輸送能力が低い。(中島では2000トン/船以下、入船では1500トン/船以下)②船内荷役作業および沿岸荷役作業については、地元指定業者に委託せざるを得ず、マンパワーが小さく高コスト。③船内荷役作業および沿岸荷役作業については、公共埠頭では陸上クレーンからの荷役に限定され、ガットに比べて能力が非常に低く効率悪い。	国土交通省	港湾法第2条第1項 港湾法第12条第1項	港湾法においては、港湾管理者は地方公共団体に限っており(国は除外)、第12条第1項に掲げる業務(港湾の管理運営、整備、規制等)を行うこととしている。公共岸壁等の港湾施設の使用許可に係る事務については、港湾利用者、関係市町村、学識経験者等の意見を踏まえて策定された姫路港港湾計画も踏まえ、各港湾管理者が各地方の実情に応じ、自らの判断と責任において処理する「自治事務」であり、各港湾管理者が定めた条例又は規則等により処理している。	港湾施設の使用許可に係る事務は各港湾管理者が定めた条例等に基づいて処理されている。被災地の復興に向けた効率的な物資輸送を実現するための公共岸壁等の使用に係る要件の緩和等は条例の改正等により対応可能であるが、実情(施設の能力等を含む)に応じて各港湾管理者が判断するものとする。			
44	運輸・流通	駐車台数減に伴う大店立地法変更届出の緩和	店舗駐車場一部を災害対応(仮設住宅・店頭販売・資材置き場等)で使用する場合、駐車設置台数減少の届出(6条2項)の簡素化及び、基準台数の緩和。	経済産業省	大規模小売店舗立地法	法令中に、事故・災害時における一時的な変更については、届出不要として規定されている。(法6条2項、省令7条)	今回の大震災に対応するために大店立地法に基づく届出事項(駐車場の位置及び収容台数等)を一時的に変更する場合については、事業者からの当該届出は不要であることを、地方自治体(法運用主体)に対して3月12日付けで経理的に連絡済み。また、当該所管業界団体に対しても、本震災に対応するための届出事項の一時的な変更については、地方自治体に対して届出不要であることを、同日付で連絡済み。			
45	農業・食品	食品表示規制の弾力的な運用	震災に関連し、加工食品と容器入り飲料水で、表示に関するJAS法、食品衛生法の運用が緩和されたところである(3/29加工食品、3/25飲料水)が、容器入り飲料水が特に条件がなくPOP表示等てよいとしているのに対し、加工食品では、「今般の地震によりやむを得ない理由で当該製品の原材料を緊急に変更せざるを得ないもの」「包材の変更が一時的にない場合」「消費者に誤認を招かない軽微な違い」等の条件がつけられている。これを容器入り飲料水と同じ運用するなどさらに緩和をしていただきたい。	消費者庁	JAS法 食品衛生法	震災地域にも相当量を供給している食品であって、今般の地震によりやむを得ない理由で当該製品の原材料を緊急に変更せざるを得ないものについて、震災地域への供給増等により震災地域以外で販売する際の包材の変更が一時的にない場合には、 ① 当該製品の一定表示事項の原材料の記載順違いなど消費者の誤認を招かない軽微な違いや、 ② 調味料の配合割合の変更に伴う例示すべき調味料の名称の違いなど、消費者の誤認を招かず、かつ、公衆衛生の見地から問題が生じない軽微な違いであって、 ③ 製品に近接したPOPや標示により、本来表示すべき内容を消費者が知ることができるようにしているものについては、当分の間、取締りの対象としないこととしている。 また、容器入り飲料水(ミネラルウォーター)について、 ① 消費者の誤認を招くような表示をしておらず、 ② 殺菌又は除菌を行わないものにあつてはその旨等を、製品に近接したPOPや標示により消費者が知ることができるようになっているもの、 ③ 表示責任者(製造業者、輸入業者等の名称・住所)、原産国(輸入品の場合)等を、製品に近接したPOPや標示により商品選択の際に消費者が知ることができるようにしているものについては、義務表示事項が表示されなくても、当分の間、取締りを行わないこととしている。	今回のJAS法及び食品衛生法の運用の取扱いについては、震災に対応するための食料の円滑な供給を促すものであり、現時点では現行施策で十分足り得ると考えている。			
46	農業・食品	製品・原材料輸入に関する通関・検査手続の簡素化	震災対応に急遽対応する製品・原材料や、被災地向け物資(飲料・食料など)の輸入に際する税関・検査手続の簡素化を求める。具体的には、①過去に輸入実績のある食品・飲料については輸入届書(確認票)の提出のみでの輸入を可能とする。また、②新規の場合についても、事前サンプル取得による社内安全性評価を業者での衛生確認の代替として通関証明書に使用可能とする。	厚生労働省	食品衛生法	食品等を販売目的で輸入する場合においては、原則として、その都度食品衛生法第27条に基づく食品等輸入届書を提出する必要があり、届出内容の審査を行い、必要に応じて検査を実施することもある。東日本大震災に関連し、被災地向け救援物資については輸入届出を要しないこととし、平成23年3月15日に各検査所あて通知している。また、ミネラルウォーターについては、今般の震災による需要を契機に取り扱いを見直し、手続きの簡素化について平成23年3月31日付けで通知した。	東日本大震災に関連した手続きの簡素化については、被災地向け救援物資については食品衛生法第27条に基づく輸入届出を要しないこととし、平成23年3月15日に各検査所あて通知している。なお、被災地向け物資に限らず、以下のとおり対応を行っているところである。 ①について、ミネラルウォーターについては、今般の震災による需要を契機し、手続きの簡素化について平成23年3月31日付けで通知し、殺菌・除菌を行ったミネラルウォーターに限り、過去に輸入実績がある場合は試験成績を求めないこととした。 輸入届出については、必要事項が全て記入され補足資料が不要であれば、輸入届出書のみの提出で審査は可能である。また、適宜に検査結果を提出していた場合、一定の届は当該輸入届出書等を備考欄に記載すれば、輸入届出への添付は不要である。ただし、法律上添付が求められる食肉等の衛生証明書についてはその添付が必要であり、違反の蓋然性が高い食品に実施される食品衛生法第26条に基づく検査命令については、省略することは困難である。 ②について、今般の要望に関する社内安全性評価とは、どのようなものか不明であるが、現在の輸入時の対応としては、事前サンプルによる検査結果が所定の要件を満たすものについては、品目登録制度(予め届出内容を登録し、輸入手続きの簡素化を図る制度)により、輸入届出時に添付する検査結果として使用可能である。品目登録は各検査所において受け付けており、手続きの詳細については検査所にご相談ください。			
47	農業・食品	β-リ-7系抗菌性物質の出荷前管理分析業務の緩和	抗菌剤(POP)を取得していない工場におけるβ-リ-7系抗菌性物質の出荷前事前分析業務の緩和。出荷前の全ロット毎検査を、出荷後の後追い検証試験でも可とする。(被災工場復旧までの期間限定とする。)	農林水産省	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について(昭和53年9月5日付53第94代2173号、53水振代464号、畜産局長・水産庁長官通達通知)等	β-リ-7系抗菌性物質は、鶏及び牛に過剰に給与すると発育障害が起こる。このため、これを飼料に添加する飼料工場は、製造の都度、飼料中の抗菌性物質の含有量を分析し、工場からの出荷の可否を判断する必要がある。	β-リ-7系抗菌性物質を過剰に含む飼料により、家畜の発育障害が起こることを確実に防止する必要がある。このため、今後、実態調査を実施して、被災地域への飼料供給の増産体制を執っている飼料工場が畜産業者に飼料を譲り渡す前までに検証試験を終え、不適切な飼料が畜産業者に譲り渡されないことを確実に担保できることが確認された場合には、後追い検証試験を可とする通知を发出する。	通知を发出することとした場合においては、後追い検証試験を要望する飼料工場からの申し出により、以下の①から④の要件を満たすことを確認の上、被災地への飼料供給のための増産を行う期間に限定して後追い検証試験を可とする予定。 ① 被災地への供給のための飼料を増産していること ② 抗菌性物質を添加する飼料を適正に製造する能力を有すること ③ 畜産業者に飼料を譲り渡す前までに後追い検証試験を終えること ④ 後追い検証試験が否の場合、直ちに中継保管施設等からの出荷停止等の措置が講じられること		
48	廃棄物・リサイクル	廃棄物処理法におけるマニフェスト返送期限の延長	廃棄物処理の管理票(マニフェスト)の写しの返送期限は90日以内となっているが、これを例えば180日に延長、もしくは委託先の被災状況に応じて柔軟に取り扱う。	環境省	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第8項 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第300号)第8条の28	産業廃棄物管理票交付者は、管理票交付の日から90日(特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては、60日)以内に、管理票の写しの送付を受けないときは、速やかに委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分状況を把握するとともに、環境省令で定めるところによる、適切な措置を講じなければならない。	・産業廃棄物管理票制度は、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に産業廃棄物管理票を交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで適正な処理を確保する制度です。 ・仮に、産業廃棄物管理票の送付期限を延長すると、委託をした産業廃棄物が不適正に処理された場合に、その事実を迅速に把握することが困難となります。また、産業廃棄物を処理する者が、受託した産業廃棄物を放置することや、長期の保管を行うことにつながり、当該産業廃棄物の性状に変化が生じ、例えば、当該産業廃棄物目標が高濃度等することにより公共の水域又は地下水の汚染を引き起こす等、生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあります。 ・また、期限内までに産業廃棄物管理票の写しの送付がなかった場合には、委託を受けた産業廃棄物処理業者が適正に産業廃棄物の処理を行うことが既に困難となっている場合もあると考えられるため、委託先における処理状況を把握し、必要に応じて他の産業廃棄物処理業者に委託する等、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講ずるとともに、都道府県知事に報告を行う必要があります。 ・以上のことから、御要望にお応えすることはできません。			

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的内容(再照会)	修正回答(対応策)
49	廃棄物・リサイクル	廃棄物処理法における産業廃棄物処理委託手続きの弾力的運用	①震災の影響により産業廃棄物処理を委託する相手先を変更する場合、変更手続きの弾力的運用を要望する。 ②震災の影響により産業廃棄物処理などを委託していた業者が、被災により他の業者に産業廃棄物処理などを委託する場合、再委託の条件の弾力的運用を要望する。	環境省	①について 該当なし ②について ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第16項 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(・)第6条の12 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第300号)第10条の6の6及び第10条の7	①について 該当なし ②について あらかじめ、排出事業者に対して当該事業者から受託した産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者の氏名又は名称及び当該委託が第6条の2第1号又は第2号に掲げる基準に適合することであることを明らかにし、当該委託について当該事業者の書面による承諾をうけること等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従い委託しなければならない。	①について - ②について ・ 具体的なご要望の内容が不明瞭であるため、回答は困難です。	-	-	-
50	廃棄物・リサイクル	災害廃棄物の処理についての緩和措置	災害廃棄物の処理を、市外・県外を含めた産業廃棄物処理業者が収集運搬および処分できるよう規制緩和する。	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条及び第2条の3	一般廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を業として行う者等については、この限りでない。	○ 産業廃棄物処理法においては、災害廃棄物のうち一般廃棄物については市町村がその処理について統括的な責任を有しており、市町村から一般廃棄物の処理の委託を受けた者は、一般廃棄物処理業の許可が不要とされているところです。この委託については、市町村の判断により行うことができるものであり、現に、産業廃棄物処理業者に対し災害廃棄物の処理を委託し、その活用を図っている事例もあります。御要望については、まずは市町村に御相談いただきたいと思います。 ○ また、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する場合、30日前までに都道府県知事に届け出なければならないこととされているところ、災害廃棄物の処理を行うなどの場合には、30日前までに届け出なくてもよいとする制度上の措置を行ったところです。さらに、震災により大量に発生したコンクリートくず等を産業廃棄物の安定型最終処分場において埋立処分する際の手続きを簡素化し、届出で足りることとすることなど、既存産業廃棄物処理施設の活用を促進しているところです。	-	-	-
51	廃棄物・リサイクル	産業廃棄物処理法における産業廃棄物の保管上限の緩和	産業廃棄物の保管上限は一日の処理量の一日分以内だが、弾力的運用を要望します。	環境省	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第1項 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(・)第6条第2号(3)	産業廃棄物の処分又は再生のために保管を行う場合にあっては、保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにしなければならない。	・ 産業廃棄物の再生又は処分を行うための保管に当たっては、保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすることとしています。これは、産業廃棄物を処理する者が、その処理施設の能力に比して過大に産業廃棄物を受け入れ、結果として当該産業廃棄物が放置されること等により生活環境の保全上の支障が生ずることや、長期の保管により、例えば、当該産業廃棄物自身が腐食し公衆の水質又は地下水の汚染を引き起こしたり、野積みされた廃棄物が発火すること等を防止するためのものです。 ・ 仮に、保管数量の上限を引き上げた場合、上記のような弊害を生じさせるおそれがあるため、保管数量の上限を引き上げることはできません。	-	-	-
52	廃棄物・リサイクル	震災廃棄物の分別、再利用、処理促進に向けた体制構築	震災廃棄物の分別、再利用、資源化を進める体制を構築する。 (1) 周辺自治体の援助や産業廃棄物の処理団体が協力可能な仕組みの構築。 (2) 分別後の廃棄物において、出所不明な廃棄物(廃家電、自動車等)を効率よく廃棄物を処理する仕組みの構築。 (3) 震災廃棄物の処理費用負担について、具体的な費用の流れのモデルを早急に提示。	環境省	(1) 特になし (2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律・特定家庭用機器再商品化法 (3) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第139条	(2) 廃家電・使用済自動車は、解体、破砕工程を経て、金属スクラップなどとしてリサイクルされる。 (3) 国は、特定被災地法公法団体である市町村に対し、東日本大震災により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用について、予算の範囲内において、補助する。	(1) について ○ 環境省の呼びかけにより、県、市町村、国の地方支分部局、関係業界団体等からなる「災害廃棄物処理対策協議会」が岩手県、宮城県及び福島県において設置されたところであり、被災した自治体を関係主体が支援する体制を整備されています。 ○ また、被災地以外において災害廃棄物の処理を進めるため、環境省において、全国の自治体や関係業界団体に対し協力要請を行い、多くの団体から災害廃棄物の処理の受入れ表明をいただいているところです。今後、関係省庁の協力も得ながら、海運や鉄道などを活用した効率的な輸送体制の確保を含め、県を超えた広域的処理体制を整備していきます。 (2) について ○ 現行法の運用で対応可能であり、「被災した家電リサイクル法対象品目の処理について」(3月23日)、「被災した自動車の処理について」(3月28日)、及び「番号不明自動車の引き渡し時における取扱い」(4月27日)の事務連絡にて処理の指針を周知しているところです。 (3) について ○ 今般の震災においては、地震、津波によって膨大な量の災害廃棄物が発生していることから、市町村が災害廃棄物を処理する場合の費用負担について、国庫補助車の嵩上げを行うこととしております。また、地方の負担が実質的に生じないよう、残る地方負担分についても、災害廃棄物処理事業費が多額に及ぶ市町村の地方負担分の全額を災害対策債により対処し、その元利償還金を100%交付税措置することとしております。 ○ 上記の国庫補助金については、「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」等に基づき、環境大臣から被災した市町村等に対し交付されることとなります。	-	-	-
53	廃棄物・リサイクル	中間処理後発生の最終処分	がれきの多くは自県あるいは他県の一般廃棄物処理施設で処理することが望ましいが、発生する主灰・飛灰は民間の管理型最終処分場も活用できるようにしてほしい。	環境省	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の5 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第300号)第12条の7の16及び第12条の7の17	産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設で処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合に、あらかじめ都道府県知事に届出を行えば、当該施設を一般廃棄物処理施設として設置することができる。	・ 産業廃棄物処理法においては、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物とは異なる性状を有する一般廃棄物の処理を行うことと認められている場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、その処理施設を当該一般廃棄物処理施設として設置することができます。 ・ 御要望の内容については、上記規定を活用することにより実現可能です。	-	-	-
54	廃棄物・リサイクル	産業廃棄物の収集運搬と県外搬入の扱い	災害廃棄物は各自治体はその処理責任を負う一般廃棄物扱いとなるが、復旧スピードを優先する排出事業者の中には、自力で産廃としての処理委託を希望するところもある。さらに膨大な廃棄物の量から判断すると非被災地域の処理業者への委託も必要になると思われる。この場合、処理スピードを考慮して、排出場所か処分場のいずれかの収集許可を有せば委託可とする、受け入れる自治体での県外廃棄物搬入の事前協議も事後で可とする(事前協議を必須としている自治体の場合)、といった対応を希望する。	環境省	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項及び第14条の4第1項	産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	・ 産業廃棄物処理業の許可制度は、廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、事業の用に供する施設及び能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限り許可することにより、廃棄物の適正な処理を確保するものである。 ・ 仮に、廃棄物の積込又は積卸しを行う区域のいずれかにおいて許可を有する者に、その他の地域での廃棄物の収集又は運搬を業として行うことを認められた場合、当該業者に対する指導監督が行き届かず、ひいては廃棄物の不適正な処理が行われ、環境汚染につながるおそれがあります。 ・ 以上のことから、御要望にお応えすることはできません。 ・ また、他自治体からの産業廃棄物の搬入規制については、廃棄物処理法によるものではなく、各地方自治体の条例によるものです。なお、各都道府県、政令市に対し、被災地域からの廃棄物の受入れが円滑に進むよう適切な措置を講じることや、自治体及び産業廃棄物処理施設の設置者等関係者間の連携を密にし、被災地域への管内処理施設情報等の提供を行うこと等について、環境省としても働きかけを行っているところです。	-	-	-
55	廃棄物・リサイクル	燃料油の産廃処理時の収集運搬に関する規制緩和	津波によって被災したガソリンスタンドの地下タンク内に残存する燃料油による二次災害を懸念される事から他県の産廃処理場での移送・廃棄を検討している。特別管理廃棄物収集運搬の届出及び事前協議書(受入れ県)等申請が必要な事から県外への移送に時間を要するため特例措置として申請の簡略化を検討頂きたい。もしくは、自治体の復興業務の一環として取り扱い、事業者の個別の申請等を免除していただきたい。	環境省	-	-	・ 他自治体からの産業廃棄物の搬入規制については、廃棄物処理法によるものではなく、各地方自治体の条例によるものです。なお、各都道府県、政令市に対し、被災地域からの廃棄物の受入れが円滑に進むよう適切な措置を講じることや、自治体及び産業廃棄物処理施設の設置者等関係者間の連携を密にし、被災地域への管内処理施設情報等の提供を行うこと等について、環境省としても働きかけを行っているところです。	-	-	-
56	廃棄物・リサイクル	産業廃棄物の保管に関する届出制の緩和	事業者が、産業廃棄物を300㎡以上の場所で保管する場合の届出制の緩和	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第3項及び第12条の2第3項	排出事業者が、事業場の外において300㎡以上の保管場所を設置し廃棄物の保管を行う場合には、都道府県知事への事前の届出が必要。	・ 具体的な御要望の内容が不明瞭であるため、回答は困難です。	-	-	-
57	廃棄物・リサイクル	処理施設に持ち込まれた物件や書類が流失した場合の特別措置	処理施設に持ち込まれた物件や書類が流失した場合の特別措置を設ける 例：被災による最終処分確認不能コード(電子マニフェスト) 被災による最終処分確認不能文書のルーラ化(紙マニフェスト)	環境省	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第8項 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第300号)第8条の28	産業廃棄物管理票交付者は、管理票交付の日から90日(特別管理産業廃棄物に係る管理票にあっては、60日)以内に、管理票の写しの送付を受けないとき等は、速やかに委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところによる、適切な措置を講じなければならない。	・ 仮に、期限内までに産業廃棄物管理票の写しの送付がなかった場合には、委託を受けた産業廃棄物処理業者が適正に産業廃棄物の処理を実施することが既に困難となっている場合もあると考えられるため、委託における処理状況を把握し、必要に応じ他の産業廃棄物処理業者に委託する等、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講ずる必要があるため、排出事業者が当該措置を講ずること及び都道府県知事に報告することは必要です。 ・ また、マニフェストの運用につきましては、電子マニフェストに係る業務を行う財団法人日本産業廃棄物処理振興センターと調整等図るとともに、各都道府県・政令市に対し、必要に応じて助言等図っていきます。	-	-	-
58	廃棄物・リサイクル	震災ゴミの運搬①	一般廃棄物として運搬している震災・津波で発生した泥・ゴミ類の運搬を一般廃棄物運搬許可車両に限定せず、一般の運送業者も運べるようにしてほしい。	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条及び第2条の3	一般廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を業として行う者等については、この限りでない。	○ 産業廃棄物処理法においては、災害廃棄物のうち一般廃棄物については市町村がその処理について統括的な責任を有しており、市町村から一般廃棄物の収集運搬の委託を受けた者は、一般廃棄物収集運搬業の許可が不要とされているところです。この委託については、市町村の判断により行うことができるものであり、現に、産業廃棄物処理業者に対し災害廃棄物の処理を委託し、その活用を図っている事例もあります。したがって、御要望については、まずは市町村に御相談いただきたいと思います。	-	-	-

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的内容(再照会)	修正回答(対応策)
59	廃棄物・リサイクル	震災ゴミの運搬②	被害を受け、操業再開の見込みが立たない沿岸のセメント工場でセメント原料として活用してきた焼却灰等の処理に際して、自治体間を移動させる際の事前協議を事後届出制にしてほしい。	環境省	特になし	特になし	○ 廃棄物処理法においては、事業者が一般廃棄物を他の市町村に移動させる際の手続きについて規定をしております。 ○ 御要望の「事前協議」については、必ずしも趣旨が明らかではありませんが、一般廃棄物については、廃棄物処理法上、市町村がその処理についての統括的責任を有していることから、移動先の市町村等とよく御相談の上御対応いただければ幸いです。	-	-	-
60	廃棄物・リサイクル	一般廃棄物処分業及び一般廃棄物処理施設設置許可の免除	震災が発生した廃棄物処理については、産業廃棄物の処分業許可を保有しているものに限り一般廃棄物処分業及び一般廃棄物処理施設設置許可の免除	国土交通省	建築基準法第51条	建築基準法第51条の規定により、都市計画区域内において、一定の廃棄物処理施設は都市計画においてその位置が決定しているもの以外は新築等ができない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可した場合はこの限りでない。	建築基準法第51条の適用を受ける廃棄物処理施設に関しては、被災地の復興に向けて必要となる手続きの簡素化等について検討を行ってまいります。 なお、すでに都市計画において敷地の位置が決定されている廃棄物処理施設については、あらためて建築基準法第51条に係る手続きを行う必要はない。	-	-	-
61	廃棄物・リサイクル	一定規模以上の土地の形質変更届出の免除	この度の震災で毀損した3,000㎡以上の土地の形質を変更する場合の	環境省	土壌汚染対策法第4条	土壌汚染対策法(以下「土対法」という。)第4条第1項において、3000㎡以上の土地の形質の変更を行う者は、その旨を変更し着手する日の30日前までに都道府県知事に届出をしなければならないとされている(ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為等についてはこの限りではないとされている。)。また、同条第2項において、都道府県知事は、当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができる。	この度の震災で毀損した土地を早期に復旧させるため3000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合、「応急措置としての必要性」が認められるものについては、土対法第4条第1項第2号に基づき、「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」に該当し、届出を要とされない。個別の事例について「応急措置としての必要性」が認められるか疑義が生じる場合には、都道府県知事等に相談されたい。	-	-	-
62	廃棄物・リサイクル	特定粉じん排出作業の届出	特定粉じん排出等を伴う建設工事を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日14日前までに、都道府県知事に届出をしなければならないが、この14日前までを緩和する。	環境省	大気汚染防止法第18条の15	大気汚染防止法(以下「大防法」という。)第18条の15第1項において、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日14日前までに都道府県知事に届出をしなければならないとされている(ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為等についてはこの限りではないとされている。)。また、同条第2項において、都道府県知事は、当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができる。	大防法第18条の15第1項のただし書において、「ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を実施を行う必要がある場合は、この限りでない。」とされており、都道府県知事等がただし書に該当すると判断したものについては、「14日前」までの届出義務が免除される。ただし、ただし書に該当する場合であっても、大防法第18条の15第2項に基づき、速やかに同法第18条の15第1項各号に掲げる事項を都道府県知事等に届け出なければならないこととなっているため、留意願いたい。	-	-	-
63	廃棄物・リサイクル	災害時の臨時供給における熱量の測定場所	ガス事業法施工規則第21条における「熱量測定が困難な場合において経済産業大臣が指定する場所」として、災害時におけるLNGローリーとガス発生設備(移動式ガス発生設備以外)を用いた臨時供給では、LNGローリー出荷元(基地)を熱量の測定場所として指定可能とした。	経済産業省	ガス事業法第21条 ガス事業法施行規則第21条第1項第1号	ガス事業法第21条に基づき、一般ガス事業者は、供給するガスの熱量を測定しなければならない。同法施行規則第21条第1項第1号に基づき、熱量の測定に当たっては、毎日1回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口(当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣が指定したときは、その指定する場所)において、告示で定める方法により測定しなければならない。	製造所出口での熱量測定が困難な場合、連続した導管であれば、測定場所を製造所出口に限定することなく柔軟な運用を行っていることから、個別に原子力安全・保安院ガス安全課へ相談されたい。 導管から離れた場所であるLNGローリー出荷元を測定場所として指定することについては、現地での測定の困難性及び保安上の支障がないことを確認できれば、測定場所として指定することは可能であり、個別に原子力安全・保安院ガス安全課へ相談されたい。なお、指定に当たっては、早期にガスの復旧ができるよう手続きの簡素化、迅速化に取り組んでまいりたい。	-	-	-
64	廃棄物・リサイクル	災害時のガス工作物仮設工事における行政手続きの簡素化	災害時において他のガス事業者使用のガス工作物を融通して仮設工事をする場合は、工事計画の届出、使用前検査における行政手続きを簡素化する	経済産業省	ガス事業法第36条の2第1項、同36条の2第2項	ガス事業法第36条の2に基づき、一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事を行う場合は、工事計画を経済産業大臣に届けなければならない。ただし、ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事をなすときは、この限りでないとしている。その場合、同条第7項により、工事開始後、遅滞なくその旨を大臣に届けなければならない。また、同法第36条の2第1項に基づき、同法第36条の2第1項の規定による届出をして設置又は変更の工事をしたガス工作物は、登録ガス工作物検査機関による使用前検査を受けなければならない。	要望にある災害時の仮設工事は、ガス事業法第36条の2のただし書きに規定する「災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事」に該当するため、事前に工事計画を届出する必要はない。同条第7項による事後届出については、様式、添付書類等は必要最低限とし柔軟な対応を行っていることから、個別に原子力安全・保安院ガス安全課へ相談されたい。 また、ガス工作物の使用前検査は、工事計画を届け出たガス工作物に限定しているため、工事計画の届出をしていない仮設工事については対象外であり、使用前検査を受ける必要はない。 このように、仮設工事の手続きについては、既に充分に簡素化されていることから、その内容について事業者等に周知してまいりたい。	-	-	-
65	廃棄物・リサイクル	仮置き場におけるがれきの選別	がれきは極力現地の仮置き場で選別できるようにし、場所がない場合は、汚染拡散防止措置(コンクリートの打設等)をした近隣の敷地にも仮置き場を設置できるようにして頂きたい。 この度の震災では、一般廃棄物処理施設のキャパシティを超えていることに加え、自治体によっては、自治体の範囲内で処理可能な土地がないといった状況がある。	環境省	廃棄物処理法第6条の2第1項	震災により生じた廃棄物の処理については、各自治体の判断により行われているところ。	現行制度において対応可能と考えます。	-	-	-
66	廃棄物・リサイクル	有害物、腐敗物等の優先処理と民間処理会社の活用	木屑、がれき類のような一般的な廃棄物の他に、有害物、油・溶剤に汚染されたもの、腐敗物等がある。これらは、優先して回収し、DM缶等の容器に入れて、適切に処理できる民間処理会社に委託できるようにして頂きたい。 災害廃棄物の中には、腐敗物や有害物も含まれており、害虫や伝染病など被災者の生活環境を衛生面で害すおそれがある。	環境省	廃棄物処理法第6条の2第1項	震災により生じた廃棄物の処理については、各自治体の判断により行われているところ。	現行制度において対応可能と考えます。	-	-	-
67	廃棄物・リサイクル	事業用地内における災害廃棄物(震災廃棄物)の処理	事業用地内の災害廃棄物(震災廃棄物)については、鉄道施設以外のがれき等については、市町村の一般廃棄物処理施設などへの持ち込みが可能とするなど、市町村と同様の取扱いが可能ようにする。(災害廃棄物に関する柔軟な運用) 既に事業用地に流れ着いた災害廃棄物を産廃扱いとして処理している現状があり、自治体への通知をお願いしたい。	環境省	廃棄物処理法第6条の2第1項	震災により生じた廃棄物の処理については、各自治体の判断により行われているところ。	現行制度において、対応可能と考えます。	-	-	-
68	廃棄物・リサイクル	建物修繕にかかる廃棄物等の廃棄物処理手続き及び建設リサイクルの緩和特例措置	1. 法律では、排出事業者に適正処理をすることを義務付け規制しているが、今回の大震災によって、発生者が建物施設修繕のためむね(多大な)費用支出が伴うことから、地震・津波による残骸集積箇所への廃棄物と同様の取扱いをするよう特例措置の緩和をしていただきたい。 (1) 「法第14条収集・運搬業者並びに処分業者の許可」の省略 (2) マニフェストの省略 (3) 収集・運搬業者の資格を省略する代替えとして、所管官庁発行の「許可表示」するか「排出事業者の自主表示」に緩和する。	環境省	廃棄物処理法第12条の3第1項、第14条第1項	産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者は、当該業を行うとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。産業廃棄物の排出事業者は、その排出した産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならない。	(1)(2)についてこれにより、費用支出が増加するものではありません。 (3)について御要望の御趣旨が不明です。	-	-	-
69	廃棄物・リサイクル	放射性廃棄物に対する基準の設定	放射線を帯びている廃棄物に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で考慮されていないため、廃棄物処理会社においての受入が各社の判断に任されている状態である。本件については規制がないため、何らかの基準を設けていただきたい。	環境省	廃棄物処理法第2条第1項	廃棄物処理法においては、放射性物質及びこれによって汚染された物については、同法の適用を受ける廃棄物には含まれない。	放射性物質により汚染されているおそれのある災害廃棄物の処分の方法については、現在検討中です。	-	-	-

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的内容(再照会)	修正回答(対応策)
70	廃棄物・リサイクル	復興に向けての瓦礫処理の緩和措置	広範な地域で、建物の復興工事の妨げになっているのが、津波被害による瓦礫の処理の遅れであり、環境規制の一時的な緩和措置を要求する。 例えば、可燃物で、焼却時に有害なガスなどの発生心配がない木材等は、同施工令で規定するところの木くずと同等とみなし、野焼きを許可する。 また、津波により打ち上げられた土砂を山間部に指定場所を決め、一時的な投棄(集積)の許可など、緊急対応として要望する。	環境省	廃棄物処理法第2条第1項、第16条の2	・廃棄物の野外投却は、原則として禁止されているが、災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の投却は例外となっている。 ・また、土砂は廃棄物処理法の対象となる廃棄物にはならない。	・廃棄物処理法施行令において、野外焼却禁止の例外として木くずを規定しているわけではありません。 ・また、土砂については、廃棄物処理法においては、規制していません。	-	-	-
71	廃棄物・リサイクル	中小企業以外への震災瓦礫の一般廃棄物扱いの拡大	震災で被災し解体する設備の瓦礫類を一般廃棄物として取り扱う特例について企業規模による取り扱いの枠を撤廃してほしい。	環境省	(参考掲記) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱	-	-	御要望が災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象の範囲に関するものであれば、補助対象を拡大し、全ての大企業の災害廃棄物を対象とする制度変更は困難です。	-	-
72	廃棄物・リサイクル	震災により処理不能となっている産業廃棄物の取扱い	震災で処理先が被災し処理できなくなったために場に溜まりつつある産業廃棄物も一般廃棄物扱いとして自治体で処分してほしい。	環境省	廃棄物処理法第11条第1項	排出事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。	産業廃棄物については、排出事業者が適正に処理する責務を負っております。 処理先をお探しのことですが、現在、(財)産業廃棄物処理事業復興財団等のホームページにおいて、種別の産業廃棄物処理業者の検索が可能となっておりますので、積極的に御連絡ください。また、全国47都道府県ごとに組織されている(社)全国産業廃棄物連合会の都道府県協会に御相談いただくのも有効と考えます。	-	-	-
73	廃棄物・リサイクル	災害時発生産業廃棄物の収集運搬対象者の特例拡大	災害時発生産業廃棄物、一般廃棄物扱いとなり、地方自治体から委託を受けた、収集運搬資格を保有しない事業者であっても、運搬収集可能であるはずだが、その判断を自治体に促進するように通知いただきたい。	環境省	廃棄物処理法第7条第1項	一般廃棄物の収集運搬を行う場合には、市町村長の許可を受けることが必要であるところ、市町村から委託を受けた場合には、許可は不要とされている。	産業廃棄物については、排出事業者が適正に処理する責務を負っております。但し、市町村の判断で、市町村が処理をすることも可能ですので、市町村に御相談ください。	-	-	-
74	廃棄物・リサイクル	産業廃棄物収集運搬業許可の免除	震災で発生した廃棄物処理については、下記許可の免除 ①遠距離輸送の場合、陸上及び港湾で積替保管の許可が必要(「収集運搬業許可(積替保管含む)」、「積替保管施設許可」)となる場合がある。 ②公共施設を使用する際には、港湾事務所長から「係留施設使用許可」の取得が必要。	環境省 国土交通省	廃棄物処理法第7条第1項 港湾法第2条第1項 港湾法第12条第1項	一般廃棄物の収集運搬を行う場合には、市町村長の許可を受けることが必要であるところ、市町村から委託を受けた場合には、許可は不要とされている。 ②について 港湾法においては、港湾管理者は地方公共団体に限っており(国は除外)、第12条第1項に掲げる業務(港湾の管理運営、整備、規制等)を行うこととしている。 公共岸壁等の港湾施設の使用許可に係る事務については、港湾利用者、関係市町村、学識経験者等の意見を踏まえ決定された港湾計画も踏まえ、各港湾管理者が各地方の実情に応じ、自らの判断と責任において処理する「自治事務」であり、各港湾管理者が定めた条例又は規則等により処理している。	産業廃棄物については、排出事業者が適正に処理する責務を負っております。 震災で発生した廃棄物処理を行うための公共岸壁等の使用に係る要件の緩和等は条例の改正等により対応可能であるが、実情(施設の能力等を含む)に応じて各港湾管理者が判断するものとする。	-	-	-
75	廃棄物・リサイクル	産業廃棄物処分場等の災害廃棄物の二次位置き場としての使用	稼働中の産業廃棄物処分場や埋立終了した処分場用地を災害廃棄物の仮置き場及び分別処理が出来る施設として使用できるように法改正を行う。	環境省	廃棄物処理法第15条第1項	-	具体的な御要望の趣旨が不明ですが、最終処分場用地を仮置場として使用することを禁止する規定はありません。 また、廃棄物処理施設の設置に当たり、当該施設が設置される場所が最終処分場用地であることをもって不許可とする規定はありません。現行制度において対応可能です。	-	-	-
76	廃棄物・リサイクル	廃棄物判断基準における輸送費の取扱いの柔軟化	震災で発生した廃棄物等の迅速な処理を促進するため、輸送費が売却代金を上回る場合でも、有償で譲り受け手が占有者となった時点で廃棄物と見なせず、廃棄物処理施設の許可がないボイラでも燃料として利用できるようにすべきである。	環境省	廃棄物処理法第2条第1項	廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に譲渡することができないために不要となったものをいう。	廃棄物の適正処理を確保するため、御要望に応じることは困難です。なお、廃棄物に該当するか否かの判断に当たっては、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することになります。	-	-	-
77	廃棄物・リサイクル	土壌汚染対策法に伴う届出審査期間の短縮	土壌汚染対策法第4条に基づく「3,000㎡以上の土地の形質変更届出」に対する審査期間の短縮をお願いしたい。	環境省	土壌汚染対策法第4条	土壌汚染防止法(以下「土対法」という。)第4条第1項において3000㎡以上の土地の形質の変更を行う者は、その旨を変更に着手する日の30日前までに届出をしなければならないとされており、この規定に違反した場合は罰則が課される。 また、同条第2項において、都道府県知事は、当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることができる。	土対法第4条第2項の命令については、同法の施行通知(平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号)において、「命令の発出は、当該土地の形質の変更が着手された後では汚染の拡散のリスクが生じることから、着手予定日以前に行う必要があるが、該命令等に配慮し、命令発出の当否を速やかに判断することが望ましい。」としており、個別の事案ごとに都道府県知事等に相談されたい。	-	-	-
78	廃棄物・リサイクル	土壌汚染対策法、条例を規制緩和した場合における浸水部の復旧促進	①復旧に際して撤出される浸水部の残土に対しては、土壌汚染対策法第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、岩手県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例、県土壌汚染対策指針の対象外とする。 ②撤出された浸水部の残土は指定場所へ搬送し、新たに制定する残土規則により調査を行い、国の費用負担により一元化した汚染土壌処理を行うことで拡散防止を行う。	環境省	土壌汚染対策法第3条、第4条、第5条	土壌汚染対策法(以下「土対法」という。)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項においては、土壌汚染による人の健康被害の防止の観点から、以下の場合に土地の所有者等に土壌汚染状況調査を行う義務が生じる旨を規定している。 ①有害物質使用特定施設を廃止した場合 ②土壌汚染のおそれがある土地において一定規模以上の形質の変更が行われる場合 ③土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めた場合	土対法では、土壌汚染による人の健康被害の防止の観点から、一定の場合に土壌汚染状況調査の実施義務を規定しており、浸水部の土地においても有害物質が含まれ、人の健康に影響を及ぼすことが想定されることから同法の対象外とすることはできない。 なお、土対法においては、この度の震災で毀損した土地を早期に復旧させるため3000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合、「応急措置としての必要性」が認められるものについては、土対法第4条第1項第2号に基づき、「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」に該当し、届出は不要と解されること及び特別の事情があると認められるときは、土対法施行規則第1条等に基づき、土壌汚染状況調査結果の報告期限を当該土地の所有者等の申請により延長することが可能であることから、個別の事案について疑義が生じる場合には、都道府県知事等に相談されたい。 また、土壌汚染の調査は「汚染のおそれが生じた場所の位置」(汚染のおそれが生じた際の地表の高さや地下配管の高さ等)を起点としており、必ずしも表層から50cmの土壌を調査対象とするわけではない。	-	-	-
79	廃棄物・リサイクル	土壌汚染対策法の基準値およびアイソトラン値を超過する土砂の取扱い	土壌汚染対策法の基準値を超過した土砂は、法の枠に縛られず、廃棄物処理施設や汚染土壌処理施設でも取り扱えるようお願いしたい。	環境省	廃棄物処理法第2条第1項	廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に譲渡することができないために不要となったものをいう。	土砂については、廃棄物処理法においては規制しておりません。また、汚染土壌処理施設においても取り扱うことができないとされているわけではありません。	-	-	-
80	廃棄物・リサイクル	震災ごみ焼却処理施設建設工事に関わる緩和措置(建設リサイクル法)	震災復興を目的とした操業期間限定の震災ごみ焼却処理施設内での案件に関しては建設リサイクル法に基づく申請・届出等の免除をお願いしたい。また、適用する場合には提出時期遅延措置及び内容の簡素化等の緩和措置をお願いしたい。	国土交通省	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)第10条、第11条、第21条、第25条、第27条	<対象建設工事の届出> 建設リサイクル法においては、対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、必要事項を都道府県知事に届けなければならない。 <解体工事業者の登録の申請> 解体工事業者を営もうとする者は、当該業を行うおととする区域を管轄する都道府県知事に対して申請書を提出することにより、登録を受けなければならない。 <解体工事業者の変更等の届出> 登録を受けた解体工事業者は、その登録申請の内容に変更があったとき及び解体工事業者を廃業するに至ったときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届けなければならない。	建設リサイクル法においては、解体工事の請負金額が一般的に低く建設業法の許可が必要となることが多いことから、解体工事の不適正な施工や廃棄物の不適正処理が行われないよう、解体工事業者の登録制度を設け、最低限必要な資質・技術力の確保と不良業者の排除、発注者の保護を図っている。また、解体工事は通常極めて短期間で行われるため、解体工事が行われる際にその届出がなされない場合には、不適正な施工を防止することができない。このため、緩和は困難である。	-	-	-
81	廃棄物・リサイクル	震災ごみ焼却処理施設建設工事に関わる緩和措置(浄化槽法)	震災復興を目的とした操業期間限定の震災ごみ焼却処理施設内での案件に関しては浄化槽法に基づく申請・届出等の免除をお願いしたい。また、適用する場合には提出時期遅延措置及び内容の簡素化等の緩和措置をお願いしたい。	環境省	浄化槽法第5条、第10条の2	浄化槽法第5条において、浄化槽を設置又はその構造もしくは規模の変更をしようとする者は、知事及び知事を經由して特定行政庁に届出なければならない。届出後、21日を経過した後でなければ、浄化槽工事に着手できない。浄化槽法第10条の2において、浄化槽管理者は、使用開始の30日以内に報告書を知事に提出しなければならない。また、一定の規模以上の浄化槽管理者が技術管理者を変更した時や、浄化槽管理者に変更があった時も、同様とする。	浄化槽設置時の届出や、変更届出、報告書の提出等については、環境保全を担保する目的のために、予め行政機関においてその適正性を確認するものであることから、原則的に全ての設置者・管理者に実施していただく必要があり、提出届についても認められません。 浄化槽法においては、届出後7日を経過した後でなければ浄化槽工事に着手できないこととされているが、この期間は知事及び特定行政庁の判断により短縮することができます。	-	-	-
82	廃棄物・リサイクル	被災地における水質汚濁防止法第14条の貯油施設の事故時の報告と措置実施の除外措置	被災地における貯油施設の水質汚濁防止法第14条の2の届出時の適用除外 第14条の3の措置命令の適用除外 第14条の4の事業者の責務の免除	環境省	水質汚濁防止法第14条の2、第14条の3、第14条の4	水質汚濁防止法(以下「水濁法」という。)第14条の2においては、有害物質や油等を含む水の流出事故が生じ、人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれのある場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付けている。 同法第14条の3においては、有害物質を含む水の地下への浸透があり、人の健康に被害が生じ又は生ずるおそれのある場合は、特定事業場の設置者に対して地方自治体が地下水の浄化措置を命ずることができることとされている。 同法第14条の4においては、事業者に対して、事業活動に伴う汚水の排出状況の把握や汚染物質の排出を抑制するために必要な措置を講ずることを求めている。	貯油施設に関する水濁法第14条の2第3項の事故時の措置については、油が公共用水域に排出され、又は、地下に浸透したことにより、生活環境へ悪影響を及ぼさないように、油の流出を防止する措置や、都道府県知事等に対する届出を義務付けているものである。災害時においても油の漏洩等が把握できているものについては被害拡大の防止の措置を可能な範囲で講じて、都道府県知事等への届出を行っていただきたい。 水濁法第14条の3の浄化措置命令については、特定事業場の設置者に対し行われるものであり、貯油事業場(貯油施設を設置する事業場)に対しては行われない。 水濁法第14条の4の事業者の責務については、事業者の自主的な判断の下に実施されるものであり、事業者が公共用水域等の汚濁防止のための措置を強制するものではないので、免除はなりません。 なお、環境省においても、公共用水域・地下水の水質等について緊急に環境モニタリング調査を実施し、状況の把握に努めているところである。	-	-	-

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的内容(再照会)	修正回答(対応策)
83	廃棄物・リサイクル	フロン行程管理票の回収期間延長および処理不明の特別取扱い	震災前に回収業者に交付されたフロン行程管理票の回収期間延長および処理不明の特別扱い	経済産業省	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第20条の2第4項 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第6条の7	業務用冷凍空調機器の廃棄時に冷媒フロン類の回収を第一種フロン回収業者に依頼した廃棄等実施者(機器ユーザー等)は、委託確認書の交付から30日以内(建物の解体に係る場合は90日以内)に、第一種フロン類回収業者から引取証明書の交付等を受けなければならない。その旨を都道府県知事に報告しなければならない。	廃棄等実施者は、フロン類を引き渡した回収業者からの引取証明書の交付に遅延があれば、その旨をできるだけ早期に都道府県知事に報告しなければならないが、当該報告の時期については、今回の大震災による影響が甚大であることに鑑みて、それぞれの事情に応じて都道府県担当部署との相談のなかで柔軟に考えることとなる。 例えば、行程管理票が消失し、回収業者からの引取証明書を入手することが不能になった場合には、回収業者から可能な限りの情報を記録した書面を入手することが望ましいが、具体的な対応方法及び報告時期については都道府県担当部署に相談されたい。			
				環境省	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第20条の2第4項 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第6条の7	業務用冷凍空調機器の廃棄時に冷媒フロン類の回収を第一種フロン回収業者に依頼した廃棄等実施者(機器ユーザー等)は、委託確認書の交付から30日以内(建物の解体に係る場合は90日以内)に、第一種フロン類回収業者から引取証明書の交付等を受けなければならない。その旨を都道府県知事に報告しなければならない。	廃棄等実施者は、フロン類を引き渡した回収業者からの引取証明書の交付に遅延があれば、その旨をできるだけ早期に都道府県知事に報告しなければならないが、当該報告の時期については、今回の大震災による影響が甚大であることに鑑みて、それぞれの事情に応じて都道府県担当部署との相談のなかで柔軟に考えることとなる。 例えば、行程管理票が消失し、回収業者からの引取証明書を入手することが不能になった場合には、回収業者から可能な限りの情報を記録した書面を入手することが望ましいが、具体的な対応方法及び報告時期については都道府県担当部署に相談されたい。			
84	廃棄物・リサイクル	生産設備の早期復旧に向けた環境法令手続きの簡素化・短縮化	震災影響にて被害を受けた生産設備のうち、環境法令等が適用されている施設について、震災前と同じく良くなってしまった設備について、法の設置・変更の手続きを省略あるいは簡素化・短縮化をしていただきたい。 とくに、同一場所への復旧が困難であり、以前と異なった場所に設置する場合についても同様の処置をお願いしたい。	環境省	大気汚染防止法第6条、第9条、第10条 水質汚濁防止法第5条、第7条、第9条等	大気汚染防止法(以下「大防法」という。)及び水質汚濁防止法(以下「水濁法」という。)においては、事業者は、ばい煙発生施設等の設置や構造等の変更をする場合、都道府県知事等に届出を行うこととされており、事業者は、届出受理の日から60日間はその届出に係る特定施設の設置や構造等の変更を行うことができるとされている。ただし、都道府県知事等が届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することができる。	大防法及び水濁法の規定による届出は、都道府県等がばい煙発生施設等の構造等の情報を把握し、排出基準等の適合等を判断する上で極めて重要であることから、災害を理由に省略することは適切でない。 ただし、大防法第10条第2項及び水濁法第9条第2項において、「都道府県知事は、(中略)届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、(中略)期間を短縮することができる」とされており、必ずしも届出受理後60日経過後でなければ設置工事等に着手できないとしているものではない。 また、大防法及び水濁法の届出に関しては、適切な内容の設置等の届出を行った者については実施制限期間の短縮措置を講じるよう都道府県に対し通知しており、実際には、多くの場合(9割近く)は30日以内に審査を終了し、事業者からの申請に応じ、実施制限期間の短縮措置を講じている。 他環境法令についても、実施制限期間の短縮措置を講じるよう都道府県に対する通知の発出を検討してまいりたい。			
85	廃棄物・リサイクル	復旧時の産業廃棄物・建築物廃棄物処理について	改正産業廃棄物処理法第21条の3で、建設産業廃棄物排出事業者の責任が規定されているが、多数のガス事業者が復旧応援する中で、各ガス事業者もしくは業界団体が元請として産業廃棄物処理上の排出事業者責任を持つことが困難である。元請の届出を不要とするか、元請以外の立場のものでも届出を可として欲しい。	環境省	産業廃棄物処理法第21条の3	建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が排出事業者としての責任を有するとされているところ。	具体的なご要望の趣旨が不明ですが、産業廃棄物処理法上、元請業者であることについての届出の規定はありません。			
86	廃棄物・リサイクル	移動式がれき処理施設の使用許可申請の簡素化	市の許可を得ない産業廃棄物の移動式がれき処理施設の使用について、許可手続きを不要とする特例措置を設けること。	環境省	産業廃棄物処理法第15条第1項	産業廃棄物処理法施行令(平成12年11月29日政令第493号)第2条第1項により、排出事業者が移動式がれき破砕施設を設置しようとする場合は、施設設置の許可が不要とされているところ。	産業廃棄物処理法施行令(平成12年11月29日政令第493号)第2条第1項により、排出事業者が移動式がれき破砕施設を設置しようとする場合は、施設設置の許可が不要となっています。			
87	廃棄物・リサイクル	移動式がれき処理施設の要件緩和	移動式がれき破砕施設において廃プラスチック類も処理できるよう要件を緩和すること。	環境省	産業廃棄物処理法第15条第1項	産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされているところ。	産業廃棄物の処理施設は、当該施設において産業廃棄物の中間処理等が行われることから、施設の構造上の安全性、維持管理の確実性等が確保されていない場合は、当該施設そのものが生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれがあります。 したがって、一日当たりの処理能力が5トンを超える廃プラスチック類の破砕施設については、当該施設そのものが生活環境の保全上の支障を生じさせることを防止するため、都道府県知事の許可を受けることが必要であると考えます。			
88	廃棄物・リサイクル	廃棄物処理の委託制度の緩和	街大ながれき処理には重機が必要であり、従来委託してきた一般廃棄物処理業者に加え、建設業者等に委託するよう規制を緩和すること。	環境省	産業廃棄物処理法第6条の2第1項	震災により生じた廃棄物の処理については、各自治体の判断により行われているところ。	市町村からの廃棄物の処理の委託については、市町村の判断により行われているところであり、現行制度において対応可能と考えます。			
89	危険物・防災・保安	製造所等の設置又は変更の許可に係る手続き等の簡素合理化	「消防法第11条第1項以下の内容」と「通達製造所等の設置又は変更の許可に係る手続き等の簡素化については、設置又は変更に対して許可が必要となっておりませんが、届出申請への緩和規制を望みます。	総務省	消防法第11条	製造所等の設置又は製造所等の位置、構造及び設備を変更する場合、市町村長等の許可を受けなければならない。	「要望の具体的内容」欄に記載されているとおり、「製造所等の設置又は変更の許可に係る手続き等の簡素合理化について」(平成9年3月26日消防第35号)により、設置又は変更の許可に係る手続きについて簡素合理化を図っており、申請書等の添付書類は必要事項が確認できる必要最小限のものとする等とされている。また、市町村長等による、製造所等の設置又は変更の許可手続きは、これまでも迅速化に努めていたという一方、製造所等でのたびたび事故が発生すると、その被害は甚大であることから、製造所等の安全性を確保するためには、当該製造所等が法令に定められた技術上の基準を満たしていることの審査は極めて重要である。仮に製造所等の設置又は変更を届出した場合、技術上の基準に適合しない製造所等が出現し、事故発生危険性が著しく増大するとともに、時間的にも経済的にもその是正には大きな困難を伴うことになるため、製造所等の設置又は変更に対する許可を届出に緩和することは困難である。 なお、このことは法令を遵守している製造所等の事故発生率が 1.2×10^{-3} (事故件数/施設)であるのに対して、法令適合性が確認されていない施設の事故発生率が 1.9×10^{-1} (事故件数/施設)と約160倍危険であることにかんがみても、適切な対応が必要であることは明らかである。 また、「要望の具体的内容」欄にある「許可申請は、許可受理までに時間を要する」が何を指すのか明らかでないが、仮に許可申請を市町村長等が受理するまでに時間を要するという意味であれば、必要事項が記載された申請書に製造所等の位置、構造又は設備の内容に関する図面等を添付し、申請することで、直ちに受理されているところである。			
90	危険物・防災・保安	危険物施設の改修工事に係る完成検査等	使用前検査で自主検査による記録確認のみの申請できる様に規制緩和を望みます。	総務省	消防法第11条第1項第5号 危険物の規制に関する政令第8条	製造所等の位置、構造又は設備の変更するときは、市町村長等による許可を受けるとともに、工事完成後に市町村長等が行う完成検査等を受けることとされている。	危険物の規制に関する政令第8条により、市町村長等は、完成検査の申請があったときは、遅滞なく、申請のあった製造所等の完成検査を行わなければならないこととされ、「製造所等の設置又は変更の許可に係る手続き等の簡素合理化について」(平成9年3月26日消防第35号)により、市町村長等が行う完成検査時の現地確認において、事業者が実施した自主検査結果等を活用することが可能であることとされており、完成検査の方法については合理化が図られているところである。また、「完成検査済証等の交付手続きの迅速化について」(平成10年5月20日消防第54号)により、市町村長等による完成検査済証の交付に係る事務の円滑化も図られている。 一方、製造所等でのたびたび事故が発生するとその被害は甚大であることから、製造所等の安全性を確保するためには、当該製造所等が法令に定められた技術上の基準を満たしていることの検査は極めて重要である。今まで市町村長等が行う完成検査を受けた事業所について、仮に完成検査を行わずに自主検査による記録確認のみとした場合、十分な安全性を確保できず、事故発生危険性が高い状況で危険物の貯蔵又は取扱いが行われる可能性が高いことから、今回のみ自主検査による記録確認のみで完成検査に代えることは困難である。 なお、このことは法令を遵守している製造所等の事故発生率が 1.2×10^{-3} (事故件数/施設)であるのに対して、法令適合性が確認されていない施設の事故発生率が 1.9×10^{-1} (事故件数/施設)と約160倍危険であることにかんがみても、適切な対応が必要であることは明らかである。 また、「要望の具体的内容」欄にある「検査に関する許可申請・検査は、許可受理までに時間を要する」が何を指すのか明らかでないが、仮に変更許可申請を市町村長等が受理するまでに時間を要するという意味であれば、必要事項が記載された申請書に製造所等の位置、構造又は設備の変更の内容に関する図面等を添付し、申請することで、直ちに受理されているところであるし、許可手続きの簡素合理化を求めているのであれば、提案事項「製造所等の設置又は変更の許可に係る手続き等の簡素合理化」で回答したとおり、既に簡素合理化されているところである。			
91	危険物・防災・保安	消防用設備等の届出及び検査の短縮	所轄の消防署で打ち合わせの上、早急に工事が出来る様に致したい。	総務省	消防法第17条の14(消防用設備等の工事着手の届出)	消防用設備等に係る工事を行う場合には、その旨を工事着手の10日前までに消防機関に届け出ることとしている。その際に、工事を行う場所、建物名称、工事対象設備名称等を記載した様式のほか、平面図、配管系統図、使用機器図等設計に関する図書を添付することとしている。	消防用設備等の工事着手の届出義務については、工事対象となる消防用設備等の設置前に、消防機関がその設置について消防法令に定める基準に適合していることを確認することにより建築物等の防火安全性を確保するためのものであり、10日目の届出期限自体を短縮することはできない。 今回の東日本大震災に際し、地震により被害を受けた建物において損傷を受けた消防用設備等に係る工事着手の届出については簡便なものとし、平面図、配管系統図、使用機器図等設計に関する詳細については後日別途提出することで足りることとするなど、復旧作業が適切かつ円滑に行われるよう柔軟に対応することを、各消防機関に対し既に通知したところである(「平成23年東北地方太平洋沖地震に対応した消防法令の運用について(通知)(平成23年3月28日消防予第92号)」)。			

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的内容(再照会)	修正回答(対応策)
92	危険物・防災・保安	危険物設備の修理および更新許可	①重油タンク配管の復旧は「軽微な変更」とし、図面添付を免除頂きたい(図面流失のため)。 ②タンクの不平等下測定結果、基準内であることを確認した。使用再開にあたり、開放検査などの条件をつけないでいただきたい。	総務省	①消防法第11条第1項 ②消防法第14条の3 危険物の規制に関する政令第8条の4	①製造所等の位置、構造又は設備を変更しようとする者は、市町村長等の許可を受けなければならない。 ②1,000k以上の特定屋外タンク貯蔵所においては、不平等下率が1/100以上となった場合、臨時保安検査を受けなければならない。	① 要望の趣旨が明らかでないが、地下配管、移送取扱所を除く配管の取替に係る工事であって、管径、板厚、材質、経路の変更がなく、危険物の取扱いに変更がないことが確認された場合には、変更許可を要しない軽微な変更工事とする旨の通知を平成14年に発出(消防危険49号)しているところであり、当該通知の適用について市町村長等に相談されたい。 ② 要望の趣旨が明らかでないが、危険物の規制に関する政令第8条の4第5項に規定されているとおり、特定屋外タンク貯蔵所の不平等下率が1/100未満であれば、臨時保安検査を実施する必要はない。			
93	危険物・防災・保安	石油化学プラント設備に関する定期修理工事の延期	消防法14条の3の2に基づく危険物貯蔵施設の定期点検について今年度末程度まで延期をお願いしたい。	総務省	消防法14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の5 危険物の規制に関する規則第52条の4	指定数値の倍数が十以上の製造所等の所有者等は、1年に1回以上、当該製造所等が位置、構造又は設備の技術上の基準に適合しているかどうかについて点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。	製造所等でひとたび事故が発生すると、その被害は甚大であることから、製造所等の安全性を確保するためには、当該製造所等が法令に定められた技術上の基準を満たして置かれ、かつ維持されることは極めて重要である。このため、当該製造所等が技術上の基準に適合しているかどうかについて定期に点検することは必要である。 一方、被災地において、地震災害を受け、又は地震災害を受けたおそれのある製造所等については、すでに当該製造所等の所有者等により安全確認のための点検が実施されているものと考えるが、地震災害の発生後、すでに自主的に点検を実施した製造所等については、自主的な点検を定期点検とみなすことができることを、平成23年東北地方太平洋沖地震に対応した消防法令の運用について(平成23年3月28日付け消防危険52号)によりすでに示しているところである。			
			被災あるいは停止したプラント設備の定期修理に関しては時間を要する見込みであり、現在計画している定期修理工事時期の延期をお願いしたい。	経済産業省	高圧ガス保安法第35条 コンビナート等保安規則第34条第2項	高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設については、定期に都道府県知事等が行う保安検査の受検を義務づけている。	製造を行っていない施設については、コンビナート等保安規則第34条第2項に基づく製造施設休止届書を提出した場合には、当該製造施設を再び使用する時まで保安検査を行わないことができる。			
94	危険物・防災・保安	高圧ガス関連設備に対する法定検査実施時期の延期	高圧ガス設備に対する各種検査について、安全が担保される場合は、一定期間の免除もしくは期間の延長を求めている。	厚生労働省	労働安全衛生法第41条 ボイラー及び圧力容器安全規則第37条、第38条、第72条、第73条	ボイラー及び第一種圧力容器については、検査証の有効期間(1年)を更新するために性能検査を受けなければならない。	労働安全衛生法では定期修理に関する規制はありません。 なお、ボイラー等について定期に実施することになっている性能検査については、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、平成23年8月31日を限度として、事業者からの申請に基づき、検査実施機関が個別の事情に応じて延長することができることとしており、今回の震災に伴って有効期間を超えて休止するものについては、所轄労働基準監督署長あてに報告することにより、使用再開時に検査を受けることで使用再開ができることとなっています。			
			高圧ガス設備に対する各種検査について、安全が担保される場合は、一定期間の免除もしくは期間の延長を求めている。	経済産業省	高圧ガス保安法第35条 コンビナート等保安規則第34条第2項	高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設については、定期に都道府県知事等が行う保安検査の受検を義務づけている。ただし、自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者(以下「認定保安検査実施者」という。)が、その認定に係る特定施設について、第三十九条の十一第二項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合はこの限りではない。	製造を行っていない施設については、コンビナート等保安規則第34条第2項に基づく製造施設休止届書を提出した場合には、当該製造施設を再び使用する時まで保安検査を行わないことができる。 また、認定保安検査実施者が行う保安検査の項目のうち、開放検査については、当該設備の劣化要因・劣化速度等のデータを確保し、積算と支障がないと認められれば検査周期を延長することは可能であり、個別に原子力安全・保安院保安課へ相談されたい。			
95	危険物・防災・保安	プロピレン貯槽の開放検査延期	当社工場のプロピレン貯槽は本年5月～6月にかけて法令に基づく開放検査により使用できなくなる。本検査の実施を然るべき時期まで延期できるように規制緩和を実施いただき、復興資材の生産活動に際して当該プロピレン貯槽を継続して使用できるようにしたい。	厚生労働省	労働安全衛生法第41条 ボイラー及び圧力容器安全規則第37条、第38条、第72条、第73条	ボイラー及び第一種圧力容器については、検査証の有効期間(1年)を更新するために性能検査を受けなければならない。	ボイラー等について検査証の有効期間の更新を受けるためには有効期間内に性能検査を受けることが必要であるが、今回の震災の影響により、震災の被害を受けた事業者が性能検査を有効期間内に受検できない場合があることから、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」に基づき、平成23年8月31日を限度として、検査実施機関が個別の事情に応じて延長することができることとしているので、具体的な検査計画について検査実施機関に個別に相談していただきたい。			
			当社工場のプロピレン貯槽は本年5月～6月にかけて法令に基づく開放検査により使用できなくなる。本検査の実施を然るべき時期まで延期できるように規制緩和を実施いただき、復興資材の生産活動に際して当該プロピレン貯槽を継続して使用できるようにしたい。	経済産業省	高圧ガス保安法第35条 コンビナート等保安規則第34条第2項	高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設については、定期に都道府県知事等が行う保安検査の受検を義務づけている。ただし、自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者(以下「認定保安検査実施者」という。)が、その認定に係る特定施設について、第三十九条の十一第二項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合はこの限りではない。	認定保安検査実施者が行う保安検査の項目のうち、開放検査については、当該設備の劣化要因・劣化速度等のデータを確保し、積算と支障がないと認められれば検査周期を延長することは可能であり、個別に原子力安全・保安院保安課へ相談されたい。			
96	危険物・防災・保安	認定期間延長もしくは更新簡素化	東日本大震災の地震と津波で製油所の施設(高圧ガス設備、消防設備、ボイラー・圧容器等)に大きな被害が生じております。現在、復旧に向けて作業を実施しておりますが、回復には相当の期間が必要と見られます。 一方、製油所では、各法律に基づく認定制度の資格を得て、認定事業所として運転を行っております。今年度、認定期限を迎え更新手続きが必要になっておりますが、石油製品の供給を行うための復旧に労力が取られております。そこで、認定期間を延長するか、更新手続きを簡素化していただきたい。	総務省	消防法第11条 平成11年3月17日消防危険第22号(平成20年1月一部改正)	製造所等の位置、構造又は設備の変更するときは、市町村長等による許可を受けるとともに、工事完成後に市町村長等が行う完成検査等を受けることとされている。認定事業所が行う一定の重要工事については、市町村長等は事業所の自主検査結果を活用して、現地に赴かずして完成検査等を実施することができることとされている。	認定事業所の認定にあたり、「事業所の保安体制」、「自主検査体制」、「事業所の保安実績」が適切であることを確認することが重要であり、保安管理体制等の組織図や保安に関する規程、自主検査マニュアルや自主検査記録票、事故発生時の初動体制組織図や立入検査時の指図内容等から市町村長等が審査を行う必要がある。 危険物施設の変更工事に係る完成検査等について(平成11年3月17日消防危険22号[平成20年1月一部改正])により、認定事業所の更新について、手続きに必要な申請書類は、認定の審査に必要な事項が記載されている既存の資料を活用できることとされていることから、認定事業所の更新手続きについては、既に簡素化を図っているところである。 一方、事業所従業員が保安に関する規程、自主検査マニュアル等に基づき適切な対応ができることを、市町村長等が現地で確認する必要があることから、認定事業所の更新手続きを書類確認のみとすることは困難である。			
			認定期間延長もしくは更新簡素化	経済産業省	高圧ガス保安法第39条の8	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定は、政令で定める期間(五年)ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効果を失う。更新を希望する事業者の申請を受け、検査の組織が経済産業省令で定める基準、検査の方法が経済産業省令で定める方法及び知識経験を有する者が検査を実施しその数が経済産業省令で定める数以上であることを確認し、基準を満たしている場合には更新の認定を行っている。	認定は、設備休止中は必要なく、また、運転開始後も認定を受けることができ、認定更新と新規認定では、手続き、費用等に差異はないことから、施設の復旧後に新たに認定を受けていただきたい。			
			認定期間延長もしくは更新簡素化	厚生労働省	労働安全衛生法第41条 ボイラー及び圧力容器安全規則第40条、第75条 平成20年3月27日基発第0327003号付ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について	一定のボイラー及び第一種圧力容器については、性能検査において運転時検査を認める制度(「開放検査周期認定制度」)があり、その認定に際しては一定の審査を行うこととなっている。	ボイラー等の開放検査周期認定制度による認定の更新に際しては、従来から現地調査を省略できることとしており、特に問題がなければ書類審査のみとなる。			
97	危険物・防災・保安	高圧ガスの取扱い等の制限緩和	消防法第10条では、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りではないとある(消防法へは別途、期間延長要請提出済) 高圧ガスに関しても消防法と同様に仮設備を使用可能とする。なお、その期間も10日以内ではなく緩和する。	経済産業省	高圧ガス保安法	高圧ガス設備は、耐圧試験、気密試験及び肉厚確認(以下「試験等」という。)に合格するものである必要があり、その可否は都道府県知事が行う完成検査において確認される。完成検査では、経済産業大臣が認定した認定試験者が製造し、試験等を行った設備については、当該設備に関する現場での試験等を要しない。	「耐圧試験などで安全が担保されている場合に配管等の仮設、仮使用を認める」旨の御要望であるが、現状でも高圧ガス設備について耐圧試験、気密試験及び肉厚確認により安全性が確認されていれば、本設することが可能。要望理由では「仮設設備の使用が認められていないが、本設に必要な認定バルブ及び計装品の納期がかかる」との御懸念が示されているが、上記の場合にはそもそも認定バルブ及び計装品を用いる必要はないという点につき、御理解いただきたい。			

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的な内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的な内容(再照会)	修正回答(対応策)
98	危険物・防災・保安	石炭法に関するレイアウト手続きの免除	東日本大震災の地震と津波でレイアウト施設に大きな被害が生じている事業所がある。回復には相当の期間が必要と見られ生産機能が回復する間の敷地の利用を柔軟に考えていく必要があり、石炭法のレイアウト規制を免除してもらいたい。	総務省	石油コンビナート等災害防止法(石炭法)第5、7、8条	石油と高圧ガスの両方を取り扱う第一種事業所を新設し又は変更しようとする場合、計画を主務大臣に届け出なければならない。主務大臣は、届出された計画の内容が災害の発生の場合の拡大防止に必要と認められるときに計画の変更を指示することができる。(「石油コンビナート等災害防止法」第5、7、8条)	石油と高圧ガスをともに扱う事業所を新設し、又は変更する場合において、所轄消防本部の判断のみに基づき指示又は不指示の決定をすることはできない。 石油と高圧ガスをともに扱う事業所は、各種の装置が複雑に入り組んでおり、災害発生の危険性及び災害の拡大の危険性が特に大きい。このことから災害に対応する事務を所掌している関係行政機関において、計画の内容を確認することが必要である。 また、都道府県は、石油コンビナート防災本部を設置するなど石油コンビナート防災の中核的な役割を担う立場にあることから、意見を聞くことが必要である。			
				経済産業省	石油コンビナート等災害防止法第5、7、8条	石油と高圧ガスの両方を取り扱う第一種事業所を新設し又は変更しようとする場合、計画を主務大臣に届け出なければならない。(「石油コンビナート等災害防止法」第5、7、8条)	石油と高圧ガスをともに扱う事業所は、各種の装置が複雑に入り組んでおり、災害発生の危険性及び災害の拡大の危険性が特に大きい。このことから災害に対応する事務を所掌している関係行政機関において、計画の内容を確認することが必要である。 石油コンビナート防災本部を設置するなど石油コンビナート防災の中核的な役割を担う立場にあることから、意見を聞くことが必要である。 したがって、石油と高圧ガスをともに扱う事業所を新設し、又は変更する場合において、所轄消防本部の判断のみに基づき指示又は不指示の決定をすることはできないことを御理解いただきたい。			
99	危険物・防災・保安	既設特定通路の幅員適用	大震災に伴う設備復旧の際、既設設備の仕様変更を伴う場合でも既設の特定通路の幅員を適用可能とする。	総務省	石油コンビナート等災害防止法(石炭法)第7条石油コンビナート等特定防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令)第11条	石油と高圧ガスの両方を取り扱う第一種事業所を変更しようとする場合、計画を主務大臣に届け出なければならない。(「石油コンビナート等災害防止法」第7条) 石油と高圧ガスの両方を取り扱う施設地区の区分に応じた幅員の特定通路を施設地区の周囲に配置しなければならない。(「石油コンビナート等特定防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令」第11条)	石油と高圧ガスをともに扱う事業所は、各種の装置が複雑に入り組んでおり、災害発生の危険性及び災害の拡大の危険性が特に大きい。このことから災害に対応する事務を所掌している関係行政機関において、計画の内容を確認することが必要であるため、各施設地区の面積及び配置、事業所間の連絡導管及び連絡通路、敷地面積を変更しようとする場合、変更に関する計画を主務大臣に届け出なければならない。 要望の趣旨が明らかでないが、既設設備の仕様変更を伴う場合において、各施設地区の面積及び配置、事業所間の連絡導管及び連絡通路、敷地面積に変更が無い場合は届出の対象とならない。また、災害復旧又は軽微な変更であれば届出の対象とならない。 なお、石油コンビナート等災害防止法の届出対象とならずとも消防法の規制の対象となる場合があることを念のため申し添える。			
				経済産業省	石油コンビナート等災害防止法第7条石油コンビナート等特定防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第11条	石油と高圧ガスの両方を取り扱う第一種事業所において各施設地区の面積及び配置、事業所間の連絡導管及び連絡通路、敷地面積を変更しようとする場合には、主務大臣に届け出なければならない。(「石油コンビナート等災害防止法」第7条) 石油と高圧ガスの両方を取り扱う施設地区の区分に応じた幅員の特定通路を施設地区の周囲に配置しなければならない。(「石油コンビナート等特定防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令」第11条)	既設設備の仕様変更を伴う場合において、各施設地区の面積及び配置、事業所間の連絡導管及び連絡通路、敷地面積に変更が無い場合は届出の対象とならない。			
100	危険物・防災・保安	電気事業法、大気汚染防止法に係る手続き等の規制緩和	10kwを超えるディーゼル発電設備を復旧に係る仮設設備として設置する場合、電気事業法に係る届出、保安規定、電気主任技術者の選任等が必要となる。又、ディーゼル発電設備の能力によっては燃料が50リットル/時間を超えるものもあり、仮設ピラの設置を含めて大気汚染防止法の「ばい煙発生施設」の適用対象となる。このような場合の柔軟な規制緩和をお願いしたい。(必要申請書類の簡素化、迅速な承認・運転管理上の測定義務の簡素化等)	経済産業省	電気事業法	(電気事業法部分) 事業用電気工作物の設置又は変更の工事のうち、一定の条件を満たすもの(大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は同法第2条第3項に規定するばい煙発生処理施設に該当する電気工作物に係る工事のうち、一定の条件を満たすものを含む。)については、電気事業法第4条第1項に基づき、事前に経済産業大臣に工事計画の届出を行わなければならない。通常、同法第4条第2項の規定により、当該工事計画の届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該工事を開始してはならない。	(電気事業法部分) 電気事業法施行規則第65条第1項第1号及び第2号に基づき、災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事として行う工事については、工事計画の届出が不要とされている。本運用を実施し、工事計画の届出を不要とする措置を行った。			
				環境省	(環境省) 大気汚染防止法第13条、第16条	大気汚染防止法(以下「大防法」という。)第27条第2項において、電気事業法に規定されている電気工作物の届出等に係る大防法の規定は適用除外されている。 ただし、当該施設については、大防法第13条の排出基準の遵守と同法第16条の測定の義務は課せられる。	大防法では、電気事業法において規定されている電気工作物の届出等は適用除外されており、「必要申請書類」、「承認」等を求めている。 大防法に基づきばい煙に係る排出基準は、国民の健康保護及び生活環境の保全を目的として、ナショナルミニマムの規制を定めたものであり、これを緩和することは適当ではない。 また、ばい煙の測定は、排出基準遵守の自主的な確保及び地方公共団体による必要な措置の実施のために義務付けられたものであり、当該義務を緩和することはできない。なお、大防法では、大規模なばい煙発生施設を除き、多くとも2ヶ月を超えない作業期間ごとに1度の測定が課されているのみであり、事業者の過度の負担とはならないと考えられる(ただし、条例や公害防止協定等により更なる測定の実施が求められている場合は各地方公共団体に御相談されたい)。			
101	危険物・防災・保安	震災ごみ焼却処理施設建設工事に関わる緩和措置	震災復興を目的とした作業期間限定の仮施設内での案件に関しては消防法等に係る申請・届出等の免除をお願いしたい。また、適用する場合は提出時期遅延措置及び内容の簡素化等の緩和措置をお願いしたい。また、適用する場合は提出時期遅延措置及び内容の簡素化等の緩和措置をお願いしたい。(必要申請書類の簡素化等、迅速な承認・運転管理上の測定義務の簡素化等)	総務省	消防法第11条、第17条の14 危険物の規制に関する政令第6条 危険物の規制に関する規則第4条	指定数量以上の危険物は、製造所等以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならない。製造所等の設置又は製造所等の位置、構造及び設備を変更する場合、市町村長等の許可を受けなければならない。 消防用設備等に係る工事を行う場合には、その旨を工事着手の10日前までに消防機関に届け出ることとしている。その際に、工事を行う場所、建物名称、工事対象設備名称等を記載した様式のほか、平面図、配管系統図、使用機器図等設計に関する図書を添付することとしている。	要望の具体的な内容及びその理由が必ずしも明らかでないが、「製造所等の設置又は変更の許可に係る手続き等の簡素合理化について」(平成9年3月26日消防第35号)及び「平成23年東北地方太平洋沖地震に対応した消防法令の運用について(通知)」(平成23年3月28日消防第92号)により、設置等に係る手続きについて簡素合理化を図っており、申請書等の添付書類は必要事項が確認できる必要最小限のものとする等とされている。 一方、製造所等での火災事故が発生すると、その被害は甚大であることから、製造所等の安全性を確保するために、当該製造所等が法令に定められた技術上の基準を満たすこと等の審査は極めて重要である。仮に製造所等の設置又は変更を届出した場合、技術上の基準に適合しない製造所等が出現し、事故発生危険性が著しく増大するとともに、時間的にも経済的にもその差正には大きな困難を伴うことになるため、製造所等の設置又は変更に対する許可を届出に緩和することは困難である。 なお、市町村長等による製造所等の設置又は変更の許可手続きは、従前から迅速かつ適切に行っているところであるが、震災ごみ焼却施設の建設に当たって、消防法に関する運用について不明な点や相談がある場合は、所轄消防本部又は消防庁へ御連絡頂きたい。			
102	危険物・防災・保安	震災ごみ焼却処理施設建設工事に関わる緩和措置(労働安全衛生法、建設業法)	震災復興を目的とした作業期間限定の仮施設内での案件に関しては本法令・申請・届出等の免除をお願いしたい。また、適用する場合は提出時期遅延措置及び内容の簡素化等の緩和措置をお願いしたい。また、適用する場合は提出時期遅延措置及び内容の簡素化等の緩和措置をお願いしたい。また、適用する場合は提出時期遅延措置及び内容の簡素化等の緩和措置をお願いしたい。(必要申請書類の簡素化等、迅速な承認・運転管理上の測定義務の簡素化等)	厚生労働省	労働安全衛生法第88条第4項 労働安全衛生法施行規則第90条	労働安全衛生法第88条第4項、同法施行規則第90条に基づき、「高さ3メートルを超える建築物等の建設等」など、一定の仕事を実施する場合には、仕事を開始する14日前までに所轄労働基準監督署長に計画を届け出なければならないこととされている。一方、高さ3メートル以下の建築物等の建設など、労働安全衛生法施行規則第90条に該当しない仕事にあたる場合は、所轄労働基準監督署長への計画の届出は義務付けられていない。	労働者の安全を確保する観点から、ご要望にあるような取扱いをそのまま認めることは困難です。ただし、計画の届出が義務付けられている災害復旧工事(改修、解体工事に伴う足場の設置等)については、事態の緊急性に鑑み、届出のあった計画に係る安全衛生上の問題について速やかな審査を実施し、計画の届出後一定期間を待たずに早期に災害復旧工事が開始されるよう最大限努めることとしています。			
				国土交通省	建設業法第3条、第24条の7、第26条 「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成16年閣議第316号)	建設業法においては、土木建築に関する28種類の工事を建設工事として定めており、これらの工事のうち、一定規模以上のものを請け負う場合には、建設業の許可が必要であり、許可業者に係る規定が適用される。 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)の工事を下請けさせる場合には、監理技術者を置かなければならない。 特定建設業者は、一定規模以上の工事を下請けさせる場合には、下請負人の名称及び工事内容等を記載した施工体制台帳を作成しなければならない。当該下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた時は、当該他の建設業を営む者の名称及び工事内容等を記載された再下請負通知書等を、当該特定建設業者に対して提出しなければならない。	建設業法においては、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護する等のため、一定規模以上の工事を請け負った施工しようとする者は、許可を受けなければならないこととしている。 また、建設工事は、それぞれ独立した多種多様な専門工事の総合的な組み合わせにより成り立っており、重層的な下請構造を有していることから、その適正な施工を図るためには、発注者から工事を直接請け負った建設業者(元請負人である特定建設業者)が多様な下請工事の施工について総合的に指導・調整を行う必要がある。 このため、発注者から工事を直接請け負った建設業者に対し、その請け負った工事ごとに監理技術者を置くことを義務づけるとともに、直轄契約関係でない再下請負人を含めた雇入れ体制を把握するため、下請負人に対し、再下請負通知書を課している。仮にこれらを免除した場合には、下請負人に対する適切な指導等が困難となり、建設工事の適正な施工が確保されず、ひいては発注者や下請負人、及び労働者等の保護が図られなくなるおそれがあることから、免除を行うことはできない。 なお、公共性のある工作物等に関する重要な工事において、工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者については、工期が重なり工作物等同一性が高い複数の工事においては業務ができることとしているほか、震災等の自然災害発生後、最寄りの建設業者による即時の対応が最も合理的であるなど緊急やむを得ない場合においては雇用関係の取扱いを緩和できることとしているところである。			

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的内容(再照会)	修正回答(対応策)
103	危険物・防災・保安	仮貯蔵・仮取扱の期間延長	東日本大震災の地震と津波で危険物施設に大きな被害が生じている事業所がある。回復には相当の期間が必要と見られるが、危険物施設の復旧に際して、許可以外の行為を行う必要がある。その際には、期間限定(10日間)の許可を得て実施している。長期間の対応に適用できるように限定期間を免除してもらいたい。	総務省	消防法第10条	指定数量以上の危険物は、製造所等以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならないが、所轄消防長又は消防署長の承認を受けることにより、指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱うことができる。	指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合、火災、流出等の危険性が高いことから、技術基準に適合する危険物施設において危険物を安全に貯蔵し、又は取り扱うことが必要である。一方、震災等により技術基準を定める安全対策の全部又は一部は満たさないが、応急的に設けた仮設の施設・設備等を活用することにより一時的に危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合であっても、危険物の流出時に承認すれば、仮貯蔵又は仮取扱いを行うことができることとされているものである。仮に仮貯蔵又は仮取扱いに係る施設は、必ずしも危険物施設と同等の安全性が確保されているとはいえない。10日間であれば応急的に設けた仮設の施設・設備等が有効に維持され、十分な管理体制も確保できるという観点に立脚して承認していることから、仮貯蔵・仮取扱いの期間を延長することは困難である。			
104	危険物・防災・保安	ガソリン・軽油等危険物に係る運搬等の制限緩和について	1. 容器の制限緩和 2. 販売の制限緩和 3. 運搬の制限緩和 4. 貯蔵の制限緩和	総務省	消防法第10条、第11条、第16条 危険物の規制に関する政令第28条、第29条、第30条 危険物の規制に関する規則別表第3の2	指定数量(ガソリン200リットル、軽油1000リットル)以上のガソリン又は軽油等の危険物は、製造所等以外の場所貯蔵し、又は取り扱ってはならない。	「要望の具体的内容」にある「①容器の制限緩和」、「②販売の制限緩和」、「③運搬の制限緩和」及び「④貯蔵の制限緩和」の趣旨が必ずしも明らかでないが、それぞれについての回答は以下のとおり。 「①容器の制限」及び「③運搬の制限」については、危険物を容器で運搬する際に落下等しても危険物が漏れ出し火災に至らないように安全性を確保するため、落下試験等の基準に適合した運搬容器を用いるとともに、運搬容器が落下・転倒等を起こさないように積載し、着し動揺を起こさないように運搬すること等を求めているものであり、これらの基準を緩和することは火災や流出事故につながる危険性が高くなることから困難である。 「②販売の制限」については、十分な安全対策を講ずることなく指定数量(ガソリン200リットル、軽油1000リットル)以上のガソリン等を貯蔵し、又は取り扱って流出や火災発生等の危険性が高くなることに加え、地震時には当該施設が被災して被害が拡大する危険性も高くなることから、技術上の基準に従って貯蔵し、又は取り扱うことが必要であり、緩和することは困難である。 「④貯蔵の制限」については、十分な安全対策を講ずることなく指定数量(ガソリン200リットル、軽油1000リットル)以上のガソリン等を貯蔵し、又は取り扱って流出や火災発生等の危険性が高くなることに加え、地震時には当該施設が被災して被害が拡大する危険性も高くなることから、技術上の基準に従って貯蔵し、又は取り扱うことが必要であり、緩和することは困難である。			
105	危険物・防災・保安	防災資機材の有効利用	東日本大震災の地震と津波で危険物、高圧ガス施設に大きな被害が生じている事業所がある。安全を担保する防災資機材も同様で、消防車などが被害を受けて、法定必要量を満足させることができない事業所がある。緊急対応としては、他事業所を管轄する行政の了解を得て、防災資機材の供出を受け対応している。防災資機材を再配備させるには、半年以上の期間が必要と見られる。その間ですが、近隣の共同防災組織があれば、その組織の承諾があれば、良しとする限定期間の免除を希望する。	総務省	石油コンビナート等災害防止法(石炭法)第16条、第19条	特定事業者は、当該事業所における災害の発生又は拡大を防止するために、その特定事業所ごとに自衛防災組織を設置し、その事業規模等に応じた防災資機材等を備え付けなければならない(石炭法第16条)。また、同じ特別防災区域に所在する全部又は一部の特定事業者が共同して、自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる(石炭法第19条)。	石油類をはじめとする危険物が大量に貯蔵又は取り扱われている石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)においていつたん災害が発生した場合には、極めて大規模な災害に拡大するおそれがある。そのため、石炭法は特別防災区域における災害の発生及び拡大を防止するための体制を規定しており、具体的には災害発生後、直ちに消火活動等の必要な措置ができるよう防災資機材の配置等を義務づけている。基準では、被災した特定事業者(以下「被災事業者」という。)は必要な防災資機材を備えることができない。被災事業者として他事業所を管轄する行政の了解を得て、防災資機材の供出を受け対応していることとあり、石炭法の規定・趣旨からは引き続き同様の対応を行うべきである。しかしながら、被災事業者や近隣の共同防災組織を管轄する消防本部が以下の事項を確認し、問題が無いと判断した場合には、被災事業者において新たな防災資機材を配備するまでの間に限り、被災事業者の自衛防災組織及び近隣の共同防災組織によって災害緊急対応を行うこととしてもやむを得ないものとする。被災事業者における防災資機材の不足が東日本大震災により発生したものであること。被災事業者が引き続き他事業所から防災資機材の供出を受けることが客観的に困難である特別の理由が存在すること。被災事業者が防災資機材を速やかに調達することが困難であること。被災事業者と近隣の共同防災組織が、被災事業者の災害発生時に近隣の共同防災組織が迅速な応援を行う体制を構築するための協定を締結しており、かつ、当該共同防災組織による応援が実効性があり必要十分なものであること。ただし、被災事業者は石炭法上の義務を果たすべく可能な限り早期に新たな防災資機材を配備するよう取り組まなければならず、上記の措置は東日本大震災の被害を踏まえ、限定的に認められるものであることに留意されたい。			
106	危険物・防災・保安	建設物若しくは機械等の設置・移転等に係る計画の届出規定の緩和	震災の復旧作業のため、建設物若しくは機械等の設置・移転等が必要な場合において、当該規定に定める届出の時期(工事開始の30日前まで)の規定を適用せず、復旧作業を例外的に取り扱う規定を設けていただきたい。 <関係法令>労働安全衛生法第88条	厚生労働省	労働安全衛生法第88条第1項及び第2項	労働安全衛生法第88条第1項及び第2項に基づき、一定の建設物若しくは機械等の設置、移転、主要構造部の変更に当たっては、その30日前までに所轄労働基準監督署長に計画を届け出なければならないこととされている。	労働者の安全を確保する観点から、ご要望にあるような取扱いをそのまま認めることは困難です。ただし、計画の届出が義務付けられている災害復旧工事(改修・解体工事に伴う足場の設置等)については、専断の危険性に伴い、届出のあった計画による安全衛生上の問題について速やかな審査を実施し、計画の届出後一定期間を待たずに早期に災害復旧工事が開始されるよう最大限努力することとしています。			
107	危険物・防災・保安	タンクローリー間給油に関する緩和措置	法令で禁止されているタンクローリー間の給油に関して、災害対応の緊急時を限定して緩和してもらいたい。	総務省	消防法第10条 危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号	移動タンク貯蔵所(タンクローリー)に係る危険物の取扱いの基準において、移動貯蔵タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに液体の危険物を注入するときは、当該タンクの注入口に移動貯蔵タンクの注入ホースを接続することとされている。	被災地において、移動タンク貯蔵所(タンクローリー)から他の移動タンク貯蔵所に危険物を注入する場合は、当該タンクの注入口に注入ホースを接続することにより可能であることを「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項に係る啓発用資料の送付について」(平成23年3月17日付事務連絡)により示していることである。			
108	危険物・防災・保安	高圧ガス容器の貯蔵規制の緩和	津波被害等により流出した高圧ガス容器を回収する際、回収用車両及び保管場所における高圧ガス容器を一時的に貯蔵する上で、高圧ガス保安法の貯蔵に関する技術上の基準の簡素化及び許可・届出手続きの簡素化を要望いたします。	経済産業省	高圧ガス保安法第15条、第16条、第17条の2	高圧ガスを貯蔵する場合は貯蔵する量に応じて許可又は届出等が必要である。例えば、LPGガスを3トン以上貯蔵する場合は届出、LPGガスを1.5トン以上貯蔵する場合は届出又は許可、LPGガスを1.5トン以上貯蔵する場合は技術上の基準を遵守する必要がある。	通常LPGガスの配送に用いられる中型トラック(最大積載量3トン〜4トン)に最大積載量まで満タンのLPGポンペを積んでも、LPG自体の重量は2トン以下であり、津波被害に伴う回収容器の大半が空容器であることを勘案すると、ポンペの回収作業にあたって、届出が必要となるLPGガス貯蔵量3トンに達することは考えにくい(空容器をどれだけ集積しても、高圧ガス貯蔵の届出や許可は必要ない)。また、技術上の基準についても、貯蔵は過風の良い場所ですること、周囲2メートル以内に引火性もしくは発火性の物をおかず、室温は50度以下に保ち、車両火災等を防止する行為など、高圧ガスの保安を確保するために基本的な事項であることから、是非遵守をお願いしたい。			
109	危険物・防災・保安	危険物(ガソリン、軽油)備蓄量の拡大	非常用エンジン、発動機発電機、復旧従事車両等への確実な燃料供給のため、危険物の規制に関する政令第1条の11で定められている指定数量の拡大を要望。	総務省	消防法第10条 危険物の規制に関する政令第3条	指定数量(ガソリン200リットル、軽油1000リットル)以上のガソリン又は軽油等の危険物は、製造所等以外の場所貯蔵し、又は取り扱ってはならない。	要望の趣旨が必ずしも明らかでないが、十分な防火安全対策を講ずることなくガソリンや軽油等の危険物を指定数量以上貯蔵すれば、漏えいや火災発生危険性が高くなることに加え、地震時には当該施設が被災して被害が拡大する危険性も高くなることから、指定数量の拡大は困難である。なお、指定数量以上のガソリン等を貯蔵し、又は取り扱う場合は技術基準に適合する危険物施設において行うことが必要であるが、一時的に貯蔵し、又は取り扱う場合、貯蔵し、又は取り扱うこととする者の申請に基づき、所轄消防長又は消防署長が、危険物が流出した場合の被害を最小限にとどめる対策などの安全対策等が十分に講じられていると認め承認した場合には、仮貯蔵又は仮取扱いを行うことができることを念のため申し添える。			
110	危険物・防災・保安	停電時における防火対策の事例措置	電力不足に起因する大規模突発停電発生時においても、平成23年3月14日付消防庁予防課事務連絡による消防用設備等の取扱いが適用されるようお願いしたい。	総務省	「東京電力の需給逼迫による計画停電の実施に伴う防火対策の徹底について」(平成23年3月14日付消防庁予防課事務連絡)	計画停電が実施された場合には、電源が必要な消防用設備等が有効に機能しなくなる等、防火対策に支障を生じるおそれがあることから、消防用設備等の機能や性能及び建物の用途、規模、収容人員、さらには計画停電実施時間中の事業の停止予定の有無等の状況を勘案し、自主的な防火管理等により防火安全性を確保するよう、立入検査又は問い合わせ等の機会を活用して建物関係者に周知すること等を内容とする事務連絡を各消防機関に対して発出している。	仮に電力不足による突発停電が予想されることが明らかとなった場合には、平成23年3月14日付事務連絡と同等の取扱いとする旨を改めて事務連絡等により示し、各消防機関等を通じて建物関係者に周知することを考えている。			
111	危険物・防災・保安	港湾内クレーンの再稼働時の許可手続きの簡素化	労働安全衛生法(クレーン等安全規則)上の手続き(監督官庁の立会い、検査手続)の簡素化	厚生労働省	労働安全衛生法第88条第2項 クレーン等安全規則第44条、第45条	クレーンのガーター、ジブ、脚等の構造部分の変更を伴う修繕等を行った場合は、所轄労働基準監督署長に変更しようとする部分の図面等を添えて「クレーン変更届」を提出するとともに、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。	東日本大震災による被害を受けて構造部分の変更・修繕等を行ったクレーンの変更検査については、一定の要件の下で添付書類の省略を認めたり、検査実施日の設定によって事業に空白期間が生じないようにクレーンの再稼働日に直ちに検査を実施する等、事業主の負担に配慮した取扱いを行っています。			
112	危険物・防災・保安	移動式ガス発生設備用LPG設置について	PA式移動式ガス発生設備(ガス事業法)により臨時供給する際、LPGボンベを使用するが、300kgを超えるLPGを使用する場合も消防法で届出を不要として欲しい。	総務省	消防法第9条の3 危険物の規制に関する政令第1条の10	300キログラム以上の液化石油ガス、その他火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。	可燃性ガスである液化石油ガス(LPG)を大量に貯蔵し、又は取り扱っている場所でひとたび火災が発生すると爆発又は激しく燃焼し、周辺住民に多大な被害を及ぼすおそれがあるだけでなく、当該液化石油ガスの存在を知らずに消防機関員が消火活動を実施した場合、予期せぬ爆発などにより重大な危険が及ぶおそれがある。このため、あらかじめこれら火災危険性の高い物質等の所在について、貯蔵し又は取り扱う者が消防長又は消防署長に届出を行うこととしており、届出を不要とすることは困難である。なお、液化石油ガスに係る所轄消防への届出は、届出事に液化石油ガスボンベを貯蔵し又は取り扱う場所を示した見取図を添えてあらかじめ消防長又は消防署長に届け出ることと定めるものであって、許認可にかかるものではないため、消防法第9条の3の規定を根拠として設置又は貯蔵が認められない事態は発生しないこと、また当該届出は郵送でも可能とされていることを念のため申し添える。			

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的な内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的な内容(再照会)	修正回答(対応策)		
113	危険物・防災・保安	自家発電設備について	地震復旧に向けた仮設事務所を設置するため自家発電設備(ディーゼル)を備えた際、電気主任技術者の選任を不要とする。	経済産業省	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条第2項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	自家発電設備の設置者は、その工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任しなければならない。	出力1,000キロワット未満のディーゼル発電機を設置する事業場においては、当該発電機に係る保安管理業務の委託について、経済産業大臣又は産業保安監督部長の承認を得ることにより、保安管理業務の外部委託が可能である。また、出力500キロワット未満のディーゼル発電機を設置する事業場においては、経済産業大臣の許可を得ることにより、電気主任技術者免状の交付を受けていない者を電気主任技術者として選任することができる。 産業用の自家発電設備は、仮設事務所設置のための電源であることから、上記の設備容量以上のもと考えられるため、現行制度においても必ずしも電気主任技術者を選任しなければならない訳ではない。 なお、本件のように震災復旧に関連する発電設備の設置に係る手続きについては、承認・許可に当たっては速やかに事務処理するよう関係各所に指示している。					
114	エネルギー	電源設備の復旧・代替電源の新設に関する諸手続きの簡素化・適用除外	被災した電源設備の復旧、代替電源の設置、およびそれらに付帯する事務所・宿舍の設置に係る関係法令手続きについて、簡素化または適用除外する。	経済産業省	・工場立地法 ・電気事業法 ・石油コンビナート等災害防止法	(工場立地法) ・工場立地法の特定工場として新設の届出や変更の届出をした者は、その届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、それぞれ届出に係る新設や変更の工事が出来ない。しかし都道府県知事が相当と認めるときは、その期間を短縮することができる。 (電気事業法) ・事業用電気工作物の設置又は変更の工事のうち、一定の条件を満たすものについては、電気事業法第48条第1項に基づき、事前に経済産業大臣に工事計画の届出を行わなければならない。通常、同法第48条第2項の規定により、当該工事計画の届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該工事を開始してはならない。 (石油コンビナート等災害防止法) ・石炭法第7条第1項ただし書きに基づき災害復旧工事においては当該条項本文に基づく届出を要しない。	(工場立地法) ・工場立地法に基づく要望の手續の迅速化等については、自治体の判断により対応可能となっているところ。 今後、更に国としては、被災した電源を含む生産施設の復旧に係る工事についての、工場立地法の手續の迅速化を可能とする通知を本年4月18日に被災自治体へ発出しており、自治体とも連携しつつ、できるだけ迅速な復旧が可能となるよう取り組んで参りたい。 (電気事業法) ・電気事業法第48条第3項に基づき、同法第47条第3項に掲げる事項(経済産業省令で定める技術基準に適合しないものではないこと等)に適合していると経済産業大臣が認める場合は、工事開始の制限期間(30日)を短縮することができる。本運用を実施し、設置者の要望に応じ、工事開始の制限期間を短縮する措置を行う。既に、発電設備の設置者の要望に応じて対応中。 (石油コンビナート等災害防止法) ・被災した電源設備を復旧する場合で、施設地区の面積・配置、連絡導管・連絡道路、敷地面積に変更が生じなければ、「石油コンビナート等災害防止法」の届出の対象とならない。					
				国土交通省	建築基準法第85条第2項	工事を施工するために現場に設ける事務所や従業員宿舍等であって、工事終了の際に撤去する建築物については、建築基準法第85条第2項に規定する「工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物」に該当するため、建築確認申請手続き等の建築基準法令の規定の一部は適用されない。						
				総務省	消防法第11条、第11条の2 製造物の規制に関する政令第8条、第8条の2 石油コンビナート等災害防止法(石炭法)第7条	製造所等の設置又は製造所等の位置、構造又は設備の変更するときは、市町村長等による許可を受けるとともに、工事完成後に市町村長等が行う完成検査等を受けることとされている。	[消防法第11条について] 製造所等とひとたび事故が発生するとその被害は最大であることから、製造所等の安全性を確保するためには、当該製造所等が法令に定められた技術上の基準を満たしていることの検査は極めて重要である。要望の趣旨が明らかでないが、製造所等を設置する場合において、製造所等の構造、機器及び配管等は相互に密接に関連し一つ一つとして当該施設を構成しており、一部の機器等の不具合により危険物が流出し、火災が発生すれば、施設全体に影響を与える危険性が高いことから、危険物の貯蔵又は取扱いを開始する前に施設全体を一体的に検査し、技術上の基準を満たしていることを確認する必要がある。製造所等の設置に係る完成検査を分割実施する等を可能とすることは困難である。 一方、製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合においては、当該製造所等のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について、部分的に使用する上で十分な安全対策を講じることにより市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、当該承認を受けた部分を仮に使用することができる。 また、完成検査前に危険物配管の洗浄や危険物配管の耐圧試験を目的として危険物を使用する場合、当該配管に施工不良等があれば、危険物が流出し、何らかの火源により火災に至る等、事故発生の危険性が極めて高いことから、完成検査前に危険物の使用を可能とすることは困難である。 [消防法第11条の2について] 指定数量以上のタンクは、大量の危険物が貯蔵されることから、十分な安全対策が講じられなければならないため、市町村長等による完成検査前検査は極めて重要であり、完成検査前検査を書面記録簿に代えることは困難である。 なお、危険物の危険物を貯蔵し、又は取り扱う指定数量以上のタンクを有しない製造所等については、完成検査前検査は要しないものであることを念のため申し添える。					
文部科学省	文化財保護法	法第125条第1項により、史跡名勝天然記念物の現状を変更する場合は、文化庁長官の許可が必要となる。ただし、同項のただし書きにおいて非常災害のために必要な応急措置を執る場合は許可を要しないこととされている。	既に今回の大震災後、法第125条第1項の「非常災害のために必要な応急措置」については、その対象となる災害復旧事業の範囲について、文化庁次長から関係する県宛に通知済みである。今回要望の仮設事務所等の設置の場合については、真にやむを得ず指定地域内に設置する場合で規制を待たないで仮設性宅等については、一般論としては通知文中の「その他緊急を要するもの」に該当すると考えるが、個別の事案に即して判断が必要があるため、具体的な計画の時点で地元県教育委員会文化財担当に事前に協議願いたい。 なお、特別名勝の松島については、宮城県教育委員会より個別に相談を受け、回答済みである。									
115	エネルギー	移動式LPG充填所の派遣設置	災害発生時に被災地へのガス供給を確保する為、相当量のLPGを迅速に供給できる設備としてLPGローリーと組合わせた機動性が高い移動式の簡易型LPG容器充填所を災害地に派遣設置し、LPG供給の円滑化を図る。	経済産業省	高圧ガス保安法第5条、第8条 液化石油ガス保安規則第6条、第9条	LPGガスの移動式製造設備及びLPGガスの定置式製造設備についてはそれぞれ高圧ガス保安法の規定に基づく液化石油ガス保安規則の技術基準等により規制されている。	周囲の状況その他の関係により危険のおそれがない場合には、特認制度の利用が考えられるところ、個別に原子力安全・保安院保護課へ相談したい。					
116	エネルギー	非常用予備発電機の常利用に関する規制緩和	①非常用予備発電機の半常利用を、緊急措置による「非常用」扱いとして認めて頂きたい。 ②非常用予備発電機の半常利用が、「常川」扱いとなる場合は、大気汚染防止法及び東京都条例で定められている排出規制を緩和頂きたい。	経済産業省	電気事業法	現行電気事業法では、商用電源の停電時に保安電力を確保するための装置を、非常用予備発電装置としている。	平成23年5月13日付けで「今夏の電力需給対策に供する既設及び新設の非常用発電装置に係る電気事業法上の取扱い及び保安管理の徹底について(通知)」を原子力安全・保安院電力安全課から関東東北産業保安監督部電力安全課に対し通知した。本通知に従い、安全確保上の要件を満足すれば、既設及び新設の非常用予備発電装置を、今夏の電力需給対策に供するため、ピークカットの必要時に一般負荷対応として、運転することが可能であり、「非常川」扱いとして認められている。					
				環境省	大気汚染防止法第3条 大気汚染防止法施行規則附則(昭和62年総務府令53号)	大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、大気汚染防止法第3条において、ガスタービン、ディーゼル機関等ばい煙発生施設から大気中に排出される窒素酸化物(NOx)等の排出量を規制している。また、大気汚染防止法施行規則附則(昭和62年11月6日付総務府令53号)において、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関のばい煙発生施設について、専ら非常時に用いられるものは、ばい煙に係る排出基準の規定を当分の間適用しないこととされている。	① 非常川施設については、停電時等に一次的に使用するものであり、緊急時のごく限られた時間でのばい煙の排出が国民の健康や生活環境に影響を与えるものとは考えられないことから排出基準の対象とはしていない。 これらの施設を長時間使用する場合は、国民の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、基本的には排出基準の適用除外とすることはできない。 また、仮に要望のとおり非常川発電機を長時間使用する場合は排出基準を適用除外とした場合、現在排出基準が適用されている非常川ではない発電機との公平性が確保できない。 なお、平成23年夏期の電力需給対策の一環として、電気事業法第27条に基づき電気の使用の制限が求められる大口需要家(電気事業者との契約電力が500kW以上)が、電力需給の状況や気象条件等を勘案した上で必要最小限の時間及び日に限って、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を使用する場合には、これらを非常川施設とみなすこととする旨の通知を5月20日に地方公共団体に向けて発出したところである。 大気汚染防止法に基づく排出基準は、国民の健康保護及び生活環境の保全を目的としてナショナルミニマムの規制を定めたものであり、これを緩和することは適当ではない。					
117	エネルギー	電気ケーブルの輸入品に関する技術基準規制緩和	大型発電機などの設置に伴う電気ケーブルが、震災後の復旧によりかなり品薄で工事自体の進捗が遅れている状況であり、速やかな工事の進捗のため、是非とも技術基準の緩和をお願いしたい。	経済産業省	電気用品安全法	電気用品安全法では、定格電圧が100V以上600V以下の電気ケーブルについて、技術基準を定めている。これらの電線類は、例えば変圧器で電圧を下けた電気を電柱から一般家庭に供給する引き込み線等に用いられており、一旦敷設すると、容易に取り外せない状況下に置かれる場合が多い。また、配線器具に接続したり多くの機器器具等に接続されるため、電気用品安全法で規制される電気用品のうち、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品として、原則として「特定電気用品」に指定している。特定電気用品は製造・輸入事業者が自ら技術基準適合確認及び自主検査を行うことに加え、第三者(登録検査機関)による検査が必要。	電線類の技術基準をたえ一時であれ適用しないこととすると、安全でない製品を流通させることとなる。また、一旦敷設した電線類は交換が困難となる場合が多い。そのため現行の技術基準の緩和は困難であるが、国内の電線の需給逼迫に伴う業界界の深刻な状況、影響を鑑み、具体的な緩和要望があれば、個別に検討させていただきたい。また、適性検査手続きの迅速化を図るよう、登録検査機関に要請してまいりたい。 なお、大型発電機の設置に用いられる電気ケーブルの中には、高圧(定格電圧が600V超)のものもあると考えるが、これらのケーブルについては、電気事業法において、適合すべき技術基準が定められている。電気事業法においては、設置者自ら、技術基準に適合させることが義務付けられており、電気用品安全法に基づく登録検査機関による検査は要しない。					

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的内容(再照会)	修正回答(対応策)
118	エネルギー	震災ごみ焼却処理施設建設工事に関わる緩和措置	震災復興を目的とした授業期間限定の仮施設内での案件に関しては電気事業法第71条に係る申請・届出等の免除をお願いしたい。 また、適用する場合は提出時期遅延措置及び内容の簡素化等の緩和処置をお願いしたい。	経済産業省	電気事業法第48条第1項 電気事業法施行規則第5条第1項第1号及び第2号	要望の具体的内容にある電気事業法第71条とは、現行の電気事業法第48条に定める工事計画の事前届出のことを指しているものと考えられるが、現行電気事業法令では、事業用電気工作物の設置又は変更の工事のうち、一定の条件を満たすもの(大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は同法第2条第3項に規定するばい煙発生処理施設等、公害防止関係法令に規定する特定施設等に該当する電気工作物に係る工事のうち、一定の条件を満たすものを含む。)については、電気事業法第48条第1項に基づき、事前に経済産業大臣の工事計画の届出を行わなければならない。通常、当該届出の受理日から30日間は工事を開始できないが、電気事業法施行規則第5条第1項第1号又は第2号により、災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事として事業用電気工作物の設置又は変更の工事については、そもそも工事計画の届出が不要。	平成23年5月11日付けで「火力発電設備に係る電気事業法施行規則第65条第1項第1号及び第2号(括弧書き)の運用について」を原子力安全・保安院電力安全課から各産業保安監督部電力安全課に対し通知した。本通知に従い、電気事業法施行規則第65条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、東日本大震災に関連する諸事情により、使用期間が6ヶ月までであって、「災害その他非常の場合であって、やむを得ない場合」に該当すると産業保安監督部長が認める場合は、当該工事に係る工事計画の届出を不要とする運用を実施中。			
119	エネルギー	国際船舶・港湾保安法における保安設置実施義務の免除	現行では、国際船舶・港湾保安法に基づき保安対策は貨物船については年1隻未満の場合に限り免除されているが、今般の震災により石油火力の稼働率を高め、重原油の外航船受入隻数を増やす必要があるため、同法の保安対策不要範囲を拡大していただきたい。	国土交通省	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第29条第1項 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第53条第1項	「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」において、重要港湾における国際埠頭施設が、国際航海船舶である旅客船の利用に供する回数が年間12回以上となる場合には、保安の確保のために必要な措置を行うことを義務づけられている。	我が国は、国際条約であるSOLAS条約に批准しており、締約国としてその義務を果たす責任がある。このため、国内法である「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に保安対策のための基準等を定め、危害の防止に努めているところである。重原油輸送船が利用する全ての対象施設を一律に規制対象から外す(緩和する)ことは、国際条約を遵守できないおそれがあるうえ、対象船舶及び港湾施設の安全も確保できなくなることから困難であると考えられるが、ある一定の条件下によっては対象施設を規制対象から外すことは可能である。			
120	エネルギー	被災地の応急仮設住宅に関わるLPガス貯蔵量に関する届出の緩和	岩手県下(宮古市、大槌町、大船渡市、陸前高田市)の応急仮設住宅に関わるLPガス供給(卸業)及びLPガス配管工事を請け負っております。 応急仮設住宅1棟あたり、LPガス50kg容器を6本程度設置しますが、6本以上設置の場合、LPガスの貯蔵量が300kg以上となり、所轄消防署への届出が必要になります。 しかしながら現地消防署の機能が復旧しておらず、届出→受理のプロセスに支障が出る可能性がございます。 応急仮設住宅へのLPガスの安定供給(ガス切れをおこさない)という観点から容器本数は少しでも多い方が好ましいため、現地消防署への届出の有無に関わらずに、応急仮設住宅への軒先容器本数の6本設置をお認め頂きたいと要望申し上げます。 慶後になりましたが、本要望は岩手県のみならず、宮城県や福島県も含め、被災地全域を対象とさせて頂きますよう、お願い申し上げます。	総務省	消防法第9条の3 危険物の規制に関する政令第1条の10	300キログラム以上の液化石油ガス、その他火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届けなければならない。	可燃性ガスである液化石油ガス(LPGガス)を大量に貯蔵し、又は取り扱っている場所でのたき火災が発生すると爆発又は激しい燃焼し、周辺住民に多大な被害を及ぼすおそれがあるだけでなく、当該液化石油ガスの存在を知らずに消防職員が消火活動を実施した場合、予期せぬ爆発などにより重大な危険が及ぶおそれがある。このため、あらかじめこれら火災危険性の高い物質等の所在について、貯蔵し又は取り扱う者が消防長又は消防署長に届出を行うこととしており、届出を不要とすることは困難である。なお、宮古市、大槌町、大船渡市及び陸前高田市を管轄する消防本部に確認したところ、消防法第9条の3の規定に基づく届出は支障がないものと回答を得ている。また、液化石油ガスに係る所轄消防への届出は、届出前に液化石油ガスボンベを貯蔵し又は取り扱う場所を示した見取図を添えてあらかじめ消防長又は消防署長に届け出ることと定めるものであって、許認可に係るものではないため、消防法第9条の3の規定を根拠として設置又は貯蔵が認められない事態は発生しないこと、また当該届出は郵送でも可能とされていることを念のため申し添える。			
121	エネルギー	高圧ガス積み込み後、2時間以上の駐車禁止についての緩和	高圧ガス保安法では、高圧ガス積み込み後、2時間以上の駐車禁止が定められているが、その規制の緩和。	経済産業省	高圧ガス保安法第23条第2項 一般高圧ガス保安規則第49条第1項第16号、高圧ガス保安法及び関係省令の運用及び解釈について(内規) (2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について第49条関係第16号について	高圧ガスを車両により移動する場合には、経済産業省令で定める技術基準に従って行わなければならない。液体アンモニアに関する移動の技術基準は、一般高圧ガス保安規則第49条に定められている。同条の運用として、内規としている。	要望先企業が安全規制の緩和を求めている液体アンモニアは、可燃性、毒性を有するガスであり、その移動にあたっては、移動中の事故に備えて移動経路付近の高圧ガス取扱者等から応援を受けるための措置を講ずること、移動経路として繁華街・人ごみを避けること、駐車する際は学校、病院、劇場、駅、住宅密集地を避けること、駐車中も運転者は原則車を離れないこと等、各種の安全措置を義務づけている。また、概ね2時間以上の駐車については、貯蔵の技術基準を適用し、アンモニアが漏れいた場合に安全かつ速やかに除害する設備を備えること等を義務づけていること。 このように液体アンモニアは、高圧ガスの中でも危険性が相対的に高いガスであるため、安全確保のため、現行規制を是非守っていただきたい。 複数の会社が一つの貯蔵所(長時間駐車場所)を共用するケースもあるところ、共用可能な長時間駐車場所があるか等について他社・都道府県に打診する用意があるので、こうした措置が必要であれば個別に原子力安全・保安院保安課にご相談いただきたい。			
122	エネルギー	海外設計の発電設備の早期導入	電気事業法第52条の1項の解説 原子力保安院発行「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈」 原子力保安院発行「電気事業法施行規則第73条の4の解釈」 原子力保安院発行「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令電気事業法施行規則第73条の4の解釈」 電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈 発電用火力設備に関する技術基準の解釈 上記解釈に変わる同等の規格として、海外の公的規格を同等の規格として下記の海外規格を一括で認めたい 具体的な規格例 米国ASME Sec. I & VIII 米国ASME/ANSI B31.1 & B31.3規格	経済産業省	電気事業法第39条第1項、第50条の2第1項及び第52条第1項 電気事業法施行規則第3条の4及び第2条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令電気事業法施行規則第73条の4の解釈 電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈 発電用火力設備に関する技術基準の解釈	電気事業法第48条第1項に基づき工事計画の届出を行わなければならない事業用電気工作物のうち、一定の条件を満たすものを設置する者は、その使用の開始前に、当該事業用電気工作物について、技術基準への適合性等について自主検査を行い、その結果を記録し、保存しなければならない。 また、発電用のボイラー、タービン等の電気工作物であって、耐圧部分について溶接をするものを設置する者は、その使用の開始前に、その溶接の技術基準適合性について事業者検査を行い、その結果を記録し、保存しなければならない。 これらの検査において適合性を確認する技術基準については、その技術的要件を満足する技術的内容の一例を解釈として示している。	原子力安全・保安院においては、ASME規格について、その動向や各解釈への取り入れの可能性について調査しており、十分な安全に係る技術的検討の上、技術基準への適合性が確認されたものについては、各解釈に取り込んでおり、多くの場合は現地の各解釈で対応できるものと承知している。なお、現在の各解釈において、取り込んでいない規格においても、技術基準を満足できることを科学的に証明できる場合であれば、当該規格を用いることを妨げるものではないため、個別に原子力安全・保安院電力安全課にご相談されたい。			
123	エネルギー	省エネ法(荷主に係る措置)定期報告、中長期計画書における被災工場データの除外	省エネ法の荷主に係る措置では、特定荷主は貨物の輸送に係るエネルギー使用量等を本社を所管する地方経済局に報告する必要があるが、今般の震災で被災した工場において、データサーバーが破損し、集計が困難な状況であったため、集計対象から除外願いたい。	経済産業省	エネルギーの使用の合理化に関する法律第62条、第63条	特定荷主は、毎年6月末までに、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量等に係る事項に関し、主務大臣に報告しなければならない。	震災の影響により貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算定等が不可能な場合は、それ以外の部分についてエネルギー使用量をはじめとする各項目について報告等いただきたい。その場合は、一部についてデータ等が欠損している旨を記載していただきたい。 なお、ご懸念がある場合は、所轄の経済産業局の担当までご相談されたい。			
124	情報・通信	災害支援用航空機への電波・周波数の規制	災害時の緊急支援航空機に対しては、周波数割り当てを除外、あるいは外国機へのスルー承諾が必要なわけではないか。(災害支援時にも、限定エリアでの飛行はできない、あるいは、原簿対応用の緊急輸入無人機導入できないなどの課題があるのではないか)	総務省	電波法第70条の二 無線局運用規則第152条(郵政省告示第559号)	電波法第70条の二第3項に定められた航空機局と航空局との間の通信は、国際的に決められたルールに基づいたものであり、外国機についてもこのルールが適用される。 また、無線局運用規則第152条(平成7年郵政省告示第559号)により、災害発生時に救援活動等を行うための臨時離着陸場周回において、航空局と航空機局との間で飛行移動に関する通信等を行うための周波数(12波)を割当て済みであり、緊急支援の外国機を含む全ての航空機で使用可能となっている。	現状で措置済み。			
125	情報・通信	災害支援用無人航空機への航空法施行規則の確立	航空法施行規則は有人機を対象とするが、原簿対応でも無人機の必要性が高まったように、無人機を対象に含む必要がある。	国土交通省	【1. 模型航空機について】 ・航空法第99条の2 ・航空法施行規則第209条の3第1項第3号、第209条の4第1項第3号 【2. 無操縦者航空機について】 ・航空法第87条第1項 ・航空法第80条(飛行の禁止区域を飛行する場合)	【1. 模型航空機について】 今日の災害において活用された模型航空機については、飛行する空域に応じて、航空法及び航空法施行規則上の規定に基づき許可を受ける又はあらかじめ通報することにより、飛行させることが可能である。 【2. 無操縦者航空機について】 今日の災害において活用された実績はないが、民間の無操縦者航空機は、航空法上の許可を受けることにより、飛行させることが可能である。	模型航空機、無操縦者航空機共に、航空法上の許可等を受けることにより飛行させることは可能である。			
126	情報・通信	災害時におけるアマチュア無線機の使用制限の緩和	大災害の場合、電話(有線&無線)が不通となり、復旧作業での通信手段が難しい。免許不要トランシーバーを使用しているが、通信距離的に届かない場合が多々ある。なんらかの縛り(例えば、通信グループ内に有資格者がいること等)は必要と考えるが、災害時には無資格者の通信も可能とできないか。	総務省	電波法第39条の13	アマチュア無線局の無線設備の操作は、無線従事者でなければ行ってはならない。	アマチュア無線は、限られた周波数を共有していることから、周波数を独占しないことなど、運用ルールを理解した無線従事者が操作する必要がある。 (無線局の免許については、混信防止等を目的として策定された技術基準に適合すること等を条件とされているが、一部の外国の衛星電話については、我が国でのサービス提供の意向等が示されておらず、免許も付与されていない状況。)	既に制度化している「簡易無線」は、無資格者でも利用できる。本年4月16日に告示改正(規制緩和)を行っているところ。 今回の大震災における利用実態やご要望等を踏まえ、より実際にあった運用が可能となるようさらに検討を行う。		
127	情報・通信	震災等、緊急時の「情報収集を目的とした衛星電話使用の法制化」による適確な救助・救援活動の実施	地震・津波等の被災直後において、救援者が初動時の情報収集を行う際、現状では「電波法」で使用が制限されている「衛星電話」の使用を認めることを法制化するものです。実際この問題は、「阪神淡路大震災」の時から言われていたことで、未だに解決されていないことが、問題の本質にあると思われま。	総務省	電波法第4条	無線局(衛星電話を含む。)を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。 (無線局の免許については、混信防止等を目的として策定された技術基準に適合すること等を条件とされているが、一部の外国の衛星電話については、我が国でのサービス提供の意向等が示されておらず、免許も付与されていない状況。)	免許が付与されていない一部の外国の衛星電話についても、東日本大震災等の非常災害時においては、臨機応変として、電話連絡等により速やかに免許を付与し、使用を可能としているところ。			

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的内容(再照会)	修正回答(対応策)
128	情報・通信	気象情報の公開	東日本大震災の被災地を特区として取り扱い、気象検定の法律にとらわれず気象観測の実施と情報の公開を可能とすること 【現状例】最新の気象技術を活用し、全国3000箇所を結ぶ独自の気象観測ネットワークを構築したものの、観測機器については、検定に伴う費用負担増もあり、資金検定を受けておらず、より身近な気温などの数字データは公開できない状況。 【要望理由】 1. 震災により太平洋岸に設置されていた気象庁の観測ネットワークは被害を受け、観測データの一部は現在も回復できていない。 2. 避難所での非日常の生活において、季節の変化は熱中症や低温障害など健康に大きな影響を与えており、最新の身近な気象情報を被災者に届けてほしい。 3. 気象庁からの要望があれば、独自に観測した気象データを気象庁に提供し、気象庁が津波により消失した観測ネットワークの補充データとして利用可能。	国土交通省 気象庁	気象業務法第6条第2項、第9条	気象観測を行う者がその成果を公表するため、又は災害の防止に利用するために行う気象観測については、国土交通省令で定める技術上の基準に従うとともに、観測に用いる気象測器のうち正確な観測の実地及び観測の方法の統一を確保するために一定の精度及び性能を有する必要があるもの(湿度計、気圧計、湿度計、雨量計、日照計、雨量計及び雪量計)については、検定に合格したものを使用すべき旨義務付けている。(気象業務法第6条第2項及び第9条) なお、気象庁は、気象測器に関する技術の向上、検定の実績等を踏まえ平成13年の気象業務法改正時に検定有効期間について見直し、原則、有効期間を撤廃し、有効期間を設けることが必要な気象測器のみ個別に規定すると共に、認定測定器による測定結果に基づく書類検査を導入し、使用者による負担軽減を図った。また、平成20年度に、精度証書を受けた雨量計、積雪計について、観測場所での撤去・設置や輸送費用の負担軽減のため、簡易な検定方法を採用するなど、従前より使用者の負担軽減を図っているところである。	気象測器検定の目的は、「正確な観測の実施及び観測の方法の統一の確保」であり、これは、被災地であるか否かにより左右されるものではない。従って、被災地の対応において、検定を受検していない気象測器による観測データの公開を可能とする必要性は認められない。特に、要望にある「熱中症や低温障害など健康に大きな影響を与え」るような気象情報を発表する場合や、降水による土砂災害等の二次災害を防止する観点からは、「正確な観測の実地及び観測の方法の統一」が重要である。 また、地震発生直後は気象庁の観測ネットワークが一部障害となったが、気象業務法第6条及び第9条の規定に照り、観測施設設置の届出を行うと共に検定に合格した気象測器を用いて観測を行っている民間の観測者から、同法第6条第4項の規定に基づき観測データの報告を求め、これを活用して観測ネットワークの補充を図るところである。気象庁としては、今後も、検定に合格していない気象測器による観測データを利用することはない。 以上のことから、当該要望には応じることはできない。 なお、現在は気象庁の観測ネットワークについては、復旧を終えている。今後は浸水地域等における災害対策のために臨時に観測点を増設し、更に観測強化を図る予定である。 また、申請数や機器にもよるが、一般的な気象測器の検定に要する期間はこれまでの実績では概ね10日前後である。震災直後に検定受検を申し込んでいれば、3月中には公開に必要な観測測器の検定が終了していたものと見られる。			
129	金融・保険	現金取引の本人確認基準金額上限(200万円)の引き上げ	3月25日付犯罪収益移転防止法施行規則の改正により、200万円超の現金支払いの本人確認方法が一部緩和されているが、被災者のなかには地震保険金しかあてにすることが無く、またすぐに現金や小切手で保険金が欲しい被災者も多い。一方、保険会社では現金資金を確保しようとする本人確認等の管理体制を構築できないと現金払いが難しい状態である。そのため、被災者の方が、現金でも容易に保険金を受け取れるようにするために、本人確認が必要な金額の引き上げを認めていただきたい。	警察庁 金融庁	犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第8条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則附則第6条	200万円超の現金の受け取り等に際しては、本人確認書類を提示するなどの方法により、本人確認を行わなければならないこととしているが、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令が3月25日付で公布・施行されたことにより、被災者である顧客が本人確認書類を提示することが困難であるときは、暫定的な措置として、当分の間、当該被災者である顧客から申告を受ける方法により、本人確認を行うことができる。	被災者である顧客が本人確認書類を消失する等により、通常の方法による本人確認が困難である場合には、暫定的な措置として、当分の間、当該被災者である顧客から申告を受ける方法により、本人確認を行うことができることとしているため、200万円を超える現金又は小切手による取引であっても、被災者の方が容易に保険金を受け取れることとしている。 上記の措置が既に採られていることから本人確認が必要な金額を引き上げる意義には乏しい上、現金又は小切手による取引にはマネー・ロンダリングの危険性が存在するため、国際的な基準であるFATF勧告に基づいて規定されている200万円という金額を引き上げることは適切ではない。			
130	金融・保険	被災影響が大きき早期復旧が難しい企業向けの民間金融機関間融資に於ける公的債務保証制度の創設。金融機関の審査をベースに後付けで保証を付与するスキームとし、迅速な審査を実施する(金融機関個別に保証枠を設定する)等の、当該制度を柔軟に運営するための措置も同時に検討。	被災影響の大きい早期復旧が困難な企業の復旧・復興に向けた民間金融機関融資にかかる公的債務保証制度を創設。金融機関の審査をベースに後付けで保証を付与するスキームとし、迅速な審査を実施する(金融機関個別に保証枠を設定する)等の、当該制度を柔軟に運営するための措置も同時に検討。	経済産業省	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第24条	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく認定企業に対する融資について、中小企業基盤整備機構が債務保証業務を行っている。	企業の資金繰り支援策について、多様な面から検討し参りた。			
131	金融・保険	弔慰金受給者データの民間生命保険会社への開示	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく弔慰金受給者データの民間生命保険会社への開示をお願いしたい。	厚生労働省	特になし	「災害弔慰金の支給等に関する法律」には、災害弔慰金受給者データの開示に関して特段規制はない。	「災害弔慰金の支給等に関する法律」には、災害弔慰金受給者データの開示に関して特段規制はなく、ご指摘のデータの開示の是非については、個別の事案に応じて、個人情報保護や地方公務員法の守秘義務の観点も踏まえて、自治体において判断されるものと考えている。			
132	金融・保険	「全国避難者情報システム」の民間利用の容認	保険金受取人等の所在確認、保険金請求手続き等の案内、行方不明者の生死の特等サービスから、保険会社による、「全国避難者情報システム」へのアクセスまたは照会を認めていただきたい。	総務省	-	「全国避難者情報システム」は、東日本大震災より避難されている方の所在地等を把握することが課題となっていることに加え、全国の都道府県・市町村の協力のものと、避難されている方から関係行政機関に情報提供することの同意を前提として避難先の所在地等の情報を、避難先の都道府県を通じて避難者の県や市町村に提供する仕組み。	「全国避難者情報システム」を通じて提供された避難されている方の所在地等に関する情報については、各地方公共団体において適切に管理し、避難者の支援に活用することとなる。なお、地方公共団体が構築したデータベース等の取扱いについては、当該地方公共団体の個人情報保護条例等に基づき、当該地方公共団体において対応されることとなる。			
133	金融・保険	行方不明者に関する死亡を推定する証明書の発行	①警察が行方不明者の捜索を行ったにも関わらず、一定期間生死が不明で死亡が推定される場合、警察から当該行方不明者に関する死亡を推定する証明書を発行いただきたい。 ②警察が行方不明者の死亡を推定する証明書を民法30条の失踪宣告の申請時の添付書類として活用し、申立の早期受付を行うなど危険失踪の迅速な認定を行っていただきたい。 ③警察が行方不明者の死亡を推定する証明書を自治体における認定死亡の判断に活用し、迅速な認定を行っていただきたい。 ④当該証明書について、迅速な取得、記載内容の水準を担保する観点から、見本を提示するとともに、入手方法、形式の統一(捜索の状況、死亡推定日の記載等)、発行元の明確化をお願いしたい。また、証明書に個人を特定できる情報(氏名・性別・生年月日・住所等)を記載いただきたい。	警察庁 海上保安庁 法務省	- 戸籍法(昭和22年法律第24号)第86条第1項～3項、民法(明治29年法律第89号)第30条第1項及び第2項 民法(明治29年法律第89号)第30条第2項 戸籍法(昭和22年法律第24号)第86条第3項、第89条 ②民法第30条第2項 ③戸籍法第89条	・戸籍法(昭和22年法律第24号)第86条第1項～3項、民法(明治29年法律第89号)第30条第1項及び第2項 ・屋上義務者が死亡の届出を行う際、やむを得ない事由によって診断書又は検案書を得ることができないときは、死亡の事実を証すべき書面を以てこれに代えることができるとされている。(戸籍法第86条第3項) ・死亡の原因となるべき危険に遭遇した者の生死が、危険が去ったのち一年間明らかでないとき、家庭裁判所は利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができるとされている。(民法第30条第1項及び第2項) 死亡の原因となるべき危険に遭遇した者の生死が、危険が去ったのち一年間明らかでないとき、家庭裁判所は利害関係人の請求により、失踪の宣告を行うことができる(民法第30条第2項)。 届出義務者が死亡の届出を行う際、やむを得ない事由によって診断書又は検案書を得ることができないときは、死亡の事実を証すべき書面を以てこれに代えることができるとされている(戸籍法第86条第3項)。 水難、火災その他の事実によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならないとされている(戸籍法第89条)。 ②につき 民法第30条第2項は、死亡の原因となるべき危険に遭遇した者の生死が、危険が去った後1年間明らかでない場合(特別失踪・危険失踪)には、利害関係人の請求により、家庭裁判所が、失踪の宣告をすることができるものとしている。 ③につき 水難、火災その他の事実によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。	① 警察では、「捜索活動を行ったものの安否の確認ができなかった旨の事実関係を記載した書面」を発行することは可能である。ただし、市町村が、当該「書面」を戸籍法(昭和22年法律第24号)第86条第3項の「死亡の事実を証すべき書面」の一として添付した死亡届を受理することの可否については、同法を所管する法務省において検討されるべき事項である。 ②③ 重要な事項については、民法及び戸籍法を所管する法務省において検討されるべき事項である。なお、①で示したとおり、警察が発行することができるのは、あくまで「捜索活動を行ったものの安否の確認ができなかった旨の事実関係を記載した書面」である。 ④ 上記「書面」を添付した死亡届を、市町村が受理することの可否については、同法を所管する法務省において検討すべき事項であるが、当該検討の結果、受理できるということであれば、法務省と協議の上、都道府県警察に対して、書面の様式を示すことは可能であると考える。	・(左記の「書面」の発行について)被災3県においては、捜査事務に関する証明書の発行について指示した内部規則が既にあり、当該規則において、警察行政に関連して取り扱った事項のうち、その事実を証明することができ、かつ証明の必要性が客観的に認められるものについては、一定の条件を満たした場合に、証明書を発行できるとされている。		
134	金融・保険	警察の死亡者リストデータの項目詳細化(生年月日、カナ氏名、住所※)を加えていただきたい。 (※)各県警により異なる	警察の死亡者リストの情報に生年月日、カナ氏名、住所(※)を加えていただきたい。 (※)各県警により異なる	警察庁	なし	被災3県警察(岩手、宮城、福島)のウェブサイトにて、本震災による死者のうち身元が判明した方の氏名、ふりがな、年齢、性別、住所を掲載している。 また、警察庁ウェブサイトにおいても、被災3県を中心とした各都道府県警察から報告のあった情報を集約し、公表している。	本震災による死者のうち身元が判明した方の氏名等のウェブサイトへの掲載については、御遺体の迅速な引き渡しを行うために必要な情報として、氏名、年齢及び住所を公表しているところである。これらの情報に加えて、生年月日等の詳細情報を掲載することは、御遺族のプライバシーや心情等を考慮すると適当ではない。			
135	金融・保険	確定拠出年金に関する規制緩和	①確定拠出年金加入者である東日本大震災の被災者について、自らの個人勘定資産を引き出せる措置を講じて頂きたい。なお、当該引当額は、一定の期間内には、個人勘定に返済されるものとする。 ②確定拠出年金加入者である東日本大震災の被災者について、自らの個人勘定資産に相当する金額につき、政府系金融機関等から無利息で融資を受けられる措置を講じて頂きたい。 ③被災者の生活資金確保のため、確定拠出年金制度からの脱退一時金の受取要件の緩和により、個人別管理資産の全部または一部を引き出し可能とする。 ④確定拠出年金の事業主掛金拠出(移換金含む)に関する規制を緩和し、災害時など真にやむを得ない場合等、一定の要件下で、社会保険料と同様に1年間の掛金納付の猶予を可能とする措置をとって頂きたい。	厚生労働省	確定拠出年金法	①～③ 確定拠出年金(以下「DCC」という。)の資産は、老後の所得確保を目的とした積立金であることから、各種の税制上の優遇措置が認められており、0歳到達前の中途での資産の引出しは、制度からの離脱時(死亡時、障害発生時、退職時(※))を除いて認められていない。 ※退職時の中途引出しについては、資産額が少額である場合、手数料により資産が減少する可能性があることから、以下のいずれかの要件を満たす場合に認められている。 ・企業年金加入者の資格喪失時の資産額が、1.5万円以下であること。 ・企業年金加入者の資格を喪失し、公務員または第三号被保険者となった場合、加入期間が3年以下、または、資産額が、50万円以下であること。 ④ 事業主は、毎月の事業主掛金を翌月末日までに納付することとされている。	①～③ 確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であり、貯蓄とは異なるものとして各種の税制上の優遇措置が講じられている。 支給権を有する前に、資産を中途引出しすることや担保に供することを認めることは、年金と貯蓄との違いが明確なくなり、老後の所得確保を目的とした本制度の趣旨を害することにつながるため、慎重な検討を要し、困難と考える。 なお、被災者たる社員に対する財政的支援として独自の社内融資制度を設けること(及びそれに関する税制上の優遇措置)との関係性や一時的の有無も踏まえ、検討が必要である。 現行制度における退職時の中途引出しについては、現在、国家に提出中の年金確保支援法案において、受取要件を緩和する措置を盛り込んでいる。 ④ 今回の震災を受け、確定拠出年金の掛金については、事情に応じて、その納付期限を6月末まで猶予しても差し支えない取扱いとしている。7月以降については、掛金を納付できない事情等を把握し、検討することとしたい。			

被災地復旧・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的内容(再照会)	修正回答(対応策)
136	金融・保険	「被災者生活再建支援制度」手続きの迅速化	現状当該申請をするにはまず、お客様が市町村に連絡し、被災状況を確認してもらい「り災証明書」を発行、その証明書を添付して申請するという作業が必要となる。そのためにはまず役所の人に被災現場を確認していただく必要があるため補修に手が付けられない。また申請書類は「市町村」→「都道府県」→「支援法人」→「国(内閣府)」と流れ、その結果もその順位でおりてくるので、お客様に結果が届くにかかりの時間が必要となる。申請書の受付・処理の迅速化及び結果の早期回答のための措置をお願いしたい。	内閣府	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律第608号平成22年9月3日	被災者生活再建支援制度は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災世帯に対し、支援金を支給する制度である。支給手続きとしては、被災世帯が、市町村、都道府県を経由して被災者生活再建支援法人(以下「支援法人」)に提出した申請書に基づき、支援法人が支援金を被災世帯の口座に振り込むこととされている。申請にあたっては、被災した住宅についての市町村による被害認定調査を踏まえて発行されるり災証明書を添付する必要がある(都道府県が、長期避難世帯として認定した被災世帯の申請については、り災証明書の添付が不要。)	東日本大震災による広域かつ甚大な被害を踏まえ、支援金支給申請が多数見込まれることから、支援金支給にあたっては、 ・住宅の傾斜が写真で確認できる場合には、り災証明書がなくても写真の添付で申請が可能であること ・津波により地域全体が壊滅的被害を受けたような場合で、長期避難世帯に該当する場合には、り災証明書がなくても支援金を支給できること 等について、被災市町村に通知している(措置済み)。 なお、以下の2点については事実確認であるので申し添える。 ・「役所の人に被災現場を確認していただく必要があるため補修に手が付けられない。」とあるが、事実としては、役所の現場確認の前に補修したとしても、写真等により被害認定を行い、り災証明書を発行することが可能。 ・「申請書類は「市町村」→「都道府県」→「支援法人」→「国(内閣府)」と流れ、その結果もその順位でおりてくる」とあるが、事実としては、市町村から都道府県を経由して支援法人に申請書が提出され、それを踏まえ、支援法人から直接被災者本人の口座に支援金が支給される。			
137	金融・保険	自治体における保管車両等のリストの公表	津波の被害にあった車両の処分に関しては環境省通知「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について」において、各自治体が保管の対象となる車両ナンバーをリスト化されることとなっているが、手続き(例:契約解約による保険料の返還手続き)の迅速化につながることから、対象車両の公表を速やかに行っていただきたい。また、リストを発見場所ごとにPDF化している自治体もあり、所有者が流された車両を発見しにくくなっているため、リストデータの一元化をお願いしたい。	経済産業省 国土交通省 環境省	東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について(経済産業省・国土交通省・環境省事務連絡) 東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について(経済産業省・国土交通省・環境省事務連絡) 東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について(経済産業省・国土交通省・環境省事務連絡)	被災自動車を処分するにあたっては、原則として、所有者等の意志確認が必要である。そのため、自治体は保管の対象となる車両ナンバーをリスト化し、可能な範囲で所有者を探る努力を行うこと、所有者等と連絡を取り、引き取るか処分を委ねるか確認すること等、被災した自動車の処理にあたってのプロセスについて助言したものの、 被災自動車を処分するにあたっては、原則として、所有者等の意志確認が必要である。そのため、自治体は保管の対象となる車両ナンバーをリスト化し、可能な範囲で所有者を探る努力を行うこと、所有者等と連絡を取り、引き取るか処分を委ねるか確認すること等、被災した自動車の処理にあたってのプロセスについて助言したものの、 被災自動車を処分するにあたっては、原則として、所有者等の意志確認が必要である。そのため、自治体は保管の対象となる車両ナンバーをリスト化し、可能な範囲で所有者を探る努力を行うこと、所有者等と連絡を取り、引き取るか処分を委ねるか確認すること等、被災した自動車の処理にあたってのプロセスについて助言したものの、	被災車両のリスト化や公表にあたり、発見場所ごとにとりまとめるか、どの時点で公表するか等の方法については、リストを作成・管理する各自治体の置かれた状況に応じて自由に対応されるべきものと考えが、こうした情報の集約や、被災自動車を検索する際の利便性の向上については、国としてできることを取り急ぎ検討したい。 被災車両のリスト化や公表にあたり、発見場所ごとにとりまとめるか、どの時点で公表するか等の方法については、リストを作成・管理する各自治体の置かれた状況に応じて自由に対応されるべきものと考えが、こうした情報の集約や、被災自動車を検索する際の利便性の向上については、国としてできることを取り急ぎ検討したい。 被災車両のリスト化や公表にあたり、発見場所ごとにとりまとめるか、どの時点で公表するか等の方法については、リストを作成・管理する各自治体の置かれた状況に応じて自由に対応されるべきものと考えが、こうした情報の集約や、被災自動車を検索する際の利便性の向上については、国としてできることを取り急ぎ検討したい。			
138	金融・保険	震災孤児への適切な対応	・震災孤児に関し、裁判所等により適切・迅速な後見人の選定等を行い、震災孤児の生活の保護に万全を期していただきたい。 ・また、保険会社が震災孤児を的確に把握し、後見人に対し適切な保険金支払を行う観点から、保険会社に対し震災孤児・親族・後見人等の情報提供をお願いしたい。	法務省 厚生労働省	民法第840条 児童福祉法第33条の8第1項	家庭裁判所は、未成年後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任する。 「児童相談所長は、親権を行う者及び未成年後見人のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない」と規定	家庭裁判所においては、未成年後見人選任申立てがあれば、裁判官の判断により、事案に応じて適切に対応されるものと承知している。 家庭裁判所の運用の問題であり、法務省としてはコメントすべき立場にないが、家事事件は原則として非公開とされており、個人情報保護の観点からも、家庭裁判所が直接保険会社に未成年者や後見人等に関する情報を提供することについては、検討すべき問題が多いように思われる。いずれにせよ、家庭裁判所による後見監督の下、後見人において適切に保険金請求がされるものと期待される。 ・震災孤児を受け入れた親族等に対しては、養育や生活に関する助言や未成年後見人の選任に関する助言等児童相談所が支援するよう周知している。また、児童相談所長は、児童の福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選定の請求をしなければならないとされている。			
139	金融・保険	全国健康保険協会(旧社会保険庁)が保有する診療報酬明細等の情報の提供	被災地域について、全国健康保険協会(旧社会保険庁)が保有する診療報酬明細書等の情報の提供をお願いしたい。	厚生労働省	個人情報の保護に関する法律第23条	診療報酬明細書等には個人情報が含まれていることから、個人情報の保護に関する法律第23条より、医療保険の保険者が保有する診療報酬明細書等を第三者に提供するにあたっては、原則、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、その限りではない。	診療報酬明細書等の情報提供を求める者が第三者である場合、原則、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされているところであるが、人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、本人の同意を得る必要はない。 このため、要望にあるように医療保険の保険者が保有する診療報酬明細書等についても、上記の要件を満たせば、医療機関等に対して情報提供を行うことは可能である。 なお、このような取り扱いはについては、既に関係団体あて事務連絡等を発出することにより周知を図っているところである。			
140	金融・保険	確定給付企業年金・厚生年金基金の財政運営に関する特例措置	確定給付企業年金または厚生年金基金を実施する企業が震災により相当な損失を受けた場合は、例えば現在実施されている掛金の引上げ猶予の期限を延長するなどの措置を講じていただきたい。	厚生労働省	・確定給付企業年金法施行規則別附第2条 ・「厚生年金基金の財政運営について」(平成21年7月10日発0710第5号)	・確定給付企業年金について、平成24年3月31日までの間、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合に、積立不足に伴い拠出すべき掛金の算定方法等について緩和措置を講じている。 ・平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に掛金の引き上げが必要となる厚生年金基金については、規約変更を行う期限等までに長期運営計画を提出すれば、掛金の引き上げの全部または一部を実施しないことができる措置を講じている。	金融危機以後の厳しい運用環境を考慮し、確定給付企業年金及び厚生年金基金について掛金の引上げ猶予の措置を講じているところであるが、震災後の運用環境については、当該措置を講じた時期ほどの悪化は見られず、掛金引上げ猶予の緩和措置を講じる程ではないと認識している。 ただし、東日本大震災による損失を受けたことに伴い、掛金納付が納付期限までに行うことが困難となった被災地域に所在地を有する事業所及び被保険者等に対しては、掛金の納付猶予の措置を必要に応じて行う。			
141	雇用・労働	労働基準法(労働時間)の弾力的運用	就業規則の変更(始業時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組に分けて交代に就業させる場合においては就業時短に関する事項等)については、今回の震災の復旧・復興対応を理由とする一時的な変更の場合には、行政庁への届け出を不要として労使協定等により柔軟に対応できるようにする。	厚生労働省	労働基準法第89条	常時10人以上の労働者を使用する使用者は、始業及び就業の時刻や休憩時間等について就業規則を作成又は変更した場合には、労働基準監督署長に届け出なければならない。	常時10人以上の労働者を使用する使用者が、就業規則を作成又は変更した場合には、労働者の労働条件が法定の就業規則により規律されることのないように、労働基準監督署長への届出を必要としています。 震災の復旧・復興対応を理由とする一時的な就業規則の変更であっても、就業規則の届出を必要とする趣旨に変わりはなく、変更後の就業規則の届出を不要とすることは適当ではありません。 なお、災害復旧対応の場合であっても、変更した就業規則を届け出ることと特段の支障があるとは言えないと考えます。			
142	雇用・労働	復興における36協定期限時間の緩和	仮設住宅建設やライフラインの本復旧工事およびインフラの再整備などの復興工事にあたる場合の労働時間については、労働基準法第33条(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等災害時)を適用願いたい。もしくは、36協定の再締結や事後の届出を柔軟に承認いただきたい。	厚生労働省	労働基準法第33条 労働基準法第36条	使用者が労働組合等と書面による協定(36協定)を締結し、労働基準監督署長に届け出た場合は、法定労働時間を超過して労働させることができる。災害その他避けることのできない事由により、臨時の必要がある場合には、労働基準監督署長の許可(事態が急迫している場合は事後の届出)を受けることにより必要な限度の範囲内で時間外労働をさせることができる。	法定労働時間を超過して労働させる場合には36協定を締結し、労働基準監督署長に届け出ることが必要ですが、労働基準法第33条では、災害その他避けることのできない事由により臨時に時間外労働をさせる必要がある場合には、労働基準監督署長の許可(事態が急迫している場合は事後の届出)を受け、必要な限度の範囲内で時間外労働をさせることができると定めています。 ただし、この規定は、災害、緊急、不可抗力等避けることのできない場合の制度であり、労働者保護の観点から厳格に運用すべきものです。仮設住宅建設やライフラインの本復旧工事等は、災害を契機とするものですが、これらの業務を行うに当たり、あらかじめ36協定の締結・届出が不可能とはいえず、労働基準法第33条を適用することはできません。 すでに締結している36協定を変更することは現行制度の下でも可能であり、復旧工事等に対応する場合に36協定を変更することも可能です。			
143	雇用・労働	36協定特別条項に定める時間外労働時間の延長時間規制の緩和	36協定の時間外限度基準については、復旧・復興に係る業務への対応等を理由とする場合には、時間的措置として、限度時間や特別条項の適用回数等の限度を労使交渉に委ねるなど弾力的な対応を可能とさせていただきたい。	厚生労働省	労働基準法第36条第1項	使用者が労働組合等と書面による協定(36協定)を締結し、労働基準監督署長に届け出た場合は、法定労働時間を超過して労働させることができます。36協定で定める延長時間については、厚生労働大臣が定める基準(限度基準告示)に限度時間が定められており、原則としてこの基準に超過したものとなるようにしなければならないが、時間外労働の限度時間を超過して時間外労働を行わなければならない特別な事情(臨時的なものに限られる)が生じたときには、特別条項協定を締結し、協定で定める手続を経て、限度時間を超過して労働させることができる。	使用者が労働組合等と36協定を締結し、労働基準監督署に届け出た場合には、法定労働時間を超過して労働者を労働させることができます。36協定で定める延長時間については、限度基準告示に限度時間が定められていますが、時間外労働は必要最小限にとどめられるべきものであるため、この限度時間を労使協定に委ねることは適当ではありません。 ただし、限度時間を超過して時間外労働を行わざるを得ない特別な事情が生じたときには、特別条項協定を締結し、限度時間を超過する時間を延長時間とすることができます。特別条項協定により限度時間を超過する時間を延長時間とすることのできる「特別な事情」は臨時的なものに限られており、特別条項協定で1箇月を単位として延長の限度を定めている場合は、限度時間を超過するのは6箇月(6回)までとされています。復旧・復興に係る業務への対応を理由とする場合であっても、時間外労働は必要最小限の範囲にとどめられるべきであることと変わりはなく、限度時間を超過することがある回数等の限度について労使当事者の協議に委ねることは適当ではありません。			

被災地復興・復興のための規制・制度の見直しについて

通し番号	分野	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応策)	その他	要望の具体的内容(再照会)	修正回答(対応策)
144	雇用・労働	1年単位の变形労働時間制の弾力的な運用	①1年単位の变形労働時間制において、対象期間内での休日の振替を認めていただきたい。 ②対象期間が3箇月を超える1年単位の变形労働時間制における時間外労働の限度を緩和し、一般の労働者と同じ基準を適用するようにしていただきたい。 ③1年単位の变形労働時間制について、労使協定の届出を、期間の初日の少なくとも「30日前まで」から「14日前まで」に短縮する、もしくは、就業規則の記載のみで実施可能とするよう要件を緩和していただきたい。	厚生労働省	労働基準法第32条の4 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準	①1年単位の变形労働時間制を採用した場合、労働日の特定時には予期しない事情が生じ、やむを得ず休日の振替を行わなければならない場合には、以下の要件を満たせば振替を行うことができる。 (ア)就業規則に休日の振替ができる旨の規定を設け、休日の振替前にあらかじめ振り替えるべき日を特定して振り替えるものであること (イ)対象期間のうち、特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間として、労使協定で定める期間)以外の期間においては、連続労働日数が6日以内となること (ウ)特定期間においては1週間1日の休日を確保できる範囲内であること ②対象期間が3箇月を超える1年単位の变形労働時間制における時間外労働の限度時間は、一般の労働者の場合の延長時間の限度よりも短いもの(例えば、一般の労働者の場合:1箇月の限度時間は45時間、対象期間が3箇月を超える1年単位の变形労働時間制より労働する労働者:1箇月の限度時間は42時間)と定められている。 ③1年単位の变形労働時間制を導入するためには、労使協定の締結、締結した労使協定の労働基準監督署長への届出が必要である。	①1年単位の变形労働時間制の対象期間中、労働日の特定時には予期しない事情が生じ、やむを得ず休日の振替を行わなければならない場合には、就業規則中に規定を設け振替の前に振り替えるべき日を特定する等の要件を満たせば、休日の振替は可能である。 ②1年単位の变形労働時間制は、あらかじめ業務の繁忙を見込んで労働時間を配分することにより、突発的なものを除き恒常的な時間外労働が生じないようにすることを前提とした制度です。このため、当該制度を利用しない場合に比べて緊急時の時間外労働が減少し、年間でも時間外労働が減少するものと考えられることから、対象期間が3ヶ月を超える1年単位の变形労働時間制により労働する労働者に係る限度時間は、当該制度によらない労働者より短い限度時間とされているものです。復旧工事等を理由とする場合であっても、この趣旨は変わらないため、対象期間が3箇月を超える1年単位の变形労働時間制における時間外労働の限度を緩和することは適当ではありません。 ③1年単位の变形労働時間制を導入するには、労使協定の締結、締結した労使協定の労働基準監督署長への届出が必要であるが、この届出について「期間の初日の少なくとも30日前まで」とする規定はありません。なお、1年単位の变形労働時間制では、労使協定において対象期間中の労働日ごとの労働時間をあらかじめ特定しなければなりません。対象期間を1箇月以上の期間に区分して、労使協定では最初の期間の労働日及び労働時間を定め、残りの期間については各期間における総労働日数と総労働時間を定めておくことも可能です。この場合、各日ごとの勤務割合は、最初の期間におけるものは当該期間の開始前までに、残りの各期間におけるものは当該各期間の初日の30日前までに書面具体的に定める必要がありますが、この書面の労働基準監督署長への届出は不要とされています。			
145	雇用・労働	復旧作業に伴う振替休日の月を跨った管理の緩和	フレックスタイム制については精算期間が1ヵ月以内に限るとされているが、月を跨る精算を認めていただきたい。	厚生労働省	労働基準法第32条の3	フレックスタイム制の精算期間の長さは1箇月以内の期間に限るとされており、実際に労働した時間が精算期間における総労働時間として定められた時間と比べて過不足が生じた場合には、当該精算期間内で労働時間及び賃金を精算するものとする。	フレックスタイム制では、労使協定において、対象となる労働者の範囲を定めなければならないが、復旧作業に伴い長時間労働となる者については、対象労働者の範囲から外することにより対応すべきであり、制度としてのフレックスタイム制自体の要件の見直しは不要と考えられています。			
146	雇用・労働	労働条件不利益変更に関する手続きの弾力的な運用	労働契約法により、使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合には「労働組合等との交渉の状況(合意形成へ向けた交渉)」が重要な要件とされているが、時限的な変更等については柔軟な法解釈を可能とし、破壊的な打撃を受けた状態からの迅速な事業再建に資するものとする。	厚生労働省	労働契約法第10条	使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容で定められた労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の変更によつては変更されない労働条件として合意していた部分については、第十二条に該当するものを除き、この限りでない。	労働契約法は民事法規であることから、労働条件の変更が有効であるか否かは、同法の規定に照らし、最終的には司法判断となるものです。したがって、労働契約法において、就業規則による労働条件の不利益変更が認められる場合の考慮要素の一つとして規定されている「労働組合等との交渉の状況」についても、個別の事案に即して、司法の判断において解釈、判断がなされるものです。労働者及び使用者が就業規則の変更によつては変更されない労働条件として合意していた部分については、第十二条に該当するものを除き、この限りでない。			
147	雇用・労働	労働者派遣法における専門26業務に関する弾力的な運用	①派遣労働者の就労の機会を広げるため、「専門26業務に関する疑義応答案」の取り下げ。 ②震災後の対応のため、後片付け等専門26業務以外の業務に臨時・一時的に従事した場合は、又は停電時間帯にパソコンが使用できない等の理由で、典型的な専門26業務が行えず、付随的業務の割合の増加やその他の付随的業務にもあたらない業務に従事する場合は想定されるが、この場合、「専門26業務に関する疑義応答案」の解釈を弾力的に適用し、専門業務以外であるとの取扱や、派遣受入期間制限違反の行政指導がなされないよう要望する。	厚生労働省	平成22年5月26日付職発0526第4号「専門26業務に関する疑義応答案について」	平成22年5月26日:局長通知「専門26業務に関する疑義応答案について」を发出了。	①「専門26業務に関する疑義応答案」は、専門26業務に当たるか否かについて、企業等からの個別の問い合わせに対してこれまで回答してきた内容を整理したものです。これについては、派遣元事業主及び派遣先に周知を図る必要があり、取り下げることは適当でないと考えております。必労働者派遣法違反について、行政指導を行わないことと取扱いができません。			
148	雇用・労働	派遣禁止業務の建設業務派遣の被災地における弾力的な運用	津波、地震で倒壊等した家屋等の後片付けについては、建設業務派遣とせず経作業等として、派遣できるようにすべきである。少なくとも、家屋内の室内備品等の後片付けについては、解釈で明確に建設業務派遣に該当しないことを明らかにすべきである。	厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条第1項第2号	建設業務の労働者派遣は禁止されている。	津波、地震で倒壊した家屋内の室内備品等の後片付けについては、労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する「工作物の解体の作業」に含まれないこととなる。建設業務に該当せず、労働者派遣事業が可能である。このことについては、関係団体等からの問い合わせに対して、明確に回答しております。また、家屋内に流れ込んだ土砂などを、スコップで掻き出すことは差し支えありません。			
149	雇用・労働	請負に関する規制緩和	請負により行われる事業において、当該基準により求めている要件のうち、機械・設備・器材、又は作業に必要な材料・資材の準備・調達を自ら行うことについて、今回の震災により請負会社側で設備等が手配できない場合、発注者が用意し無償支給できるように基準を緩和すること。 <関係法令>労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)	厚生労働省	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)	告示「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」にて、「自己の責任と負担で準備し、調達する機械・設備等(は器材(業務上必要な簡易な工具を除く。))又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。」が適切な請負の要件とされている。	発注者から用意された機械、資材等の支給を無償で受ける場合は、自己の業務ではないため、労働者派遣となることから、労働者派遣法に基づき、労働者派遣として行うべきと考えます。なお、請負で行う場合においても、「労働者派遣事業と請負により行われる事業と区分に関する基準」(37号告示)に関する疑義応答案において、発注者が用意したものの加工を行う業務を請負負った場合は、発注者から材料、資材が無償提供されても問題なく、また、そのような請負でなかった場合でも、請負契約と別送契約を結び、機械・設備・器材、又は作業に必要な材料・資材の提供を受けることは差し支えないと解釈しております。			
150	その他	薬事法対象商品の資材変更等による変更承認等の短期化・簡素化	薬事法対象商品は資材変更の際に、都度許可申請が必要となっている。今回の震災で、一部、資材が1件の供給問題が発生しており、代替資材を活用することも検討している。現状の申請から許可が下りるまでの期間短縮を要望します。	厚生労働省	薬事法第14条第1項	医薬品、医薬部外品、および医療機器については、品目毎に厚生労働大臣、又は都道府県知事の承認が必要である。	【対応済み】 厚生労働大臣による承認品目については、個別事業毎に、代替原料等の変更手続きを迅速化することとし、3月24日、及び3月31日付けに都道府県や関係団体あてに事務連絡を发出しているところです。また、都道府県知事による承認品目についても、各都道府県により、個別事業毎に特段の配慮を行っているものと考えます。			
151	その他	医薬品原料(生薬)の医薬品製造業許可をもたない倉庫への保管	医薬品原料である生薬を、電力供給の安定している北海道や関西の医薬品製造業許可をもたない低温倉庫に保管すること。	厚生労働省	薬事法第13条第1項	出荷される前の医薬品を保管するにあたっては、都道府県知事等による包装・表示・保管区分の医薬品製造業の許可が必要である。	医薬品の製造管理、品質管理が適正に行われた医薬品を市場へ供給するため、保管等区分の医薬品製造業の許可を付した倉庫(倉庫)において保管する必要があります。なお、医薬品の保管に関する許すの基準は、一般区分の製造業の許可に比べて許す要件の項目が少なく、許可の取得が容易であり、また、被災した企業等から相談を受けた場合は、都道府県に迅速な対応をお願いしているところです。まずは、国又は所管の都道府県等にご相談ください。			
152	その他	家庭用品の表示規制の緩和	家表法対象品目において、特に被災者支援、防災用途として従来から国内で法に従った表示をしている品目で生産対応が間に合わず、緊急で海外調達を実施する商品について家庭用品品質表示法の緩和を要望。	消費者庁	家庭用品品質表示法	同法は、「家庭用品」(一般消費者が通常生活の用に供するものうち、政令で定める製品)の購入に際し、一般消費者の利益を保護することを目的に、当該製品の品質を識別するための必要な表示事項等を定めており、特定用途に係る製品、業務用の製品あるいは販売の用に供しない製品等についてはこれを規制対象外としている。なお、今次災害に関しては、特別な法の運用は行っていない。	被災者救済を目的として販売される商品についても、法の趣旨とすると「一般消費者の利益の保護」の観点から、必要な品質表示は担保されなければならないが、今後、国内在庫の物資だけでは被災地に対する供給が間に合わず、緊急輸入等により供給せざるを得ないような災害等が発生した場合、その供給を優先するために、状況に応じ、必要な家表法の緊急的運用を検討することも有り得ると考える。なお、販売に供することなく無償で支給される製品は、同法の対象外である。			
153	その他	JIS規格品の生産拠点変更申請の簡素化	既にJISを取得しJIS品を生産している会社(工場)が、外部(社内を含む)へ生産シフトする場合に、JISの認証を受けている会社(工場)が品質を担保することで、JIS品の生産、表示を認めしてほしい。	経済産業省	工業標準化法	工業標準化法に基づくJISマーク表示制度は、民間の登録認証機関による品質管理体制の審査や製品の試験を受けることにより、JISマークの認証を取得する制度である。本制度において、工場又は事業場の変更申請が登録認証機関に出された場合には、日本工業規格への適合性の認証に関する省令第9条の表の二の項に基づき、当該工場又は事業場の品質管理体制の審査と製品の試験を実施することとされている。当該申請において変更後の工場又は事業場の品質管理体制に変更がないと判断される場合は、審査を行う際に選定6か月程度必要とされる生産実績について、変更後の工場等における1か月程度の生産実績に加え、変更前の工場等における生産実績から月程度を活用して審査を実施することにより、早期の認証が可能となるように運用している。また、当該申請が一部の生産工程を外部に移転するものである場合は、同省令第9条の表の四の項に基づき、当該工程のみに係る品質管理体制の審査を行うことにより、早期の認証が可能となるよう運用している。	工場又は事業場の変更申請において、変更後の工場又は事業場の品質管理体制に変更がないと判断される場合は、審査を行う際に選定6か月程度必要とされる生産実績については、個別の判断によるが、復旧までの臨時の措置として、顧客への供給を確保するために必要な範囲内で行われるものについては、適宜、独自禁止法上問題となるものではない。公正取引委員会は、震災後、「東日本大震災に関連するQ&A」をホームページ上で公表して震災に関連した独自禁止法の考え方を明らかにし、事業者や事業者団体が必要な対応に躊躇することのないようにしている。また、個別の対応についての相談にも対応しており、同Q&Aに相談受付窓口情報へのリンクを設けて窓口を明らかにしている。			
154	その他	震災等の緊急事態において、被災企業が競合他社へ委託する場合の独占禁止法(業務提携とカルテル)適用除外の法制化	今回のような大規模災害が発生した際、被災地の工場に替わって、部品や製品を請負生産する「委託生産」「代替供給」を競合他社が行う場合、これら一連の企業活動が、独占禁止法に抵触しない旨を明示し、震災後の初期段階の活動に支障のないようにする。	公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)	・独占禁止法は、第3条において、事業者間での価格、供給量の共同決定や市場分割等の一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為を不当取引制限として禁止している。生産委託、代替供給については、個別の判断によるが、復旧までの臨時の措置として、顧客への供給を確保するために必要な範囲内で行われるものについては、適宜、独自禁止法上問題となるものではない。公正取引委員会は、震災後、「東日本大震災に関連するQ&A」をホームページ上で公表して震災に関連した独占禁止法の考え方を明らかにし、事業者や事業者団体が必要な対応に躊躇することのないようにしている。また、個別の対応についての相談にも対応しており、同Q&Aに相談受付窓口情報へのリンクを設けて窓口を明らかにしている。	震災対応のための臨時の措置として必要な範囲内で行われる生産委託・代替供給については、基本的に独占禁止法上問題のない範囲内で行うことが可能であり、独占禁止法の禁止規定が、震災対応に必要な取組の障害となっていないと考えられないため、適用除外立法は必要ない。また、公正取引委員会は、生産委託等を含め震災対応のための事業者間・事業者団体の取組について、相談に応じるとともにその窓口を明らかにして、事業者・事業者団体が独占禁止法上の懸念から必要な対応に躊躇することのないよう取り組んできると、今後とも、必要に応じてQ&Aの内容を充実させるなど適切に対応する。			